

可認物便郵種三第回六十二月二年七廿治明 No.4208

MAGAZINE

OF THE PRISON

SOCIETY OF JAPAN.

NO. 1. JANUARY, 1903.

VOL. XVI.

明治廿一年五月創刊

每月一回二十日發行

監獄協會雜誌

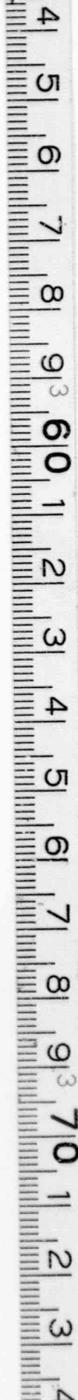
明治三十六年

一月二十日發行

第 拾 六 卷

第 壹 號

監 獄 協 會 發 行



第十六卷第一號目次

○會說 (一頁)
 ●檢束の振蕩を警告して初刊の辭に代ふ (一三頁)
 ○論 (一三頁)
 ●巡迴所感(客年十二月於茶話會) 監獄事務官 山上義雄君
 ●全上 監獄事務官 眞木喬君 (五〇頁)
 ○訪問録 (五七頁)
 小河事務官の談話 (五七頁)
 ○雜錄 (五七頁)
 ●本誌背價面に就て 龍 涯 漁 史
 ●我監獄界思潮變遷 別 洋 天 生
 ●東京便(本會編輯局内にて) 岳 洋 生
 ●刑法改正案の二眼目に就て (七九頁)
 ○漫録 (七九頁)
 ●三百年後協會記者訪問録
 ●第一回無月公談訪問
 ●第二回會員如月工學士訪問
 ○統計 (八五頁)
 ●犯罪に依る被害の賠償に關するガロフアロ氏の說 (九一頁)
 ○翻譯 (九六頁)
 ●報(數十件) (一〇四頁)
 ○法令 (一〇五頁)
 ●叙任辭令 (一〇七頁)
 ●出獄人保護 (一〇八頁)
 ○新著紹介 (一一〇頁)
 ●地方通信 (一一三頁)
 ○外報 (一一六頁)
 ●寄書 (一一八頁)
 ○會告 (一一八頁)

次號掲載豫告

一、小河事務官の内外古今の拷問談及川越幼年監の視察訪問録等あり、一は讀過戰慄を感せしむると共に刑事の變遷發達に就て掌を指すか如き趣味あり他は監獄當務者の唯一參考資料と爲つて發せしむること多からむ、別天生の川越幼年監に對するの希望も亦併せて参照するの價値なしとせず

一、藤澤四部長の親しく踏査に係る小笠原島流謫調査書は斯道の參考として永く事蹟を後昆に照すに足る

一、漫録は愈々出て、愈々妙、奇想天外より落ち諷刺人の脚を解くものあるべし

一、翻譯にはタラツタ氏の被害者賠償論を掲げ以て本號ガロフアロ氏の所見と相對照するの便に供し尙白耳義國獄制一斑を掲載すべし

一、雜錄雜報外報共に直接間接に職務の參考に資する所のもの若くは趣味深き内外の當事問題を彙收す

一、若し夫れ地方通信寄書の欄に於ては同人諸君の寄稿を待たむなり

◎新著廣告
 監獄事務官 小河滋二郎君著

刑法改正案之二眼目

◎死刑及刑ノ執行猶豫

正價金五十錢 郵稅金六錢

本書ハ著者專攻ノ行刑學ノ立脚點ヨリ其多年ノ研究ニ成ル學理ト實驗トニ基キ刑法改正案ノ二大眼目タル死刑及刑ノ執行猶豫ノ問題ニ對シ其利害得失ノアル所ヲ詳論シタルモノニシテ文理直截、材料亦頗ル豊富ナリ、其行刑猶豫制度ノ如キハ著者親シク之ヲ歐米各國ニ於ケル最近實施ノ事績及立法ノ傾向ニ就テ研究調査タルノ結果ナルカ故ニ論據ノ正確ナル唯世上一般ノ學者論ト同一視スヘカラサルモノアルハ勿論ナリ、若シ夫レ死刑問題ニ至テハ行文平易、議論活躍古今幾多ノ實例ヲ掲ケテ以テ其論據ヲ證明スルノ所、讀者ナシテ恰モ死刑執行ノ活歴史ヲ讀ムノ想ヒアラシムヘシ、一ハ新思想ヲ以テ之ヲ歡迎セント欲スルモノナルニ反シ他ハ舊思想ヲ以テ之ヲ維持セント欲スルモノニ屬ス我刑法立案者ノ腦中ニハ正シク新舊思想ノ混亂セルモノアルナ

證スヘシ、學理ニ泥マス實驗ニ偏セス新舊思想ノ外ニ超脱シテ公平著實ノ見地ヲ有スルモノ實ニ本著ノ特色トスル所ナリ、今ヤ刑法改正ノ時機ニ遭遇ス法曹、政治家、宗教家、教育家、法醫學者司獄官吏及一般社會問題ニ注目スル有志家ノ研究資料タラシメンコトヲ望ム

發兌書肆

東京市神田區
裏神保町七番地
東京市麴町區永樂町
一丁目三番地監獄協會内

明法堂
磯村政富

◎注意

追て監獄協會地方部に於て部數取纏め來明治三十六年一月三十一日迄に東京市麴町區永樂町一丁目三番地監獄協會内宮下欽太郎又は磯村政富宛御申込の分に限り發行書肆と特約の上左の割引を以て月賦拂込の御注文に應ずべく尤も代價の義は右兩名の内へ宛て御拂込相成度候

一十部以上	一部	四十三錢の割
一二十部以上	同	四十錢の割
一五十部以上	同	三十五錢の割
○月賦法		
一五十部以下	二ヶ月々賦	
一五十部以上	三ヶ月々賦	

監獄協會雜誌第十六卷第一號

(明治三十六年一月廿日發行)



○檢束の振肅を警告して初刊の辭に代ふ

監獄管理の最緊要務にして監獄當局者の何事を擱ても先づ第一に注目魚慮せざるべからざる所のものは如何せば能く幾多の在監人を適實正確に檢束して些との缺漏なからしむるを得べきやと云ふこと則ち是れなり、或は作業と云ひ或は衛生と云ひ或は教誨或は教育或は會計或は庶務、一として皆々監獄管理の要務に非らざるはなく悉く其の完備肅整を必要とすること勿論なりと雖も然かも是等のもの畢竟するに監獄主要の目的たる在監人檢束の任務を全ふして後ち生ずべき所の謂は、屬性的事項たるに過ぎずして其間、固とより緩急先後の區別あつて存し監獄唯一の性命とも稱すべき檢束規律の上より必要ありとならば作業其の他行刑管理上の要務なる所のものは擧げて之を其犠牲に供するほどの覺悟なかるべからざるなり、監獄を指して規律の府と稱し其長官に強ふるに制服着用の義務を以てし國幣多端なるの場合にも拘はらず同一監獄經費の内にあつても修繕其他苟くも直接檢

東上に必要と認めたる費途に就ては政府も亦た努めて之れが支出を吝まざるの方針を取るが如き其精神のある所、瞭然火を覩るよりも尙ほ明らかなりと謂ふべく今日、幸にして世人をして不安心ながらも幾分か監獄に對して信頼の念を繋ぎ尙ほ進んで監獄改良の施設に向ひ漸く同情を寄するもの、多からんとする好傾向を見るに至らしめたる所のものも、基く所以は則ち、少くも監獄の檢束に由て消極的、悪漢無頼の危害より社會を保全する所あるの確信を起さしめ得たるを以てなり、檢束あつて始めて行刑あり行刑の完實を俟て始めて能く積極的、監獄最終の目的を貫徹するを得べし、余輩固とより唯だ罪囚を正確鞏固に監禁し得るとのみを以て監獄の能事足れりと言ふものに非らず作業に衛生に將た教誨教育に、進んで大に行刑機宜の運用を全ふし刑事制度最後の目的たる社會に對しては犯罪を豫防し犯罪者の爲めには之を社會有用の良民に醇化せしめんとを努むべきの必要を認むる者なりと雖も然かも其間、自ら事に緩急先後の別あるを詳らかにし先づ治獄の第一要義たる檢束規律の完實を計つて而して後ち此に及ぶの注意なかるべからざるを絶叫せざるを得ず、二兎を逐ふ者は一兎を獲ず、獨り消極的に監獄檢束の規律を勵行するのみならず尙ほ進んで積極的に監獄行刑の効果を顯著ならしめんと努むるを其熱心や寔とに感ずべしと雖も限りある力を以て而かも外形的檢束設備の尙ほ不完全なるもの多々あるを免かれざる我が今日の監獄状態に於て一時に兩者

の目的を遂行し得んこと實際に困難なるのみならず強て難きを求むるの結果は終に此に失ふ所あつて彼れに得る所なく所謂蛇蜂取らずの愚を見るに至らざるなきを恐れざるべからず、巧は現はれ難く過は則ち其事の極めて小なるものと雖も忽ち世の耳目に幾百倍の大きさを以て映象するに至るを免かれざるは實に我が監獄事業の常態にして余輩は固とより之れが爲めに世の非難攻撃を受けるを辭せんと欲する者には非らされども唯だ之れが導火となつて動もすれば輒ち世人をして監獄信頼の念を薄からしめ終に監獄改良の施設に對して之を阻止障害するに至らしむるの結果を見るに至るを恐れずんばあるべからず、是は監獄改良の歴史が繰り返るべからざるなり

今や監獄改良の機運は一躍して既に行刑に由て犯罪者の個人を研究し如何せば能く其原因に遡つて犯罪を豫防救治し得るやの問題に向て其解釋の歩武を進め刑事立法の主義も亦た漸く之れが爲めに根本的革新の運命を促されつゝあらんとするの時に方り監獄改良の第一初歩とも謂ふべき檢束規律の必要云々を唱ふるが如きは偶ま以て我が監獄事業の幼稚なるを證明するものたるに過ぎずして余輩固とより衷心に於て大に忍ぶ能はざるものありと雖も然かも余輩をして強て忍ぶ能はざるを忍んで而して之を云爲せしむる所以のもの實に我が監獄社會の近年に於て頻

々續出する檢束上の出來事の然らしむる所にして思ふに此悲むべき現象に就ては何人も亦た余輩と其感を同ふする所なりと信ず

監獄の改良を談する所の者必らず先づ其構造を適實牢固ならしむるの必要を説かざるはなし。蓋し檢束の要は先づ此に拘禁せらるゝ所のものをして如何なる方法を以てするも到底、微々たる人力の能く苟免し得べからざるを斷念せしめ此に由て以て始めて檢束の目的を全ふし之を全ふするを得て而して後ち能く行刑機宜活用を圓滑ならしむるを得べきを以てなり、然るに我國に於ては監獄改良の道、其着手の順序を誤まりたるが爲めに内部行刑の實質に於て著しく其面目を改良したるものあるにも拘はらず其外形構造の設備に至ては今日尙ほ到る所、極めて不完全なるを免かれざるの實況にして少しく監獄學の知識を有し若は外國に於ける治獄の狀況を詳かにする所の者何人も一見して斯かる不完全なる構造の下に如何にして能く惡漢檢束の目的を全ふし能ふべきやを疑はざるはあらざるなり、曾て故ゼーパツハ氏が監獄改良の顧問として我が國に來朝し間もなく主務大臣の命を奉じて府下及び近縣四五の監獄を視察するに當り氏をして先づ第一に最も強く驚かしめたる所のは其構造の殆んど一として檢束の遇囚の要件に適するものなさと云ふと即ち是れなり、當時彼れが監獄當局者に對して冒頭第一に發する所の質問は一年間に於ける逃走者の人員幾何なりやと云ふにありしを以ても之を知るべし、彼れが此疑問を發するの心中には一年間少くも二三十名内外の逃走事實ありとの答辨を得んことを期待したり、然るに案外にも多くは則ち一年間は愚か數年間を通じて一件の逃走事實だに絶無なるを答へ偶々其事實ありと云ふも答ふる所は則ち一人若くは二人の僅少數に過ぎず、是を以て彼れ始めは其答辨の果して眞實なるや否やを疑ひしものゝ如く中頃其疑ひの解くるに及んては實際内容に於て檢束規律の勵行せられざるが爲めに罪囚は反て安全なる監獄生活に甘從するの結果にあらざるなきやを疑ひ終に其疑ひも亦た大に融解せられ囚情の特色及び當局官吏の能力熱誠等の然らしむる所以を認識するに至りたるものゝ如くなりと雖も而かも彼れは常に繰り返へして吾人を戒めて曰く至嚴至正なる行刑の面目を全ふせんとならば罪囚に對して飽くまで檢束の規律を勵行する所なかるべからず余は固とより深く貴邦監獄官吏の能力と熱誠とに敬服信任する者なりと雖も今日に於ける構造狀況の下に於て果して至嚴至正なるべき監獄行刑が要求する所の檢束規律を勵行して遺憾なからしむるや否やを疑はざるを得ず、檢束は實に治獄の眼目なり、監獄改良の前途、必らず余が言の空しからざるを得るの時機あるを信ずとされば氏が其顧問の任務を盡すが爲めに劈頭先づ我が政府に献策せし所のものは監獄改築の必要及其方法にして從て檢束の要務殊に戒護官吏の勤務配置及び養成の方法は氏の最も其熱衷を注て吾人に教訓するとを怠らざる所たりしなり、政

府亦た深く此に顧みる所あり頻りに監獄の改編を督勵する所ありしが爲めに各地漸く改築少くも修繕の緒に就くを見るに至りしと雖も地方經濟の容易に之れが實行を許さざるものありしが爲めに固とより所期の百分一をも達する能はざるのみならず偶ま改築の事業に着手したりと稱するものも僅かに其一部の形式を歐風に摸倣したるに過ぎずして内容に於ては則ち殆んど一も監獄構造法の要件を充たすこと能はざりしなり、然かも我が監獄當局者の斯業に熱心なる外形設備の此くの如く不完全なるにも拘はらず一面には能く檢束の規律を勵行し他面にはまた着々行刑の實質を改良し逃走事實の如きは全國を通じて殆んど其跡を絶ち曾ては一年間二百四五十乃至三百に近き逃走囚を出だしたりと稱せし北海道の如き所に於てすら終には一件の逃走事故だに見る能はざらしめしまでの好成績を呈するに至り人をして外形設備の必らずしも以て深く頼みとなすに足らず檢束の張弛は一に繫つて監獄當局官吏の力にありとの信念を起さしめたるの偶然ならざるを知るべきなり余輩嘗て彼の鐵と石とを以て蟻の遺ひ出づる間隙だになきまでに精巧と事實とを極めたる歐米各國の監獄に在つてすらも時々逃走事實の現はるゝものあるを見聞することあるに反し幾んど蟻蜂籠にも比すべき脆弱粗造の我が監獄に於て比較的逃走事實の稀有なるを認めて是は正しく我が當局官吏の彼れ歐米に比して一層熱誠以て其職務に恪勤なるの致す所となし人に語て心、竊かに誇る所ありし

なり然るに如何なる事の變調にや一昨年以來殊に昨年に於ては我が監獄社會到る所に囚徒逃走の警報に接すること甚だ頻繁にして輩殺の下にある警視廳監獄の如きは人をして幾んど三疊相競つて逃走を敢てせしむるにあらざるやを疑はしめ創立以來曾て一人の逃走者をも生ぜざりしと云ふことを以て檢束の摸範と仰がれたる東京集治監に於てすらも白晝、數名の惡漢兇徒を脱獄せしむるの轍事を惹起したるが如き甚しきは則ち或る東北地方の監獄にあつては嘗だに囚人をして容易に逃走の目的を達せしめたるのみならず尙ほ逃走に際して悠々領置庫に入つて保管の衣類雜品を竊取するの餘地を與へたるが如き大失態を演ずるあり加之らず或は巢鴨の如き或は福島の如き或は東京集治監の如き或は北海道監獄の如き情けなくも鼠賊の高壁を踰越して監内に侵入し而かも監獄保管の物品を竊取せらるゝを悟る能はざるが如きあり、既に物品を竊取するの機會を與ふ進んで在監人を掠奪し得せしむるに至るの危運を見ざるなきを得んや物品を竊取せられしと否とは始らく攔き少くも鼠賊をして大膽にも規律森嚴の城廓とも云べき監獄を窺はんとの非望を起さしむるに至りたる所以のもの願みて我が監獄の面目に如何に至大の影響を及ぼすやを考ふるときは吾人當局者ならずとも實に流汗の全身を浸らすの慚愧を禁ずること能はざるなり、而して斯くる失態たる未だ曾て我が監獄社會に實現せざりし所にして其之れあるを見たるは實に昨三十五年を始めとし而かも其陸續

として各地に同一の失態を演ずるものあるを見るに至ては全然、之を一時的偶然の變象として看過する能はざるを如何んせん逃走事故の著るしく例年より多きに加へて而かも尙ほ年を同ふして此未曾有の失態を續出する所以のもの必らずしも之を以て檢束規律荒廢の兆なりと斷定すべからずと雖も其間少くも何等か監獄檢束の方法に於て不備缺陷あるの事實を證明するものと謂はざるを得ず彼の稲妻強盜と唱へられて一時世間を驚悚せしめたる所の惡漢が曾て北海道集治監を破獄せりとこの事實を明らかならしめらるゝに當てや當時、刑事立法の局に當れる或る有力の刑法學者をして我が今日の監獄の惡漢兇徒を拘禁して社會に危害を絶つるの信任を置くに足らざる唯一の證據となし一面には盛んに監獄の無能を熱罵すると共に一面にはまた是を以て死刑存置を必要とする所以の有力なる立證資料となさしめたるに非らずや幾分か事理を辨へたる立法家とも稱すべき所のものにして尙ほ此くの如し况んや滔々たる世俗に於てをや、クローネ曰く一朝、若し不幸にして逃走を遂行せしめたることありとならば時を移さずして直ちに之を捕獲するの方法を勵行せよ逃走囚に最も恐るゝ所のものは其第一着手の犯罪にあり、逃走の事既に監獄失態の大なるものなること勿論なりと雖も若し逃走者をして犯罪を敢てせしむるが如きことありとせば此犯罪は即ち監獄自ら手を下して之を爲したると同一の責任を免かれ能ふべからず、監獄官吏が幾多、慘憺たる苦心を凝らして行

刑の爲めに竭くしたる積功は一の逃走事實に依て忽ち雲消霧散に歸することを覺悟せざるべからずと當局幾多の經營に成る積功も一の逃走事實に依て忽ち雲消霧散に歸すべしとは吾人の常に肝に銘すべきの格言にして殊に監獄改良の僅かに其緒に就くを得て是れより漸く順潮の蔗境に入らんとするの我が今日に於て當局有司の熱誠と恪勤とに依り消極的ながらも折角贏け得たる世俗の同情をば一朝にして今驟かに之を失墜せんとするの危機に瀕すること監獄改良の前途に對し吾人の須らく警戒の上にも警戒を加へ前年の失態に鑑みて再び之を本年否な永き將來に繰り返へすが如きことなからしむること豈に吾人の最も慎重なる注意を努むべき所の要目なるに非らずや

贊實なる檢束即ち行刑第一の要義は監獄改築の竣工及び構造の適正を俟て始めて能く其目的を完ふし得べきものなること言ふを俟たず、幸に政府當局も亦た夙に此に着眼する所あり監獄經費の國庫支辨に移ると共に年々幾十萬の巨額を支出して以て監獄改築の設計を實行し尙ほ又檢束の設備上必要と認めたる新營及び修繕の費途に向つては隨時成るべく之れが支出を惜まざらんとするの方針を取りつゝあるの誠意は余輩斯業の爲めに深く之を諒とせざるべからず、若し夫れ斯業改良の急成を熱望する余輩區々の至情より之を言へば此點に關する政府當局の施設にして尙ほ不満足を感ずるもの多々あるを免かれざること勿論なりと雖も然かも天

下の大局より觀察して其間緩急取捨の責任を負ふ所ある政府に對し況んや國費多端の今日に於て尙ほ進んで此以上を求めんと欲するは抑も是れ求むる者の非望なりと謂ふべく余輩監獄に當局たる所の者宜しく先づ難きを人に責めずして己れに責め經費の及ばざる外形設備の不完全は己れの能力と己れの熱誠とを以て之を補ふて餘まりあらしむるの決心なかるべからず、是は敢て今に於て新たに斯くなかるべからずと注文せられたるものとは謂ふべからず我が監獄當局者の多くは多年既に此覺悟を以て斯業に竭くし而かも着々事實の上に外形の必ずしも深く頼むに足らざる所以の理を證明し來り今尙ほ現に證明しつゝある所なるに非らずや彼の市ヶ谷監獄の事蹟に見よ昨年こそ僅々一年の間に前後五回の逃走を出だしたりと云ふ前代未聞の失態を演じたるなれ天下第一の破れ監獄なるにも拘はらず嘗てに既往數年を通じて一回の逃走だに生せしめざりしのみならず或る時代には一般行刑事務の整理すること殆んど全國に冠たりとまでの好評を博したりしことさへあるに非らずや曾て巢鴨監獄の落成を見るに當てや人皆相祝して少くも爾今復た此監獄に於て囚徒を逃走せしむるが如きことあらざるべしと想へり何んぞ圖らん落成後、幾何もなくして數名の囚徒は容易に高壁を攀越して逃走の目的を遂行する所あらんとは、而して一方、破れ監獄にして赤手能く監房を破り賊者尙ほ能く踪ふるを得るが如き外塙を繞ぐらす所の市ヶ谷にあつては曾て一回も逃走の警報に

人を驚かしめたるが如きことあらざりしなり、且つ夫れ昨年と云ひ又既往數年に遡つて之を見るも頻々逃走事實を生ぜしむる所、必ずしも比較的構造の不完全にして改築の急に迫まれる所なりと謂ふに非らず多くは則ち構造の上に於て寧ろ優等の地位にあるものなりと云ふも可なり、構造の不完全なる所、反て檢束規律の好成績を現はしつゝあるもの亦た鮮からず、多數の囚徒を拘禁する所果して多くの逃走事故を見るかと云ふに大阪の大監獄に絶無にして反て堺の支署に現出せり概して又一般本署に少くして支署に多く支署の小なるもの則ち警察留置場に至ては更らに一層頻繁なるの事實を見る、其構造を堅牢ならしめば果して能く逃走事故の絶無を期待することを得べきものとせば東京集治監は何が故に最も恐るべき數名の重罪囚をば而かも白晝、之を逃走せしめたるか巢鴨監獄も亦た前後幾回か重ねて數名の惡漢を逃脱せしめたるか、他日幸に全國に涉て普く監獄改築の大成を見ることありと假定するも其檢束設備の事實を期するのの上に於て今の巢鴨監獄及び東京集治監の事實に比し尙ほ其以上を得んことは到底之を望むべからざるものと覺悟せざるべからず、此兩監獄にして尙ほ逃走の失態あるを免かれざるものありとせば他日改築大成の後に於ても亦た依然として之れあるを豫期せざるを得ず、是を以て之を觀るも檢束の張弛は必ずしも外形設備の如何に非らずして當局其人の能力熱誠の程度如何に關すること多きに居る所以の事實明らかなるもの

い。如。し。少。く。も。我。が。今。日。の。監。獄。に。當。局。た。る。所。の。者。宜。し。く。此。覺。悟。を。以。て。斯。業。に。努。め。金。力。の。足。ら。ざ。る。所。智。力。以。て。之。を。補。ひ。智。力。の。及。ば。ざ。る。所。熱。誠。以。て。之。を。充。た。す。の。大。決。諦。心。あ。る。を。要。す。此。く。の。如。く。ん。ば。則。ち。奮。だ。に。斯。業。に。誠。なる。の。み。な。ら。ず。亦。た。國。家。に。忠。なる。もの。と。謂。ふ。を。得。べき。なり。

四人の職務に忠實なる 論は吾國の武士が君公に忠實なりしが如し

寺岡平右衛門曰く 五石二人扶持の私も千石取つた貴方様もつないだはい同じこと 昔君様の御編纂

四人の職務を視る 實に如歸き氣意なり 職務の何如き地位の高下を問はざるなり

吾國の官人多くは云ふ 罷り間違へば辭職する迄のことさ 懲くて憚りも無く横道に入るなり

忠實を盡くす可き意氣なく 乃ち利慾に奔る吾人は常に昔時我が君公に對したる忠實心を移して

大御心の爲め職務の爲めにする機 心掛けざる可からず



○ 巡 回 所 感 (客年十二月於茶話會)

監獄事務官 山上義雄 君

今日は協會の茶話會而も本年の納會でございますれば何か諸君に有益なる御話を致すと云ふことが當然でございますが如何せん私の腦中空しくして諸君に對し御参考になり且つ有益であらうと云ふやうな御話を有る材料を有らませぬので本春以來各監獄を巡回して見ました上に就ての所謂雜感を御話しやうと思ふのであります、従つて御話をしますことが秩序もなく順序も立ず所謂ウンシステマチックシエな御話でございますまして唯だ或る事柄に付て私の卑見を申上げると云ふに過ぎないのでありますから説の可否は勿論諸君の御判断に任かせる外ないのであります尙ほ私の後には老練な眞木君が最も趣味ある有益なる御話を致す等でございます私には先づ其前座として簡單な御話をして御免を蒙る積りでありませぬ先づ監獄を巡回しましたに付て第一に諸君に御話して見やうと思ひますものは今日の監獄の建物に就てでございます今日この監獄の建物と申しますものは其十中の八九は皆以前の思想に依て建てられたもの又幾分は藩政時代の遺物でありまして勿論今

日の監獄の理想の上から見ましたならば殆んど適當な監獄はないと申しても宜いだらうと思ひます又今日監獄改良の要件としまして個人待遇をすると云ふ方から申しましても建物の如きは最も關係を多く持て居るだらうと思ふのであります從て政府も監獄改築と云ふことには餘程苦心を致して年々幾部の監獄を今日の執行主義に適當しまするやうに改造しつゝあるのであります但其經費たる僅かに一箇年三拾万圓でありまして之を以て全國の監獄改築を完成しやうと云ふのには少なくも此所數十年を經過せねばなりません此の如き有様でありますれば監獄の改良の最大要件たる建物の改良と云ふことは事實容易に行はれるとてなからうと思ふ故に私は今日の監獄を改造利用すると云ふとに一層注意して見たら何うであらうかと云ふ考が浮んだのであります勿論今日初めて事新らしく申上げる程のももございませぬが實際巡回をして見ます所が今日の監獄の建物は在監人に對して比較的多的坪數を持て居る然るに建物に秩序なく一時の必要に應じ或は典獄の更迭毎に其人の意志に依て建増若は改修と云ふやうなどを致して數年の間に漸次不順序に擴がつたのであります俗に所謂蜂の巣を造つたやうな建物が多い故に建物の坪數の割合に其建物が用を爲て居ぬのみならず建物の面積が殖えれば殖へるだけそれだけ多額の修繕費を要するは免ざる數である所が今日の修繕費と云ふ者はさう豊かな額ではありませぬ從て修繕の行届かぬ爲に危険もある不規律なこと

もある随分今年の如きは逃走も殖へて居り中には堅牢な建物から随分不手際な逃走もありますが又建物の脆弱腐朽に乗ぜらるゝと云ふ事もあるに相違ないと思ひますそこで私は幸にして今日は在監人も餘程減少して居ります公論昨年と今年とを比較して今年が減少し居ると云ふ譯ではありませぬ寧ろ昨年に比較しますれば總數の上に於て二三千人の在監人が増加して居りますが最近七八年前に比較を致して見ると餘程在監人は減少して居ります故に地方に依りまして工場監房共に三分の一位も空しくあけて居るか若は不必要に使用して居るのであけて置きますれば無論建物は使用して居るより尙ほ一層腐朽が早い破損か速かであります、箇様な向きも全國を通じて見ますれば稀ではなからぬと思ふのであります殊に舊來の監獄の建物と申しますものは餘程材料などは充分に使つてあります木材にしまして堅牢且つ良質の物が段々あります其上に以前の監房は二重鞘でありまして概略の算盤から申上げますれば殆んど監房の坪數倍以上の材料を用ゐて居ると云ふ監獄が何方らかと云ふと多數である故に是等のものを利用改造すると同時に一面に於て新式の監獄を造ると謂ふ事が必要であらふと信じます勿論改造に依て完全は期せられんかは知れませぬけれども現在の建物を姑息に維持し比較的多額の修繕費を投して参りますよりは今日の執行主義に稍近接した所の監獄が出来やうと思ふ故に私は機會がありましたら典獄諸君にも圖りまして現在の建物を利

用して吏員其他の配置上便利なやうに即ち人間の經濟も出來ますやうに時間の經濟も又計れるやうに改造の出來ると云ふ見込みがあります箇所は充分に調査して御覽ひしたいと思ふ勿論悉く在來の材料のみを以て改造すると云ふことは出來ぬ所もありましようが之は又調査の上で方法もあらうと思ひますから兎に角現在の材料を使用して主として囚徒工賃のみの支出に依て改造の出來る所から着手する既に私は二三の監獄は此方法で改造し得る事を信じて居る故にこう云ふものに就て先づ改造利用と云ふことを實行致たい又同しく建物に就て感じたことがありませんから之も御話をして見たいと思ひまするが近來各縣の監獄を見ますると營繕の工事と云ふものは餘程等閑に附せられて居る若し私共が中央の官吏として其營繕の不行届きを責めますれば豫算の少額なるが爲めに適當の修繕が出來ないと云ふことを以て答へられる向きが多數ありまするが又中には随分各所新營若くは修繕と云ふ名の下に極言しますれば不經濟 unnecessary の仕事も有るやうに見受けられます矢張修繕をすると云ふことに付てももう一層直接の局に當つて居る人の注意が行届きますれば今日一箇所より出來ぬ所の修繕が尙二箇所三箇所と云ふ修繕が出來るかも知れませんが例へて言ひますれば或る監獄の構内の隔離に用ゐて居る所の塙は非常に高い塗塙である而も一丈七八尺もあると云ふやうな塗塙である實際それが監獄の構内にまで此の如き大きな塙が入用であるかと云ふと事實さうまでの

必要を認めぬのである又塙場合に依りましてはそれが爲めに所謂光線の射入しない場所を作り或は空氣の流通を妨げて構内の乾燥を妨害すると云ふやうなことがありまするが必ずしも内部の仕切りによつて此の如き大きな塙を設くるの必要がないと思ふ然るに若し其塙が大雨の爲めに崩潰したとか或は年所を經過した爲めに大破損を來たしたとか云ふ場合に於てどうするかと申しますると矢張り舊と之が塗り塙であつたが故に塗塙に改めなければならぬ塗塙で修繕をしなければならぬと云ふ觀念が強つて之に換ゆるに木柵其他を以て輕易に何分の一と云ふ外ない費用で出來まするのに又舊との通りの土塙を作りなをさなければならぬと云ふやうな方法を執て居る斯う云ふことを一つ注意しましても餘程費用が出て來るのでその一箇所の修繕費は以て他の數箇所の修繕を爲し得ると云ふことになるのであります或は稍々似た例でありませうけれども内部の隔離の塙などに僅かな木柵の上になきな瓦屋根を附けて塙を拵へて居る一向私共が見ても唯だ木柵で作つた而も監獄の外には堅牢な所の塗り塙がある煉化塙であつて其中を拘置監であるとか或は囚人監であると云ふが如き隔離をする爲めに拵へた塙であるそれに唯今御話したやうな大きな瓦屋根を附けた塙がある是が一朝瘡みますると矢張り舊との形にしななければならぬと斯う云ふやうな風で随分他に途を求めて行けば經濟の方法があるにも拘らず兎に角舊位に復すると云ふことを努めて居ると云ふやうな傾きがあ

る從て營繕工費と云ふものが非常に多額に上りまして他の必要な箇所にも或は一監獄内でなくして他府縣の監獄にも流用することが出来る餘地があるのに其方に豫算を配當することが出来ぬと斯う云ふやうな結果を見るであらうと思ふ宜しく此邊に付ても將來監獄の當局者が注意して節し得らるゝ費用を節約して行つたならば修繕工事の如きも今日の如き不完全な状態に置かぬでも私は救ひ得らるゝ方法があらふと思ふ尙ほ一層甚だしきは監獄の囚徒と云ふものは總て工業的の事業に使役し収入を増加しようと思ふ考を持って悉く在監人を請負人に貸渡して監獄自用の修繕さへも殆んど外部の人の手に依て修繕して居ると云ふ監獄もある成程工錢の收入と云ふ方に行きますれば多少帳面の表に於ては數字が多くなつて宜しいかも知れませぬが所謂之は壹文呑みの百知らずであつて監獄の囚人を使へば木工の餘つた木切れを持って行て釘で打附けても板塼の節穴や小破位は修繕が出来るかは監獄署の椅子卓子が破損した乃至監房の錠が損した悉く監獄の囚人の手を以てやりますれば今日の所では僅かの囚人の給與工錢を拂つてやりさへすれば多くの費用材料を費すことをしなくても出来るのであるそれを工業上の収入を増加せんが爲めに若くは請負者の便利を圖らんが爲めに實際一切の囚人を請負人に貸して置きましてさうして悉く其修繕などと云ふものは一日七拾錢とか乃至八拾錢を取る所の普通の大工を頼んでやらせると云ふやうなことも實際に見て居るさう云ふ

方法を執て居りますれば十箇所出来る修繕が一箇所か二箇所の外出來ないと斯う云ふことにもなる詰り建築經濟上の觀念に乏しくして經費の利用方を餘り攻究して居らぬのである其結果として修繕費が不足し修繕が行届かないのである是等は特に當局の御方には御考を願ひたいと思ふ事柄の一つであります又准令御話ししましたことは獨り費用の上に於て不利益がありますのみならず監獄内に普通職人を入れなければならぬ監獄の囚人で修繕をしますよりは却て積り書を取るとか其他種々の手數をし其間に餘計な時間を費すと云ふやうな不利益も矢張附帶して居るまア斯う云ふ所は餘り數々はありませぬけれども現にさう云ふ所のあるのも私共承知して居るのでありますから是等は充分に注意して貰ひたいのであります此外費用に關係なくして随分修繕に怠つて居る所もある豫算を調べて見れば尙ほ修繕費が残つて居る必要な修繕がしてない段々立入つて問ふて見ますと看守の報告がなかつた或は二課には報告があつたけれども二課長から三課には通知しなかつた或は三課に對して數回之が修繕を督促したけれども三課は何の都合か之をやつて呉れぬと云ふやうな答辯を得ることが多い蓋し之は何の部分に其實があるかと云ふことは明かには分りませぬけれども兎に角事務の緩漫なものには相違ない又中には一向二課の方からして通知がないので三課では氣が附かなかつたと云ふやうな向きもあるそれは種々様々な答辯を得るのであります但し要するに破損の場所が

ありましたらば速かに修繕をして檢束規律の確保をしなければなりません故に私は囚人其他に破損の箇所が知れて差支のない場所であるなれば看守長なり部長其修繕を要する箇所を發見したならば直に修繕を要すると云ふ印を附け巡廻の都度注意したらば宜からうと思ふさうして置いて直ぐ一面主管の課所へそれを請求して翌日廻つて見て未だ直してないならば直ちに重ねて請求すると云ふやうなことにして行きませすれば修繕を怠たると云ふ事は少なくなつて来るだらうと思ふ兎に角費用の使ひ方の不充分なのや或は手續の緩慢なるが爲めに監獄の建物が今日甚だ檢束不規律な状態にある場合が多いと云ふことを實見して居りますから是等も充分に注意を請ひたいのであります尙一つには誠に可笑しな御話であるが諸方を歩るいて見ますると田舎の隅に至るまでも例の條約改正と云ふ時に外國人監房と云ふものが何處の田舎にまでも殆んど取除なく出来て居る實に今日から考へて見ますと可笑しな話で日本の役人ですらも特別な用途がなければ容易に行かぬやうな所て而も小さな支署などであつて非常な金を掛けて外國人監房と云ふものが設けてある監房が設けてあるのみならず外國人は何時來るかも知れぬから拘禁をする準備であると云ふて衣類から其他附屬の物までも揃へてあるのてありまして其監房は外國人用として設けたものであると云ふので建築以來今日迄一人の外國人を拘禁したことがない否な其土地にさへ外國人が來たことがないと云ふにも拘

らず依然として澤山金を掛けた監房を少しも用ゐずに置くことと云ふことも甚だ面白くない譯であるさうして一面に於ては監房が不足だ分房が一つもない故に本年は豫算を提出したとか或は明年は請求する積りであると云ふ話も聞きましたのが外國人監房は稍々分房に適するやうに出來たものが多いのでありますからして外國人の來る迄は無論日本人に使つて差支ない外國人監房と言つたら必ず日本人は入れることは出來ないと云ふやうなことはしないで是等も其利用すべきものと考へます之は拵へたのは極めて可笑しいけれども出來た今日に於て彼是論じても詰らぬ話であるから少しは之を利用したいと思ふのである建物に就ては其の他にも多少御話して見やうと思ひますものもありませんけれどもこれにて止めまして囚人の所遇の一斑に就て御話して見やうと思ひます先般本省に於きましても階級制の施行してある場所があると云ふことを聞きまして参考の爲めに其階級制の規則などを集めても見ましたが中々地方に依りましては此階級制なるものが餘程勢力を得て行はれて居ります勿論私共も玉石混淆の雜居に比較しますれば階級制が悪むといは認めませぬが併し制度として餘り稱賛する制度ではなからうと思ひます制度の議論は暫く措きまして實施して居りなす方法を見ますると階級の分け方も監獄に依て色々違つて居ります或る所に行きますると此上級囚人には着類一枚を増給するとか或は作業の選擇は囚人の自由に任せるとか乃至雜居監房であるにも必ず

上級の者には悉く紙製石版の携有を許すとかと云ふやうな風で種々な階級處遇法が定められてある所が今御話しましたやうな衣類の増給でありますとか或は作業の選擇と云ふやうなことは甚だ理窟に私は合はぬと思ふ今日の監獄則なり或は施行細則なりの上から見ますると在監人に給與せらるべき衣類或は貸與せらるべき衣類と云ふものが明かに數も示してありますそれを行狀の如何に依て支給すると云ふやうなことは甚だ不穩當であると云ふばかりでなしに殆んど必要以外の貸與であらうと思ひます元來衣類と云ふものは言ふ迄もなく身體を保護する即ち氣候に對して抵抗をする兎に角此必要と云ふものが本になつてそれから割出されて與へられるところのものである同じ東京の監獄に居りながら綿入を甲は貳枚着なければならぬ乙は三枚着なければならぬと云ふが如き行狀の如何に依て衣類の給與を異にするの理由が毫もないのみならず現行の規定の上から見れば明かに之は犯則である斯う云ふやうなこともやつて居りますし又作業は自由選擇と云ふことになつて居る作業を自由に選擇せると附ふことになるかと殆んど無定役囚及刑事被告人が作業に就く時と同じことである兎に角定役囚として強制的に作業を科せらるゝのである囚人として作業の選擇をせると云ふ自由は一つも今日の日本の刑法では與へて居らぬそれに對して監獄自らが囚人を處遇する所の標準を作てさうして根本の刑法などに命じて居る所の作業などの選擇までも許して行くこと云

ふことは之は到底不道理であるのみならず典獄の職權として出来ることではなからうと思ひます此の如き方法に依て兎に角階級の上の者には實質に於て利益を得させると云ふことが彼を導く手段であると斯う云ふことを考へたらしく見へる所が斯う云ふ方法でありますからして何人も自分の利益を得ると云ふことを望まぬ者はないのであつて餘程行狀も改めるであらう作業も勉勵するであらふ又階級の上昇すると云ふことは作業の成績と行狀の良否と云ふものを重みに標準にして居りますから其方には大層關係があるであらうと思ひますが又之を或る側から言ひますれば囚人は眞心悔悟をせると云ふよりも先づ以て官吏の目前に於て巧みに彼を瞞着して其の甘心を得ると云ふことに務めると云ふ傾きがありはせぬかと思ひます私は階級制を施行して居る監獄に於て見たのは僅か一日乃至二日の時間でありますから勿論其の真相までを明らかにすることは出来なかつたのでありまするが他の事件から之を推して考へて見ますると多少其の嫌ひがありはしないかと思つて居る何う云ふ點から其の推測が下されるかと云ふと最近までは尤も不買な囚人として或は又た監獄の札付として特別な注意を以て取扱はれて居つたものであつて身分帳などを見ると犯則の數なども實に數知れず澤山あるさう云ふ人間が此階級制施行以來は頓に善良なる人間になつて僅か三箇月か五箇月の後には殆んど最良の階級まで上つて居る或は先月迄は其監獄に於て一箇月平均六十件懲罰

事件があつたのが階級法の施行以後翌月からは五件とか七件に減少したとか云ふやうな具合で何の點から見ても非常な劇變をして居る此劇變と云ふものは必ずしも階級法の弊であると云ふことは言はれませぬが餘り今の階級制の機能が有り過ぎて俄かに私のが是が適當なる階級的處遇の結果で此所に至つたと云ふことを信ずることは出來ないので是等の關係から見ますと多少官吏が囚人の爲めに且つ僞善と云ふ爲めに迷はされて居るのではあるまいかと云ふ感じを持つたこともあります、階級制と云ふものも其點に注意を能くしませぬと随分不應な弊害に陥るものであらうと私は思つて居る現にユルマイラの監獄を視察した所のヒントレーゲルと云ふ人の話にも唯今御話したやうな階級制と云ふものは囚人をして官吏を瞞着する所の智識を研磨する則ち囚人の奸智を獎勵する所の方法であると云ふやうな極言をしたともありましたが必ずさう云ふ譯でもありませんまいが多少其嫌ひはあるであらうと云ふことを私は稍々實檢したのであります又階級制を施行して居りまする監獄に限つては比較的懲罰の執行猶豫と云ふものが多いやうに私は見受けました懲罰の執行猶豫は必ずしも悪いことではない勿論犯罪に對して適當な方法があれば執行猶豫が宜いと同じことで懲罰に對しても適當な取締が出來れば決して執行猶豫が悪いとは思はぬのであります但し兎に角比較的此執行猶豫と云ふものが多い而も此執行猶豫と云ふものが上級の人に多い成程階級の上から言ふ

たならば上級の者は平素行狀が宜いからして過つて犯則のあつた場合に於て懲罰の執行を猶豫すると云ふことは之は當然の譯でありませうと表面から言へばさう云ふ譯でありますけれども又之を一層其他の書類などに就て取調べて見ると必ずしも唯今御話したやうに上級であるが故に犯則は偶然過失であると云ふやうなことは言はれぬことが澤山ある之は蓋し官吏自らも上級者として自分が擔當して居る所の者に犯則を出したと云ふことを幾分か憚かるのと又自分が扱つて居る他の階級を擔當して居る官吏に對して甚だ不面目であると云ふことの爲めに成るだけ懲罰を受けさせたくない懲罰の報告の如きも成るべく本人の利益のやうにするると云ふやうな傾きがありはせぬかと思ふ兎に角階級制を實行して居る所の監獄には執行猶豫と云ふものが多いやうに思はれます之は階級制を施行して居る監獄にばかり限りませぬが懲罰の執行と云ふことに就ては近來稍々以前とは趣が異つたやうに見受けるのであります随分書類に就て見ましても或は在監人の處遇などに依て考へましても懲罰の調査と云ふことが餘程租漏に流れて居りはせぬかと思ふ場合に依ては殆んど懲罰は看守の申告に對して直ちに看守長が判定を與へて訊問調査と云ふことも碌々せず直ちに又囚人に看守長が宣告をすると云ふ風が餘程あるのではあるまいか色々書類などの關係からさう云ふことも調べて見ました勿論囚人の情苦必ずしも採用することは出來ませぬけれども稍々さう云ふ事實を他の書

類に依て認めらるゝことがありました故に懲罰の執行は多く典獄其人の手に出でずして二課長あたりの手に依て専決執行されて居るのではあるまいか又懲罰の執行の上に就ては不注意な所も澤山あるやうであるどう云ふ點かと申しますると先づ執行猶豫をして置きました被懲罰者が更らに他日犯則をしますると前の執行猶豫になつて居つて猶豫期間であるのに前の執行と云ふものに對して處分をせずには或は懲罰表の上に懲罰の判定をして居るにも拘らず懲罰執行の結果と云ふものが記入をして居らぬのである懲罰執行を始むるに當ての醫士の診察も書いてなければ執行中の體量の増減も書いてなければ執行を終へた時の身體の健康状態も記入してないと云ふやうな事は少なからぬ例であります或は又二課長で處分を了し身分帳の記入を漏した爲め身分帳の上に執行猶豫と云ふことをして置いても他の犯則あるに拘らず猶豫の懲罰執行を免れてしまふと云ふやうな實際があるのであります之は取扱者の不注意に依る所の事柄でありますが是等も間接には懲罰ならず又懲罰を随分繼續して執行して居る向きもあり繼續して執行した揚句に例へば今が本挽であるとか或は米搗であると云ふやうな勞役に就いて居つた者が一度ならず二度も懲罰の執行を繼續されてさうして懲罰免除になる直ぐ翌日は元の勞役に還入つて居ると云ふやうなことも段々見ましたが是等も矢張り衛生其他の注意

の行届かぬのではあるまいか如何に健康な人間と雖も五日も六日も殆んど平生の食料の三分の一にも足りぬやうな甚だしきは二分の一と云ふやうな減食を受けた者が直ぐ今日晝まで減食を受けて晝から直ぐ元の勞役に就くとか或は前夜まで執行を受けて翌日直ちに勞役に就けると云ふことは餘程之は囚人の健康上願慮してやらなければならぬとてあります實際多くの場合が懲罰以前の作業に返へすと云ふとが殆んど通例の如くになつて居る之も餘り面白くない方法であると私は見て來ましたそれから作業を奨励すると云ふ爲めに普通定められた所の食料の外に別に其増飯と稱して飯を増してやつて居る監獄がある例へば一等の米搗は九合である二等は八合である三等は七合であると云ふとに定めてあるのに一箇月間續いて料程を了した場合には次の一箇月間に於ては増食をする或は一日に二勺増すとか三勺増すと云ふ増食をして居る之は私は甚だ面白くない奨励の仕方であらうと感じたのであります元と食物と云ふものが在監人の健康維持生活の必要と云ふとを目的として與て居るのでありますから作業を奨励して料程を終つたからと云ふて平素五合食つて居る者に六合やるとか或は六合の者に七合やると云ふやうな方法を採ると云ふとは少しも必要がない必要がないのみならず餘り人類を捕へて動物的觀念を惹起させるやうな仕方である作業を奨励すると云ふとには食物を多量

與へると云ふことが一番適切な且最も効能のある方法には相違ありません。いけれども一面には囚人の氣品を養つてやると云ふ考も必要である。一も二もなく食物に依て導いて行かうと云ふことは甚だ宜しくない方法であらうと私は信じます。それから少し順序が違ひましたけれども囚人入監の當時に於て身上票なるものを作製すると云ふことの規定になつて居る此身上票なるものは遇囚上に於ては缺く可らざる最も必要なものであらうと私は考へて居りますが其身上票なるものが往々にして泄れて居る向きがある甚だしきは其照會を終らずして遂に出監した者があるそれも刑期短かいが爲めに照會應答の日數の間に出監したのではない刑期が二年も三年もある囚人であつて身上照會をせず遂に放免したと云ふ向きもあり或は三五年も刑の執行をした後尙ほ身上票の調査をしてないと思ふのがある斯う云ふことは私共から考へると殆んど有り得られぬとであらうと思ひます。何故なれば典獄が囚人を取扱う上に於て獨り典獄のみならず教諭師なり看守長なり其他總ての司獄官吏が在監人を適當に處遇すると云ふことに就ては先づ第一に此身上票なるものに依て始めの標準を立てなければならぬものと思つて居る身上票がなくして何うして其人が適當に取扱はれて居つたらうと思ふのであります。兎に角此身上票と云ふものが言はゞ一つの囚人の寫眞であつて其寫眞に付て出來の悪い所を段々直さうと云ふことは後に生じて來るてありませうけれども兎に角元との原板が

なくして寫眞は出來ぬ譯であるのに殆んど三年五年の間さう云ふものがなくして出監して居る者がある斯う云ふことは出來得られぬことであるのに出來て居る所を以て見ますれば未だ囚人の個人待遇と云ふことに就ては口には唱へる事柄であるけれども事實に於て了解せられて居らぬのであらうと思ふ。果して個人待遇と云ふものを事實行ふと云ふなれば第一番に典獄初め其書類がなければ五里霧中何方に向つて宜いか手の下しやうがなからうとおもふそれが無くして差支がないと云ふ所を見ると唯今御話した通りに個人處遇なるものは唯だ言ふべくして其實は行つて居らぬので或は個人待遇と云ふものゝ意味を誤解して居るのかとも思はれます。是等も餘程注意をしなければなりません。又身上票に就きましては六箇月以下の者に對しては便宜省略することが出來ると云ふこともある或は再應監獄に入監する者であつて既に身上の明かなる者であつて省略しても宜しいと云ふ趣意の場合もある。その趣意に依て取扱ひをすると云ふ事は最も理由ある事であり、更に入監して來た其者に對しては種々な疑問が起つて現に又其一身上に就ては大なる變動が起つて居るにも拘らず前に入監したことのあつたもので三年以内に還入つた者は身上調の必要がないと云ふて照會を省いて居る之は實に拘子定本の話である一定の期間を極めて必要がないと云ふことを極めるものではなくして假令前に身上票の照會があつても更に入監して其取調の際聊かの疑點でも生じた

ならば必要のある點に付ては更に其點だけでも照會を要すべきものであるのに一旦入監した者は三箇年以内に入監した時は不必要とか或は必要が幾らあるにも拘らず六箇月以下の者であると省略してしまふことになつて居るので現に之は色々などに影響を持つて來るので或は死亡の通知を發送するに當て親族が分らない或は遺留貨物を處分するにも何人に渡して宜いか分らない何處に照會して宜いかと云ふやうな不便を生じて來る是等ももう少し此身上票の本趣意に依て活用すると云ふことを考へて省略すると云ふ下に悉く止めてしまつたり或は一定の年限を限つて何でも其年限間の者は照會しないと云ふ間違つたことはしないやうにしたい之は殆んど總ての監獄を通じてある誤解のやうに私は考へて居るが斯う云ふことは全く身上票なるものゝ本質を了解しないから起るのであります尙御話をし見たいと思ふ事柄も多くございませうが眞木君が御話をすることになつて居りますから他日機會を得まして此以外の事は御話を致す事としまして今日は是にて御免を蒙ります

後開泰有十矣其一尙存治獄之吏是也

路 温 野

○巡回所感 (客年十二月於茶話會)

監獄事務官 眞木 喬 君

私は今日は非巡回中のことに就きまして御参考になるやうなことを御話をせいと申されましたのですが素より御参考になる程の話もございませぬ併し今回多少見聞致したことにつき御参考にならぬまでも一場の御話を試みます迄でございませう又私が御話を致しますことに付きましては一個の私の意見として御聴取りを願ひましてそれに對して御研究を煩すこともあらば仕合と考へます山上君も巡回を致されて其結果の御話を致されましたし私も矢張り同様な事でございませうから重複を致して居るやうなこともございませう成るべく私は重複になるべきことは省きます積りでございませうから左様に御承知を願ひたい扱私は大体のことに就きましてチヨット御話を致して見たいと思ひますので即ち今日監獄全体の状況に對して一言致して見たいと思ひますのが今日の監獄の状態と申すれば固より御承知のごとく日に月に進歩改良の緒に就きつゝあると云ふことは疑ひない所でございませうが或は中には法令又は命令の範圍を脱して居りはしないかと考へる廉々も多いのです此事柄はどう云ふ事でさう云ふことに立至りまするか大に研究を要

することであらふとは存じまするが學理上のことに付きましても今日は日々に研究を積んで行く折柄でありますから試験的に仕事をして行くと云ふことが大原因になつて居るだらうと考へて居ります先づ理想を實行します上に於ては多少法規類等規定の命ずる所には關はることが出來ないと云ふことからして不識不知其範圍を脱することが生ずるだらうと存じます現行監獄則は随分久しき以前に發布されたのであるから今日に適せぬ即ち改正を要する廉少からざるより止むを得ぬともござりませうが中には監獄則の規定が何う云ふことになりてあるかと云ふとは或は當局の頭の中から去つて居りはせぬかと思ふともあるし何とならば明かに明記してある事柄をまるで忘れて居ると云ふてよいか但餘りもう精通し過ぎられて殆んどそれよりは以上の程度に進んで居るかどうかは知らぬが山上君の話中にもございます通り大分範圍を脱して居る事柄がある私が見聞をしました所に據りましても教誨の爲め或は其手段を利用すると云ふが爲めなるべきも或る事柄の場合には懲罰を中止する即ち其當日は懲罰を中止したんである成程中止と云ふ事柄は囚人に嚴誨を施すなり或は其者の遷善改過を圖る上の手段としては固より惡いと云ふてはないと考へますが中止と云ふ事柄は何に由て典獄の働きが出來るのであるか御承知の如く監獄則には若し行狀が正しかつたならば執行中でもそれを免除すると云ふとの規定は與へてあるが一時或る事柄の爲めに其當日の懲罰を中

止してしまふと云ふことは典獄には決して其權能がないこと、信じます此の如きことを實行して當然の處置をされた如くの感を以て居らるゝ方々もある其他随分此範圍を脱したと云ふことに就ては澤山事柄もあるやうてございますが監獄則で命じて是だけのことをしなくちやならない例へば囚人が死亡しました場合に典獄は看守長監獄醫等と共に檢視をしなくちやならぬと云ふことになつて居りますのを典獄一人で檢視をされてさうして典獄だけの檢案書が作つてあると云ふ向きもあるそれは監獄則にさう云ふことが廢されたんであるからして今日は實行して居らないと云ふことを承りました是などは明かに書いてあるのを忘れられたのであらうと思ひます

其外總ての施設上に對しては首尾の貫かぬことが多いやうに感じて居ります此首尾の貫かぬと申す事柄は形式上の扱ひになつて居ると云ふとにて主たる原因は各地競ふて活用と云ふたら大層宜いかも知れぬが所謂其所々で手心と云ふとの行はれて居る結果であらうと思ふ言はゞ局に當たる方々の御考に依て仕事が出來るからしてさう云ふことになるてはあるまいかと思ふのです素より手心の必要はありますが餘り規定の範圍の脱し過ぎるは考合ものなり又或は其精神を能く確めずして唯だ形式的に實行されて居るやうな事實がありはしないかと云ふことを疑ひますのですチョット近く例を取りますれば囚人の處遇上に就きまして未成年の處遇

に對して其體格なり智能なりが發達をして居ると丁年以上の處遇をして宜いと云ふことよりして丁年以上の處遇を爲す之は固より處遇上の活用であるからして否認をする次第ではない其位の活用は尤も必要のこと、考へるのであります。それを實行せられたが爲めに未成年の者が丁年以上のもの、の監房へ雜居さすより種々の弊害が生じて居るやうである。又本人の苦痛は申す迄もないことであるやうであつて現に其處遇を訴へる者があります。此の如き事柄は餘程處遇上の注意を要すべきものであらうと思ふ。詰り未成年を成年以上として處遇すると云ふことも處遇宜しきを得て遷善改過の道を講ずる一手段であらうと考へるにも拘らず成年者と同一房に入れてあるが爲めに種々のことに惡化され又猥褻の所業なども盛んに行なはれるやうである。是などは未成年を成年者として處遇する趣意には反することであらうと思ふ。若し未成年者としての處遇を惡しとせば宜く成年者の部類に入れましても監房等の如きものは成年者と別にしましてさう云ふ未成年の者ばかり集めますると云ふやうな特別の處遇をして初めて此處遇の當を得ることになるだらうと考へます。兎に角此の如き隨分首尾の貫かぬ事柄もあるやうです。それから又罪質區分と云ふことが監獄則に規定があるが爲めに唯た一罪質と云ふ文字に拘泥をしまして就中奇異の感情を持ちましたのは或監獄で幼年囚が三名而かも共犯して入監をして居る者がありました。其三名は同一監房に入れ其監房内で役に就ひて

居ります。其狀況を見ますると云ふと殆んど監獄に居ると云ふやうな觀念はないであらうと見受けられるのである。監獄に來る前から友達であつて外に居ても共に遊樂して居つた者が監獄に這入りまして矢張同一の場所に居つて同一の仕事をして日常相見て相語ると云ふことの快樂があるが爲めに殆んど監獄に居ると云ふ觀念は起きないであらふと云ふ感じを持ちましたのであります。又懲治人にも同様なことが行つてある處もありました。此の如きとは同一罪質たりとも監獄にて監房刑異に重きを置くと云ふ大膽の精神には寧ろ反する筋のものであらうと思ふのです。が斯う云ふ事柄こそ即ち活用であるからして宜しく其監房の別異方を講究すると云ふことが處遇上最も注意すべき事柄ではあるまいかと感じたこととあります。それも監房工場の不足なるため別異の出來ざる處にては致方なきも中には特に未成年囚のため監房工場の設けあり又懲治人房が四房あつて三房空けてあると云ふやうなことをしてあり此の空房となり居る懲治人監房の三房を利用して幼年囚の監房に充て別異しましたならば未成年監房の方にも餘裕を生じ四人と五人入れなくても中には未成年囚の中を獨居者として取扱うことも出來ると信ずるのであります。さうして未成年の如き或は幼年の如き体育上に餘程注意しなくちやならない者共に對しまして常に監房内で就役せしめてあると云ふ事柄はいづれの點から考へましても餘り相當な處置ぢやあるまいかと思ひます。是なども申さば少し首尾が貫か

ぬ所爲であらうと考へまするのです其他例を挙げますれば澤山ございますが大
体今日の所から申しますれば餘程形式には進んで居るやうではございませうけれど

ももう一層精神的の働きが進めば宜しからうと申しますのでございませう

それから規律上の點から申しましても今日は以前と違ひまして少し寛るんで參つ
ては居るまいかと考へます此寛るんで居ると云ふ事柄は種々の點から觀察を下さな

くちやなるまいと思ふのですが少し大体の處遇上の主義を取違ひられたのが原因

をしちや居るまいかと思ふ囚人と云ふものは唯だ寛に扱へば宜い寛と云ふと語弊

があるか知れませぬが成るだけ穩かに扱へば宜いと云ふことの誤解からして處遇

上に影響を來したんぢやないかと思ふそれが爲めに随分囚人が傲慢になつて居る

と云ふことは事實免れない事柄のやうである、規律の嚴正と云ふことに付きまし

ては固より極端を意味する譯のものぢやない個人的待遇は必ず嚴正と云ふ一律一

偏で以て宜いと云ふ譯のものではないが大体の在監人處遇の規律が寛るんで居る

が爲めに自然官吏の上にも影響を致しちや居るまいかと思ふ感じを持ちますので

す之は監獄の整理上よりするも在監人の處遇上よりするも餘程注意を致さにやな

らぬことであらうと存じます就中囚人の役業中雜役と云ふものがある名儀は雜役

と稱へまして恰も従前の誘工者傳告者と云ふやうな者になつて居る此雜役と云ふ

ものには餘程弊があると云ふとを發見するのです雜役の多くは他の囚人の尊厳を

受くるものを選択することなれどもそれも相當の意味の尊敬ではないのであ

る唯だ他の囚人を制することが出来る言はゞ屢々入監して監獄馴れた者である

か又は凶暴の者であるとか云ふ者が却て此雜役に使用してあると云ふやうな傾き

があつて中には固より有賞表者もございませうけれどもさう云ふ事實の爲めに囚人

の處遇上に大影響を來し官吏が戒護するに非ずして囚人が囚人を監督するやうな

ことありとは随分關西地方でも耳にするのである又事實此の如きこともあるだら

うと信ずるのであります雜役夫の選擇を過るも規律廢弛の一因ならん隨て監獄の

威信にも關係す故に在監人の處遇を改むる上には此ことも注意を致しませぬと甚

だ穩かでない結果を見やうと考へて居りますから雜役と云ふ名稱は成るべく廢し

たきものと考へます若し名稱を廢しませぬても其實を廢すると云ふことにしたい

と考へます工場掃除の如きは成るべく順番で掃除することに致したい全然左

襟に出來ないまでもさう云ふ方針を執つて行くことになりませうれば多少此弊を除

くことも出來ませうかと思ひます

前席に山上君が身上票の御話もございましたが私はもう一步進みまして大體身分

帳簿の利用と云ふことが行はれて居らんぢやあるまいかと思ひます多少利用せら

るゝ處にても唯だ身分帳は形式に流れて居りますが爲めに長期刑の囚人に對して

は最初に參つた時の記帳は相當に出來て居りまして其後に變更したことの箇所

と云ふものはどうも怠り勝ちであるから最初に入監した時の記事が残つて居ると云ふことで年数が重つたものに付て調査を遂げますと殆んど其事實が變更をして居ると云ふやうなことに見受けるのであります。此身分帳簿の利用は困難を感じますに依て甚だ至難のことではあります。が此身分帳簿と云ふものが監獄では一番必要な帳簿であらうと信じます。からしてもう少し此利用方法に注意を致しますれば身上票の事の如きも固より附帯することであるから順序が附きませうと思ふのです。其身分帳簿の不整理なるが爲めに犯數調べ等にも餘程影響を致して居るやうであります。記帳が洩れて居るが爲めには忽ち別房留置人と云ふものゝ數に増加を來します。やうで今日別房留置人は各地共に増加した傾きがある何うしてそれが殖へて居るかと思はします。に段々調査を遂げて見ると調査の不行届ばかりでもなく生計が困難であつて外へ出だよりは寧ろ監獄内に居つて生活をした方が苦しみがない監獄に居る方が安全に暮らして行くことが出來ると云ふ觀念もあるやうに思はれます。が矢張身上票の不調査が與つて居るやうである別房留置人の多くは刑期六箇月以下のものである。必竟六箇月以下の囚人には身上票の照會を廢してございするが爲めに其者の申立つた事柄だけであるからして充分に原籍等の調べも附いて居らぬと云ふやうなことになる。つて居る大概監視期間は六箇月であります。から其別房にします者に對しては進んで身上票を調査し照會する等の手續を盡

しましたら偶々一箇月位は別房に留置しても早く出獄せしむることの出來るかも知れぬ又適々照會しましても其返事の後るゝ者に就て催促がしてないと云ふことになつて居る、是なども畢竟するに身分帳の利用を誤つて居る結果であらうと思ふ。能く身分帳の調査を遂げて其整理を圖かると云ふことになりませう。自然自然にさう云ふ間違もなくなつて参りませうかと思ひます。又犯數調べのことに立戻ると云ふてもあります。が唯だ本人が入監の際に申立を證とし以前に監獄に這入つたことはないと思はせばその云ふ儘に記帳し或は裁判所の宣告書に書いてある犯數を唯々身分帳簿なり或は名籍原簿に寫して其儘にしてあると云ふことになつて居る。唯だ犯數調べを形式的に爲したと云ふに過ぎないやうである之をもう一つ進んで能く取調べると云ふことまで立至りますれば餘程再犯者と云ふものに付ても發見することになるだらうと思ひます。又從て別房留置の數も減少することになりませうと考へます。るのであります。が遺憾ながら其邊の點に就きましては未だ不充分なる感があります。それから大体の戒護上其他の監督上に就きましては或は私が觀察を誤つて居るかも知れませぬが唯だ形式に流れ下級の人を責むることが酷にして上官は却て自ら治めることが薄いのぢやあるまいかと云ふ觀念を持ちますのです。之を言葉を換へますれば看守其人等を責むることは随分嚴重に行はれて居るやうである。又看守其人等の任務は随分繁劇であると云ふことは明かなるも看守長又は部

長以上の人の任務になりましては成程人が少ないから割合に用務が多いてございませうが看守其人の如くそれ程に實踐躬行の實が擧らぬのぢやあるまいかと考へる去迎上に立つ人は遊んで居ると云ふのではありませぬ少し自分で摸範を示して部下の者を統率する必要があるてあらうと感ぜらるゝのです監獄では實踐躬行を主とする次第であるからして上の人からして進んで總て働きを多くしさうして下の人に及ぼすように致したいものです前席に山上君からのお話もございましたが懲罰のことに就きましては看守の申告を以て直ちに懲罰を言渡すと云ふやうな傾きがあると云ふことでありますすが是なども私が言ふ實踐躬行の主旨を體し典獄自ら訊問するを得ざれば第二課長は必ず親數本人に就きて取調べ其他總ての監督ももう少し精密になりますれば餘程行刑上の助けにならうと思ひます極些少のことなれども往々私共が巡回して見受けることであるが監督表と云ふものが所々に設けてあつて戒護者の巡回中に印を捺すことになつて居りますが中にはまだ時間の來ないのに二時間も三時間も早く其受持看守の印が捺してある如此印が捺してあるにも拘らず監督者が早く巡回せず其時間が來る頃に巡回したならば早く捺してあつた印が功を爲すのであるそれが早く時間を詰めて監督にでも行かれたならば時間の來ない時に印が捺してあるのを發見したんでありませう偶々私共が廻る時に發見する位のことであるから常にさう云ふことが行はれて居るぢやらふと思ひ

ますが中には監督者が行て印が捺してあるにも拘らず其邊のことに餘り氣附かぬで居ると云ふやうな向きも見受けるのです殆んど上官が下官を監督せらるゝ實を誤つて居ると云ふことは歷々徴することがあるのであります、此の如き事柄は大體の上から申しても餘程注意を要する事柄であらうと信じて居ることとございませうが上に立つ人の注意が届きませぬと自然下に立つ人共が監督を受けましてもそれに心服することが出來ないと云ふことになることは事實だらうと思ふ之は或は私が觀察を誤つて居るかは知れませぬが私の信じたことを御話まで致す次第であります

懲罰上のことに付き一言致ませう懲罰のことは往々情苦として訴へます箇條の半ば以上を占めて居ります多くは調査が不充分な爲めに私はそれだけの犯則をしたのではないか認定で處分を受けたのである、其當時上官の方々に面會を願出して其邊を訴へんと致しまするも上官の方々が御面會がない偶々御面會をして貰ひまして上上官の方は認定だからしてそれは仕様がなないと云ふことで劓附けられる私はさう云ふ犯則をした者でございませぬのに處分を受けると云ふことは甚だ不當である宜しくさう云ふことのないやうにして貰ひたいと云ふ主意であります囚人の言ふことでございませうから固より悉く信を措くには足りませぬけれども少なくとも懲罰に對しての威信を失して居るとの一例證になりませうかと思ひます何と

なれば其申す所の十分の一が事實としましても甚だ懲罰の効能を失つて居る次第であるから餘程注意を要することであらうと考へます就中私が出遇つた所では如何にも不順序であつたと感じたことがあるのは前晚に本人が病氣であるから見て貰ひたいと云ふて臨時診察を請ふたのである監獄醫師が見て大したとはないと申した趣であるけれども兎に角藥を呉れてあるそれから其翌朝復た診察を願出した更に診察をしました所が悪くはないと云て藥は與へなかつたのであるが前晚に虛病の申立を爲したりとて懲罰處分の言渡しを受たので本人はそれで不服であると云ふとからして情苦の申出を爲したり其云ふ所は既に私は病氣として診察も受けて藥も貰つて居るやうな次第であるから決して決して虚病を構ひた譯ではないと段々申立つたけれども遂に減食の處分を受けましたとのことなり夫れ故書類に徴して見ましても囚人の申立通りの事實を發見するのであります是などは全く調査の不行届に因ることと思はる折角の微罰が單り効能がないのみならず甚だ監獄の威信を失墜して居る事柄である又病氣であると云ふやうな疑でもある者を減食處分をすると云ふ事柄は本人の身體上から申しましても甚だ不利益なことであらふと考へます故に餘程注意を要します次さには經濟上のことに付て御話を致したいと思ひます此經濟上の點に就きましては今後餘程注意をしなくちやなるまいと思ふ第一に官吏の職分に就て御話を致しますれば今日の制度では物品に關しては物

品會計官吏と云ふものと物品擔當者と云ふものと二ツに別れて居ります物品會計官吏と相當者との區分を誤つて居られはしまいかと云ふ感じがあるのです現今實況にては物品は多くは物品會計官吏の手に存せずして大概物品擔當者の手に渡り居り物品會計官吏は名ありて實なきが如しそれが爲めに或る課には澤山同一の物品が擔當者の手にありましても他の課から物品會計官吏の方へ請求して參いつた時に物品會計官吏の手に物品がないが爲めに甲の課では非常に澤山ある物も乙の課でないと云ふが爲めに物品會計官吏が更に買入れて之を供給すると云ふこととなる甚だ不經濟な譯である若し此物品會計官吏が相當の責任を盡し擔當者に澤山な物品を配當せずに置きますれば物品會計官吏が請求を受けた時に直ちにそれに對して他から入れずして供給することが出来るだらうと思ひます又甲の方には物品が澤山ある爲めに古るくなつてしまふ乙の方には足りないことと云ふことから更に他から買入れる何れの點から言つても不經濟である又不整理を免れぬことである又物品會計官吏の責任を紊る譯合なれば大に注意を要することであらうと思ひます故に今後は此擔當者と云ふものゝ平素保管しまする物はほんの必要なものに止めることになりたいたことゝ存じて居る次第でありますそれから又少し事柄が細かになるやうでありますが殘飯と云ふものが大變に多いので今日の監獄費では食料費が一番多額を占めて居りまして又一番必要のものである若し不足か立てば

増額をして行かなくちやならないと云ふやうな止むを得ぬ費額になつて居るにも拘らず一面には不經濟的にそれを使用して居ると云ふことは大に戒むべきことである或る場所などでは残飯の高が在監人百人に就て五人分即ち二十分の一に當る随分多額なものになる是などは平素少し注意を施されたならば此の如き残飯の多きものを出すに及ばぬであらうと信じます若し作業不相當な食料が與へてあつて多く残飯が生ずるやうなことであれば宜しく此糧食の分量を改めたならば宜からふと思ふ又病氣等の爲めに其食を盡すことが出來ないと云ふ者に對しましては宜しく注意をして本人の申す迄もなく一面に監獄醫をして診察を行はしめて相當の減少を施したならば此の如き不用なものを多數に出すと云ふことの恐はないだらうと思ふのですが二十分の一と云ふことは各地通じて平均ではない尙ほ其以上の所もあるのである是などは經費上から申しまして多額なことになることゝ感じますからして注意を要する事柄であらうと考へて居ります又倉庫などの裝置整理が不充分であるが爲めにちよつと棚でも掃へますとか或は又戸棚でも設けて其中に納れて置けば埃りも掛りませぬ又汚れも附きませぬであらうと思ひますがそれなどの注意を欠き唯區分さへして置けば宜いと云ふやうな譯で獄用品とか廳用品とか云ふ區分が附けてあるのに過ぎない甚だしきは獄用品廳用品と云ふが如き區分さへ未だ充分に附いて居らぬ所も多いのである唯た單に此所は獄用品である

此所は廳用品であると云ふことの説明を受けて初めて知ると云ふやうなことでも其倉庫の内部で少しの順序を附ければ明かに區分が附くにも拘らず唯だ單に雜駁にしまつてありますので此部分は獄用品であるとか此部分は廳用品であるとか言つて説明を受けて知るに過ぎないと云ふやうな實況であるのでありますけれども少し是等は順序が附きませぬと自ら亂雜となり餘程監獄全体の經濟に影響を持つて參りませうと考へて居ります其他建物に就きましても前席に於て山上君からの話もございましたが私はもう一つ此建物を利用する方法を各地で研究になりますれば修繕費なり建築費なりに省くことが出來ませうかと考へることがあるのです建物の保存利用にして宜しきを得ませぬが爲めには修繕を要するとか新築をするとか増築をするとか云ふことになる就中最も憂ふべき事柄は典獄なり或は課長なり夫れ相當の地位に居らるゝ方が更迭するとか何とかしみますると忽ち前の計畫は變更をしなければならぬ變更をしなければならぬが爲めには又修繕費なり建築費なりを要すると云ふことになつて居る之は監獄全體の經濟に取りましては容易ならぬ事柄であると思つて居ります固より建築修繕と云ふやうなことに對しては一定な標式のあるものぢやないからして是非前者の計畫してあつた通りを後者が襲用しなくちやならぬと云ふ事柄もないのである要するに大体の計畫を附けずして唯だ其當坐

一時の考よりして施行する事柄が他日變更を來たすに至る原因ぢやあるまいかと思はれます故に建築修繕は其計畫の基礎を定め少なくも三四年間位の計畫を附けて置く必要があらふと信じて居る然るを一時の考で計畫すると始終變更を要することにもなりて始終不經濟なことをして居る様になるもう一つには随分此修繕破と云ふものは一日を忽ふすれば一日忽ふしただけの損失が來たるので即ち小なが大破に及ぶにも拘はらず空しく其儘に放棄しある向もなきにしもあらず中には修繕費の欠乏せるもあり或は又増額を主務省に請求して居ると云ふか爲め遅延するもあり全く金がなければ止むを得ぬのであるが金はあるのに増額を求むるが爲めに空しく時日を経過して其儘に打抛つてある所もあるようなり例へば私共が参ると云ふことでもございますれば寧ろ來たらば見せてやらうと云ふ見せ附けをやらるゝのではあるまいかと疑ふこともありますさう云ふやうな事になつて居りますからして百圓で済むものは貳百圓貳百圓で済むものは參百圓掛けなくちやならぬことになつて甚だ不經濟な結果を見るのである此のごときことは甚だ不親切なる事柄と私共は信ずるのであるからしてどうか今日の場合としては尙更のことであるが他人の仕事をせずして充分に親切に極く經濟的にもう少し仕事を進めて参つたならば皆利益を得ることであらうと考へて居ります斯く申しますると總て欠點のみを皆さんに御話をするやうなことで善いことがありさうなものだが善いこ

とは話さないで悪い事ばかり言ふからして甚だ宜くないと思はれませうが善いことは言ひませぬでも悪いことを申ます方が他人の振りを見て自分の行ひを改めると云ふことの材料になる即ち御参考にならうかと考へまするので實は自分共が向後注意を要したいと思ふやうな事柄だけを斯く御話申す次第でございますから左様に御諒察を願ひたい決して悪い事柄ばかりあるのぢやない善いこともあるのですそれだけは御辭りを申して置きます

それから此作業上に付きましては今日の實況は工錢の收入は多く減じて居ります此工錢の減じたのは主として商工業の萎靡不振製品の販路等が差支ますとか或は資金に差支があるとか云ふからして請負人が請負業の廢止を申出止むを得ぬからして適當作業に服せしむること出來なくして詰らない作業に囚人を使役して居るの止むを得ざる場合に遭遇して居ると云ふ事柄が大原因であるやうでございませうが兎に角各地で作業には餘程困難を感じて居らるゝのである併し私共はもう少し作業の督勵が行届きますれば作業の選擇に左程苦まずとも酷く收入の減りますことはあるまいかと思ふ之は唯だ收入の多いことを望む點から申すのではない囚人使役の實を得ることになりたいと云ふ考から御話をする次第なんでしょうが作業の督勵と云ふことに對しては何れも相當な方法を思ひ當らないのである隨て實行してないのである或る縣には比較的に能く行はれて居る所もあるけれども

懲罰中にも怠役と云ふ件數は何れに参りましても餘程少ない怠役處分が直に作樂の督勵行届くや否やを下知することにはなりまじきも多少の例證となるには相違ありまじ中には科程了否の調査の月別の調べが出来て居らない所がある殆んど監督者として督勵をしますのに材料がないと申しても宜しいのである、此點に就きましては私の希望としては是非等一科程までは何れも届かせなくちやならぬと云ふことになつて居るからして科程の適否と云ふことは常に調査を遂げて注意を致さなくちやなるまいと思ふ此了否の關係は以て科程の適否を見る事が出来ませうと思ひますからして少なくとも毎月作業別に科程了否の調べを拵へましてそれに依りまして若し或る作業に限て等一科程に届く者がないと云ふことになれば其業の科程が重いのではないか或は監督不行届に因るのではないか又之に反して或る作業に限て續々等一科程に届く者が多い特に多いと云ふことになればその作業の科程と云ふものは輕きに失して居るのではないか或は監督行届く故かと調査上又監督上の材料になるかと考へて居りますのでありますから是非此の點に付きましてはもう一步進めて其所迄の調査を希望して居る次第なんであります其他まだ其細かい取扱ひの上に就きましては御話をしても宜いかと思ふことは多々あるやうでございますが他日に譲りまして今日は是で置きますことに致しませう以上申します事柄は殆んど前山上紳が述べられましたと同一な事柄であつて御利益御參考になるやうなことも御話することも出来なかつたと思ひます清聴を煩しました段に對しては深く謝します

左利の者は注意すべしロンブコソリの説に依れば犯罪者は左利の者多しと是れ全く右腕の發達遲鈍なるに因らざるばあらず醫家の説此種の者に對する左右腦組織の上に於て著るしき變化ありて右腦は左腦よりも脈管外出血に依りて膨大せるを見るを常とす謂ふ而してまた左利は種々騙詐の術に長ずる者ありと信偽如何にや


 訪問録
 

小河事務官の談話

別に變はつた面白い咄もないが折角の御尋ねであるから私の日誌に就て此冬休一週間前後に於ける行事所感の概略を掻い摘まんでお断して見ましやう、是れは固とより私一身の私事に關するものが多い故或は雑話の材料として掲げて貰ふには不適當かも知れませぬが新年の初刊に免じて枯れ木も山の賑ひの一部に挿し加へて下さる分には強て差支へもあるまいと思ふ、ソコで此冬休の始まりが抑も月の

二十八日

であるいつものなれば御用納めの日が此日で少くも午後の一、二時頃までは出勤する、かた／＼一日を圓潰ぶしにせねばならぬ所であるが幸に今茲は此日が日曜日だに當つたので吾々腰辨黨の爲めには全く一日の圓設けを見る譯になつたのである所が此日は御承知の通り政海の警報頻りに急にして今に

難有迷惑なやうな厄介のものだとは思つたが寧ろ十羽を其儘飼養することに決心して夜中ながら早速小供を九段邊まで遣はして鴉籠を二ツ壹圓三十錢で求めさせ餌やら何かで彼れ此れ壹圓五十錢の散財、お負けに飼養掛は私の擔任と云ふことに定められたのである、サア愈々飼養掛を仰せ付けられて見ると責任上、十羽の鳥を二つに分けて一つの籠へ五羽づゝ押込むと云ふことは定員超過も甚しいので、鍛冶橋で四疊半敷の監房へ八九人を詰め込むのに較ぶればまだ増しかも知れぬが苟くも生物の命を預かる身としては氣が済まない、ト言つて國庫から監房増築の費用を支出して呉れる譯にも行かぬと言ふ所から止むなく此に他監押送の策を取ることにしたが前以て交渉などを開いた日にはヤレ増額を要求せねばならぬなど、纏まりが面倒だと思ふて否應なしに表面は小供衆への慰みと云ふ名義で其實、飼養掛の重任を主人公へおつ冠ぶせよと云ふ腹黒き考へから使に護送させて十羽の内三羽を殘してあとの七羽を手近かの山上と印南の兩家へ祭り込ませることにしたまでは善

も出なす怒濤の捲き來らんとする一髪の危機を目前に控へたる時であつて大頭連は頭痛鉢巻の眞最中七瀬八倒の其苦みをば隣りの狗の子の死んだ程にも感ぜぬ吾々の境遇こんな時に始めて無礙の光明に接するの難有味を味ふことの出来るのであるトハ申すもの、今に始めぬ事ではあるか元來私は天下の樂を解せずとも申すべきか不幸にも性質極めて不器用且つ不性者にて善いにも悪いにも道樂一嗜好と云ふものがそれこそ藥にしたくも何一つもない、獵銃を擔ひて近縣旅行——是れなんどは誠に活潑な文明的に而して此冬休などには最も適當の愉快な道樂であると云ふことは知らぬてもないが併し因果なことには性來殺生と云ふことか大嫌らひである、實は前夜、近縣の親類から歳暮と云ふて生きた鴉を十羽程送り届けて呉れたのだが生きて居るだけに始末が悪い殺して料理をすれば旨まいとは知りながらもさて殺すと云ふことが出来ない縁あつて私の處へ生を保つて來たものを假令ひ人に懸んでなり之を殺させると云ふことはどふしても私の忍ぶ能はざる所である、其處で實は

かつたが跡で聞けば山上家の方では好下物御座んなれと言つたかどふだか如才なくも主人公の手料理で晚餉の膳に供せられて仕舞つたのとである、所を撰ぶに事を缺いて銃獵熱心家でシカモ死刑、勵行論者たる山上家へ送り届けたのが仰も私の不覺であつたと大笑ひを致したことである、過不及相繼通するの必要からして是れから追いつく因使移監のことも頻繁になるてありまじやうが能く其送り先きの状況も考へませぬと鴉一件と同様の失敗を見ぬとも限りませぬ、道樂斷しが飛んだ脇道へ外れましたが先づこんな工合で銃獵は愚か甚も辨へねば將棋も知らず、書畫骨董、御覽の通なり春夏秋冬新年の今日だからと言つて何時も出てになつても額面だけは近頃柳溪と云ふ畫工に描かせて新しく出來たものです、が其他は幅でも飾りでも年百、同じもの計り、飽きたからと言つて外に代ふるものもなければ格別、換へて欲しいとも思はない、盆裁も好きは好きだが買つて來ては直ぐ枯らすので殘るは累々たる死骸の鉢ばかりである、凡そ天下に無器用無風流の結晶體があると云

つたら蓋し私の如き者を指すことであるふ、それであるから何時も休暇の來るのを待ち兼ね居る僻せに諸休暇になつて見ると反つて其暮し方に苦むのであつてもないコトでもない唯だ茫然と五七日は夢のやうに過ごして跡から越方如何にと顧みれば寐て食つて結句、身体の調子を狂るはず位が落ちである、人間、何か一ツ位は道楽がなくてはならぬとも思ふ

早朝、接客をすましてそれから二三到來の書東を披見した、其内の一通が大坂の僚友から寄せられたものであつた、文中に當監獄も目下、至て無事、取り立て、御報すべきこともないが此頃其筋にて荐りに頭痛に病まれて居ると承はる逃走事故が此一年間を通じて當監獄に皆無であつたと云ふことは特に御記憶を願ひたいと書いてある 例年なれば左まで氣にも留めずまた特に手柄そとに報道して呉れる者も無い筈だがそれを此くの通ふりに特報して呉れる者もあればまた之れに接して何だか非常に嬉しやうな感じを起すのが能く考へて見ると抑々亦た非常に悲しい次第である、別して大

壁を越へて逃走を遂げましたと取り次で來た、實に夢に夢みるやうな感に堪へなんだ次第である、兎も角實際に就て其事情を見聞せんものと思ふて午頃から車を馳せて監獄を見舞つた所が休暇にも拘はらず典獄始め警員總出、典獄室には各課長も集まられて頻りに評議に忙はしきもの、如くてあつた、殊に過刻、局長も來署せられて現場に就て親しく逃走の實況を調査して今歸へられたばかりの所だと云ふことで再び典獄を煩はすも氣の毒とは思ふたが幸に其厚意に依り實際に説明も聽きまた細かに始終の顛末も承はることが出來たのである、何れ之れに關する詳細の事實は茶話會が何かから此には之を省くとして唯だ一二之れに關聯した事實と所感とを啻致して置くも無益であるまいと思ふ、ソレは第一に前にも申した通り吾々三人が特に局長から命を受けた所から致して素早くも山上事務官が受命の當日、先登第一に而かも巢鴨を指して出張せられ一巡の上、典獄代理の課長に對して懇々大臣閣下の旨を傳へ別して檢束向

版監獄を預かつて居らるゝ田中典獄の身になつて見たら其直轄の大監獄でさへ一人も逃走せしめざりし好成绩を收め得られたのに堺の支署で不覺にも逃走の失態を演せしめられて恰かも全功を一蹶に欠くの憾を抱かれたことであるべく其心中、誠に察するに餘りありと謂はざるを得ぬ、今年ほど云ふ運ぐり合はせか意外に逃走其他の事故が我監獄社會に災ひすることの多かつた年である、昨日の御用納めに局長から大臣の旨を吾々事務官の三名に傳へられて仰ふせに年末歲始は兎角我が監獄社會に事故の有り勝ちの時機である逃走、火の元は申すに及ばず其他諸般の事、固とより當局者に於ても扱かりのあらふ筈はないが念には念を入れて吾々三人して此休暇の間、交はるゝ、府下の四監獄を巡視せよとのことであつた、是を以て見ても本年の我が監獄社會の不成績に顧みられて長官達の如何に深く憂慮せられて居るかの一斑が分かるのである

感に打たれて暫く默念して居る其瞬間に巢鴨からの電話を下婢が今朝、四人の囚徒が監房を破り外のことに注意を促がし且つ特に西側の病監房に入つて暖房の用に供するが爲め設けられたる鐵管の空隙を張り詰める場所に萬一の懸念なきや否やの疑ひを存して歸へられたる其當夜に此事故を生じ而かも其事故が不思議にも事務官の特に疑ひを存して歸へられたりと云ふ其場所より生じたるの事實即ち是れ、第二、逃走者四人の者は他の十二人と共に結核疑似の輕病者として病監の一室に離隔拘禁し作業も亦た轉器を以て仕切れる同室の一方に於て就役せしめ長さ竹竿を以て其幕張の用に供へ置きたるが爲めに逃走因は之を房外に取り出して以て増壁を踰越するの用に供したりと云ふの事實、ソレから又第三に逃走者の内一人の者は強盜初犯石野某(重懲役十年明治卅年十一月入監)は此奴を逃がした事件で體が罷實處分を受けた事があることと記臆す巢鴨で名を調べた時どふも聞いたことのあるやうな名だとは思つたが私の叱かられた御本人とは一向に氣が附かなんだが今啻する時に始めて不圖思ひ出したのである此奴は其當時多分未丁年の小僧であつて三人計り一所に其謀し

て鍛冶橋監獄の向つて左り側の二階下の監房を夜中に飛び出したやうに思ふ自分が逃がして叱られたことのある同じ人間を他人が逃がしたと云ふので今は之を彼れ此れ喧かましく言ふのは甚だ嗚呼の沙汰である、是だから私は不斷、巡閱などの場合に當局者に對してお断りすることである、局外から見ると欠點のあるのは當然であつて見る其人も見らるゝ身になつて見れば矢張り同じ欠點あるを免かれない、欠點を見たからと言つて得意になる譯もないが又見られたからと言つて何も深く恐縮するにも當らぬのである、詰まり攻守其地位を異にするが爲めの致す所て局に當れば迷ふ、其迷ふ所を局外から冷靜に看破して之を矯正するのが則ち監督の妙用である私は勿論同僚も亦た皆其感を同ふする所であると思ふ」と云ふて今言ふ通ふり鍛冶橋を破獄した肩書附で然かも眞鴨に入監以來屢々逃走を企つることがあつたので一時は分房に拘禁し其後とても亦た數回犯則のある有名な悪漢其外月橋某と云ふ是れも矢張り逃走者の一人で窃盜六犯經懲役七年、犯則數回、現に逃走當夜の如き

敗て善き教訓を得たと言はれたこともあつた通り失敗したからつて何も深く失望することはない失敗の裡には必ず善き教訓を含むものである、過ぎたるとは是非もないとして能く之れに鑑みて將來を戒め挫折に遭ふて益々改良の勇氣を鼓舞するに如くはない、其處で此逃走が當局者に向て何んな教訓を與へたかと云ふに其れには固とより色々のこととあらふ、別して當局者としては細大共に吾々の想像の及ばざる所にまで氣の附かれたることもあらふが私は序でに前、申述べた三個の事實に就て概略の所感を述べて見ようならば第一の事實、是れは別段言ふこともないが唯だ偶然にも此出來事に由て監督官廳の用意周到なりしとが明らかに證據立てられたと云ふに過ぎない、第二の事實に就ては結核疑似の者であるとの單純の理由で以て而かも十六人の多數を一室に推込めて尙ほ其一室を僅かに幔幕で仕切つて一方を工場に充て一方を寢室に供したと云ふが如きは抑も非衛生的の甚しいもので寧ろ結核を製造するやうな扱ひである結核離隔と云ふことは此頃の流行物で殊に監獄

も減食四日の處分を執行せられつゝある身分であつたと云ふ是等の事實も亦た注目すべき處である(逃走者の内、名は忘れたが一人の者は私と同郷里の男であつたのも不思議の一つ)兎角、物は失敗の事後に此所が悪るかつた彼所が抜かつたと氣の附くもので是れは致方のないことであるが全體眞鴨監獄では此夏以來典獄始め署員擧つて非常の奮勵、多數の看守に至るまでも皆能く調子を揃へて其劇務に甘んじ而かも病氣缺勤者などが著るしく減つて來て何れも熱心に其大整理大改良を努められたるの結果、人の力と云ふものは恐ろしいものでさしもの大監獄も今日では全く見違へるやうに其面目を一變したと一般の好評を博せらるゝに至つた其間隙に一朝にして忽ち此失態を仕出來かしたとは實に遺憾も亦た極まれりである、平歲の辛苦經營も此一事件の爲めにまるで水泡に歸したやうなものであつて典獄は勿論署員諸君の身になつて見たら如何計りか其れが憂念で恰かも腸を切らるゝが如き想ひがあることであらうと察する、然し日外ぞや有馬君が横須賀失火事件の失

などにて之れが勵行を努むることの必要なるは言ふまでもないことであるが往々斯かる見當違ひの離隔法を行ふ所があるから困まる、昨年東北地方の或監獄を巡視した時に屏禁室のやうな狭まい薄暗い獨居房へ結核患者を閉込ぢめてお負けに初夏日中の蒸熱い時にも拘はらず堅く窓を鎖さしめて其中で就役せしめつゝあるものを見たがなんの事はない結核培養の温室のやうなもので結核患者も是れてはなか／＼溜つたものではない、然し是れが結核離隔の勵行法であると聞いては實に一驚を喫せざるを得ん次第である、工場と寢室を一處にするると云ふことの非衛生的なるは勿論として其間隔を仕切るが爲めに長い竹竿を用いたと云ふことも亦た檢束上の大不注意たるを免かれざるものと謂はざるを得ぬ、まるで此方から求めて彼れに逃走の利器を與へたやうなものである、第三に、同じ結核疑似の者であるからと言つて醫治上、自ら其程度の輕重を斟酌して之を分類するの必要もあるべく又週四及び檢束の上に於ても一層分類的の若くは個人的に其拘禁を別異するの必要がなくてはな

らぬ、結核疑似の者となつたが爲めに不其の奴が改心し逃走の危険ある者が其危険なきに至ると云ふものではない、結核患者として相當の處遇をなすべきは勿論であるが病氣は病氣、檢束は、檢束、其間、劃然たる分界を立つて各々其目的を達する範圍に於て處遇すると云ふ内にも其れが差擧が難き疾病直ちに生命にも關すると云ふが如き場合は特別、普通先づ特に重きを檢束の上に置かねばならぬ譯である、然るに平生犯則も多く且つ逃走の危険ありと認めたる札附の惡漢に至るまでも唯た結核疑似と云ふ單純の理由に依り而かも割合に構造的不十分なる又戒護の不周到なる病監の一室を撰み玉石混淆、一律の下に多數の囚徒を收容したと云ふが如きは抑も事の緩急を辨へざるの措置と云ふべく注意深き神野君にも似合はぬ落度度沙汰であつたと思ふ、其他色々聞けは聞くに従つて益々多く感ずる所もある又言ひたきこともあるが餘り長くなるから先づ此位で姑らく止むるとにしやう、眞鴨から局長を訪問して歸宅したのが暮れ過ぎてあつた、無事に苦む所か今日は思ひ掛けな

く相應に忙しくもあり且つ百感交々至つたと云ふやうな所から孤燈の下匆卒筆を採つて所感を綴り夜半に漸く脱稿するを得た一篇の拙文が即ち多分本月刊行の雜誌の冒頭に掲げらるべき所の其れである (未完)

雜 録

○本誌肖像畫に就て

本誌本年の初刊に附録として會友諸彦の坐右に呈する所の肖像畫は各國に於ける著名の監獄行政の當局者若くは其國第一流の有力家の眞影を輯めたるものにして若し夫れ諸彦が之を額面に裝して其書齋に掲げしめられたらんには日常、各國知名の大家と一堂に會して高談を繼々にするの感あるべし

クロイネ翁の名と事蹟とは既に諸彦の耳に熟し今復た事新しく之を紹介するまでもなし翁が監獄界に名を成たるの初歩は教誨師にあり後ち抽んでられて典獄となり各模範監獄に歴仕し到る所に治績

衆がる、其「モアヒート」に典獄たりし當時に於て監獄學と題する一書を公けにし名聲頼みに中外に喧傳せられ斯界また一人の翁の名を知らざる者なきに至れり、千八百九十二年、イヤーラウク氏の跡を襲いて内務省監獄局長に榮轉す前代未聞の破格的昇進なるが故に世皆を以て異數となし益々其人格の非凡なるに畏敬せざるはなし、幾何もなく伯林大學は翁に授くるに法學博士の學位を以てせり蓋し翁の名著に酬ふる所あるが爲なりと云ふ故ゼーベツハ氏は實に翁の高弟の一人なり、山縣元帥の依囑に應じて氏を我國に推薦せしも亦た翁の關與する所たりしなり、平生、我が監獄事業に同情を寄するの念、甚だ厚く常に人に語るに足、未だ其地を踏まざるも日本は我が爲めには第二の故郷たる懐ひありと云ふを以てす年六十有七、強根精勉、壯者も及ぶ能はず、身を奉ずること極めて薄く一見恰かも名もなき一村學究の如き觀ありと雖も之れに接するときは忽ち其高風に攝取感化せらるの想ひあらしむ辯論は其最も長所とする所にし

して翁の名を知る者多き者の如し然かも人に對しては常に言に訥にして行に敏なれと教訓し口舌を惡むこと蛙鳴も亦た雷ならず從て其門下生の如きも一般に口舌を賤み躬行を専らとするの美風あるを認む余輩の殊に最も翁に欽慕する所のものは其麗はしき淨土の如き家庭を有せらるゝこと即ち是れなり、夫人夙に賢婦の令名あり文學の素養に深く翁をして名を成さしめたる所以のもの内助の力實に多きに居ると謂ふべし、一男三女あり、令息は法學士にして今現に伯林地方裁判所に司法官たり、令嬢の一人は宮内侍講の某氏に嫁し他の二人今尙は翁の膝下にあり孝愛の情眞に溢るゝが如し、明治二十九年、我が政府は翁に贈るに勳三等瑞寶章を以てせり

普國司法省高等樞密參事官ウエルネル氏は千八百九十五年、一時クロイネ翁と東西相對して斯界の兩雄と稱せられたるヌタルク博士の後を襲ふて某控訴院長より現地位に榮轉せられたる所の名士なり監獄專門家としての經歷に就ては余輩未だ深く氏に知る所あらずと雖も兎に角今や普國司法部

内に於ける監獄行政の全權は殆んど氏一人の掌中に在り伯林警視廳監獄の改築及び「テール」大監獄の新營の如きは實に氏の勢力の下に竣功を告げたる者に係る、夙に日本最易の一人として伯林交際社會に其名を知らる、我獨乙駐劄公使の如きは氏と最も親交あるの緣故に依り我が大小の官僚にして彼地に行く者の刺を氏に通ずるもの少からず氏亦た歡んで之を迎へ其托せらるゝ所の調査事項に向つては經濟にあれ教育にあれ軍務にあれ行政にあれ乃至はまた司法の制度にあれ宮庭の典故にあれ其事の何たるを問はず汎く之を己れに引受て斡旋の勞を執るを厭はず、本邦人に對する友愛の情の深きにも依るべしと雖も然かも交際の廣くして且つ其間に偉大の勢力あるに非らざれば能く此くの如くなること能はざるべきなり、クルーゼン氏の如きも亦た氏を崇拜する者の一人にして其我政府の招聘に應ずるを得たるも實に氏の推薦に依りたるものなりと云ふ我が政府は明治三十三年の冬、氏に贈るにクローネ翁と同じく勳三等瑞寶章を以てせり氏が近年頗る其健康を損せられたるの

ことは曾て本誌の上に之を報道する所ありしが幸にして今は既に殆んど全快に至り引續き其職務に執掌せらるゝ所ありと聞く氏に令息と令嬢と各一人あり令嬢は令夫人と共に交際社會に其名を知らる令息は體質虛弱にして常に療養に専らなりと云ふ

白耳義司法省總務長官ドラトール氏は長官として監獄局長を兼務すること此に既に二十年餘、白耳義に於ける全國二十五ヶ所の監獄に就き其二十三ヶ所まで悉く分房制に改築若くは新營せしむるに至りたる所以のもの少くも其半ば以上は之を以て氏の功勞に歸せざるを得ず一見頗る無愛想なるが如き觀あれども必ずしも亦た不親切なるの人に非らず其總務長官の劇職に在つて而かも細大能く監獄の事務に通曉し且つ斯業の改良に熱心周到なるは頗る珍とすべきなり刑法學者の大家として有名なるブリンズ博士の如き又斯界當代の三傑の一人と呼ばれたる故ステイブンス氏の如き一は今日尙ほ氏の配下にあつて監獄事務官の職務に執掌し他は同じく典獄として其職務に勉れたるが如

き氏も亦た能く人を用ふるの材能ありと謂はざるを得ず、白耳義監獄の事情を調査せんとする所の者、若し氏に就て聞く所あらば必ずしも足を監獄に入るゝに及ばずして其實況を詳悉することを得べし、年齡六十前後、正物は寫真に比しより老いて尙ほ大に肥滿せる方と知るべし

埃國司法參事官ホルツクネヒト氏は殆んど貴族と肩を並ぶべき名門の士なり埃國の監獄行政は一に司法省の所轄に屬すること猶ほ我國の現制度の如し氏が司法參事官として監獄行政の全權を握る所になり氏が此局に當りてより以來の年數は之を詳かにせざれども今の小野田香川縣知事が獄取調として彼地に出張せられし當時に於て既に當局者として斡旋の勞を執る所ありしと自ら語りたることある所に依つて之を見れば少くも二十年前後は勤續することなるべしと信ず人物としては稍々活氣に乏しきが如しと雖も濃厚篤實、獄事に關する素養も亦た尋常にあらざるものゝ如し年齡五十四五、常に埃國政府を代表して萬國監獄會議に出席す、

英國前ワールド協會主幹タラック氏、氏の名も我が同僚諸彦の熟知せらるゝ所なり氏の英國監獄界に於ける所の勢力は監獄局長は言ふに及ばず主管國務大臣の勢力よりも尙偉大なり、國情の然らしむる所にも依るべしと雖もワールド協會なる團體を率ふる氏の天稟の精力と偉材とを以てするに非ざれば何くんぞ能く斯くの如くなるを得んやワールド協會なるものは實に英國の斯界に於ける唯一有力の燈臺たり指南車たり、主務當局者の計畫も先づ該協會の一諮を得るに非らざれば一も之を實行する能はざるの實況なり人は近年に於ける英國監獄の改良を以て之を當時の監獄局長たりしデニクソン氏の功に歸するものありと雖も氏の背後に「ワールド」協會ありタラック氏あるに非らずんば氏をして終に其功を全ふすること能はざらしめたるや明らかにして氏が晩年其地位を去るの已む能はざるに至りたる所以のものも其協會殊にタラック氏との關係を知る者をして益々其消息のある所を明瞭ならしむるを得べし「ワールド」協會をして此偉大の勢力を有せしむるに至りたる所以のもの

の一到ラツク氏の力に依るものにして該協會を言ふ者必らず同時に氏を聯想せざるはなきは即ち之れが爲めなり氏の該協會に主幹たること殆んど半世紀に幾かし其老境に達したると健康の頓に衰耗せりとの理由に依り斯界万衆の望みを空ふして終に主幹たるの印綬を固辭するに至りたるは實に一昨初冬のことにてありき氏が該協會を去りたるは先年有名なるベルトラニスカリヤ氏が是れまた老衰其任に堪へざるの故を以て其宿縁深き伊國監獄協會々頭の印綬を解きたるにも増して殊に斯業の爲めに痛惜禁ず能はざるの情なきを得ず想ふに氏一たび去つて英國の斯界、頓に寂寥の感あるべし、氏に名著多し、殊にホワルド協會雜誌は氏の常に主筆として其高説卓論を掲げられし所の機關にして實に中外、斯道に従ふ所の者に對し唯一無二の真教科書たる信頼を置かしむるものたりしなり、氏去つて復た該雜誌に其高説を聴くを得ず、寂寥を感ずる者豈に獨り英國の斯界のみならんや氏の如きは實に萬國に於ける斯界の大偉人なりと讃稱するに躊躇せざるなり、氏は嚴肅たるクニ、

カト信徒の家に屬し其生活の状態一舉一動すべて同信徒の活模範にあらざるはなく人をしてホワルドの靈の氏に蘇生りたりとの感を起さしむるの偶然に非らざるを知る夫人尙ほ健在、淑徳の聞へ高し、寸時も針を其手より離さず、且つ語り且つ縫物し温乎たると恰かも玉の如し眞に偉人の内助たるに耻ぢず、タラツク氏今や既に七十五六の頽齡にあり其健康の著るしく衰へられたることは先年曾て氏を其倫郭市外、水清く森茂れる瀟酒たる閑莊に訪問したるの時氏は余に其樓上の藏書を示さんと欲するも足、階段を踏むの力なきが故に獨り自ら登つて意のまゝに之を繕閱すべしと謂はれたる所を以ても之を知るべきなり然かも斯く衰弱せられ居りしにも拘はず尙ほ其後の夏には遙るく海を超へて白耳義に來航し萬國會議の席上、滔々數千萬言の大演説を敢てして熱心に其所見を陳せらるゝ所あり其斯道に忠實なるや實に敬すべく仰ぐべきに非らずや、氏の斯界を去られたるは惜むべしと雖も其尙ほ健在なるは余輩の大に意を強ふする所なり幸に斯道の爲めに加餐せられ長壽万

福ならんことを祈る

佛國內務省監獄局長ヂュフロ、氏は千八百九十四年某州知事より現職に榮轉せられたる人にして監獄當局者としては比較的最も經歷に乏しき方なり余が初めて氏に面識を得たるは其赴任の翌歳にして氏自からも斯道に對しては尙ほ不案内なりと言へりしか其當時既に第五回萬國會議に會長として議場整理の任に當り各國會同の委員をして頗ぶる満足を表せしめたるの技倆は兎も角、非凡の器たるを證明して餘まりありと謂ふべし氏は容貌魁偉、佛國人として稀れに見る所の骨格なり風采は何處となく若山典獄に酷似する所あり一見極て無邪氣無頓着なるが如くなれども之れに接すること久し、

らず蓋し佛國に於ては各省ともに大臣の下、別に總務長官なるものを置かず局長は政務官としての最高地位にあり其主管の事務に就ては大臣と雖も殆んど之れに容喙するを得ざらしむるの仕組みなればなり大臣の交渉頻繁なりと雖も毫も之れが影響を獄制其他の經常政務の上に及ぼさざるを得る所以なり年齢五十五六、前途尙ほ頗ぶる有望なりと謂ふべし

無頓着なるが如くなれども之れに接すること久し、ければ其間また無限の愛敬あり熱情あるを知るべし余は先年再び氏と巴黎に會し三たびブルツセルの萬國會議に同列せり此に掲ぐる所の肖像は氏が余に贈らるゝが爲めに特に撮影せしめられたる美濃紙大の寫眞版をば縮寫せしめたるものにかゝる、氏は兼て樞密院議官の頭職にあり、其勢力と名望とは名實共に主務大臣のそれと毫も相讓る所あ

を見て之を此に掲ぐるを得たるの光榮を慶せずんばあらざるなり若し夫れ翁の經歷に就ては既に同人諸君の熟知する所深くまた之を絮説するの要なかるべし、翁は實に維新前藩政の樞機に參與し後出仕し西南戦役に際しては警察隊と爲つて奔走盡力盡なからず其功勳に依り勳五等に叙せられ後四等に陞叙す征討鎮靜の後即ち明治十二年始めて

獄の申請に係る者多し、予は近年特赦の増加したるを視て法訓上の一進歩たるを祝せずんばあらず

復権 三十二年 九人 三十三年 十人
人員 三十四年 八人 三十五年 九人

假出獄者

左表の如し

假出獄人員	停止人員
三十一年	三三五
三十二年	三九七
三十三年	三四〇
三十四年	三二一
三十五年	三四五

假出獄者増加の割合に停止者の多きは能く假出獄の恩典を完ふしたる者と謂ふべく、幸に特別監視中には能く品行正良なるを得ること雖も本刑若くは附加刑の期間経過後能く正良の民たるを得るや否や、是れ誠に一の疑問にして這般の調査は極めて必要たり、主務者に於ては昨年來之の調査を施こしつゝあれりと謂ふ

監視假免者

三十一年	一〇〇
三十二年	一四八
三十三年	一六八
三十四年	一〇六
三十五年	一二二

むことを望む

左の一編は理學博士佐々木忠次郎氏の寄稿なりさて日本新聞に掲載せるものなるが時節頗る監視當局者の參考となるべきものありと思ひ茲に轉載す

簡便なる消毒器

消毒器には各種ありと雖ども最も簡便にして有效なる者は獨逸プレスラウ府アルブレヒト町グ、ヘルテル商店に於て發賣せるプレスラウ消毒器なり此器は獨逸の碩學フリユツケ氏の考案に成れる者にして各種病原菌を撲滅するに最も有力なりと知られたる彼フォルムアルデヒッド瓦斯を容易に發散し少しも危険なく且使用法の簡便なるは本器の特色なり農科大學に於て蠶病消毒の目的を以て昨明治三十五年五月之を購求し之を試用したるに最も有效なるを認めたり此消毒器を單に蠶病消毒に應用するも彼恐るべき悪むべきベスト、コレラ等の傳染病をも消毒するに最も有效なることは碩學フリユツケ氏の證言する所なり蓋し本器の構造、使用法を世に公にするは目下ベスト發生の際敢て無用に非ずと思ふものから左に之を略陳せんと欲す

假免者の數 昨年に比し漸く多きに至れり之雖も予は監視者の數に比し著く僅小なるを見る、或は警察官の此法制を知らざるに基するあり、或は手續法を知らざるに因するあり、監視當局者は宜く注意して假出獄者に對しては監視假免の弊に出つべき機動告せられんことを望む

監獄建築

警視廳及長崎鹿兒島千葉奈良の著々工事の進歩を見る亦慶すべしと爲す、唯恐むらくは議會解散の爲め來年度に於て新築工事に着手する能はざるを、監獄の新築固より望むべしと雖も予は尙一層修繕の急にすべからざるを望まざるを得ず、修繕費さへ容むなくんば新築は急施せざるも支なきもの渺ならず

監獄作業

施設屯庄に適ひ、額年作業収入を増加するもの、如し、一般に作業規程の發布せられてより以來著しく事務の刷新を告げたものあるを覺ゆ

小監獄の廢興

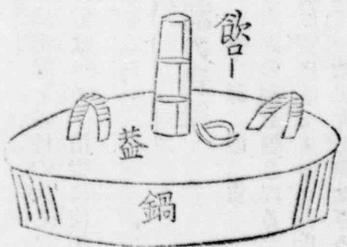
富山縣高岡警察署内に監獄支署を設置し鹿兒島縣種子島監獄支署は本署の建築工事竣功の爲めに之を閉鎖し尙熊本縣三池派出所は築坑閉鎖の都合依り亦之を廢除せり

監獄吏員の敗德汚行

監獄官吏の會計上に於ける失態漸く其跡を飲めたるもの、如しと雖も尙多數の看守者中二三の因人に兇器を興へ若くは内讎し逃走を謀らしめたる者あり、斯の如き失行は多數官吏中には一二あるを免かれざるべしと雖も尙一層上官の之に對する監督の十全なら

するなり此消毒器は平底圓形に造りたる銅製の鍋にして其内側には厚く錫を鍍せたるなり(鍋は徑卅四センチメートル高さ七、五センチメートル銅板の厚さは一ミリメートルなり)鍋蓋は少く凸かになし蓋の縁は折曲げて鍋の口縁に重ね合せて確と蟻付したるなり鍋蓋の中央には一本の噴氣管(〇、六センチメートル)を出し其側には更に一個の飲口(徑三センチメートル)を開き之を螺旋付栓をなす尙は蓋の左右には各々一個の環形の手を附し之を掴みて鍋を扱ふなり是れ

本頁 氣味社 刊



此消毒器の構成なり之を使用せんと欲する時は鍋の中にフォルマリン水に氷を加入したる者を鍋蓋に開きたる飲口

四〇〇同

四〇〇同

一六〇〇同

五〇〇同

四五〇同

一八〇〇同

(以下略す)

より濯ぎ入れ栓をなし次て鍋を鐵製の蓋臺(圓筒形にして其下部には數長孔を開く)に乗せ鍋底より火氣を加へて鍋を熱すれば鍋蓋の中央に凸出たる噴氣管よりフォルムアルデヒッド瓦斯は水蒸氣と共に噴出し暫時の間に消毒瓦斯にて室内を充すに足る鍋底を熱するには一種の火酒燈を用ゆる装置なるも炭火を用ゆるも差支なし消毒せんとする室の容積百五十立方メートルを越ゆる時は二個の消毒器を要し蒸蒸時間は七時間なり若し消毒すべき室は西洋間ならば室外に消毒器を据置き消毒鍋の中央に凸出する噴氣管に護管を付け且此護管の尖に細長き眞鍮の管を差入れ此眞鍮の管を戸の鍵孔を通じて室内に差入れ之れより消毒瓦斯を送入するなり今や消毒すべき室の大きさに應じ其消毒に要するフォルマリン水(四十パーセント)と之に加入すべき水量を示さば如左(但し碩學フリュツグ氏の試験に依る)

消毒すべき室の容積	フォルマリン水の量	水の量
一〇立方メートル	二〇〇グラム	八〇〇グラム
二〇同	二五〇同	一〇〇〇同
三〇同	三〇〇同	一二〇〇同

彼理の渡來は少くとも我國開國の端を啓きたるが如く我國監獄界思潮の變遷は實に故ゼトパツハ氏の來航(明治二十二年)を以て一新紀元を劃せざるを得ず、我邦維新後明治四年に於て始めて統一したる監獄則の制定を見るに至りたりと雖も、其第一條に於て監獄は人を懲苦する所以の者に非ず之を感化誘導するを以て本務とすべしとの名句を以て監獄の主義を明かにし構造配置の上に完整善美を盡したるものありとは謂へ、畢竟唯一の空文に止まり、實際監獄結構の如きは依然として舊時の牢屋敷を襲踏するに外ならず、明治十三年西南

○我監獄界思潮の變遷

龍 涯 漁 史

戰役後國庫財政の整理を遂ぐるに急なるが爲め之が費用を擧げて地方税に歸したるが如きは抑々また監獄改良の一大頓挫を來したる原因にして財政の爲め此の厄運に際するの不幸は曾て歐洲各國の共に一たび必ず經歷しつゝあるの事實なり

降て明治二十二年政府は漸く監獄改良の必要を認識し監獄官練習所なるものを設立し之が教師として遠く獨逸國よりゼトパツハ氏を備聘し其の第一回として當時現任の典獄を召集し二個月間の講習を施し、終つて上席書記看守長を召集し六個月の講習を施したり、果然監獄改良の機は茲に啓かれ卒然として着々舊時の面目を革むるに至れり、予や幸に此進化の機に際したるを以て能く當時の事情を審にするを得たり、即ち監獄は當年に至る迄能く之を消極的に社會より離隔するを得れば事足れり、監獄内の紀律は深く咎むべきに非ず監獄構外に一步も逸走せしめざれば可なりとの單一なる思想を以て實に遇囚の要義とはしたるなり此思想口必ずしも謬れるにはあらず、監獄變遷の傾向は先づ離隔主義に胚胎するは各國刑事法進化

の順序なればなり、加之當時の監獄官吏は多く警察官出身の士なるを以て此思想は十分彼等の間に容易に諒得せられ之を運用する上に於ても亦警察的なる思想は横溢しつゝあるを見るべし、怪む勿れ、囚人中一種の官吏ありて傳告誘工と爲り其威を置まはし押丁若くは新輩の看守を凌ぎつゝあたりの状態を、監獄男女囚人互に意を通じ女囚終に妊娠したる如き、空知炭坑の内部には一種の魔窟あり、酒樽累累として山を爲し喫煙亦自由なり、炭坑の出役囚坑内一條の通路より脱出し其家に入りて歡樂を縱にし罷役時間に至れば常に歸來知らざる爲して其の隊伍に加はる者、日々斯の如しとの傳説は予之を當時の先輩より諗聞する所なり、斯の如き狀況は一たび備聘外人の眼に觸れ痛く驚愕色を失するもの、如く願に監獄紀律の振肅を唱道し監獄改善の方針須く茲に則らざる可からざるの必要を示せり、之が教を受くるの當局者また警察出身の故を以て忽ち之を領得し一層紀律の嚴正を確保するを得るに至り外役の如きは殆んど之を全廢するの勢あるを示すに至れり、由來監獄の專

門的智能は當局者間に缺如せる所、外人の備聘教習は耳新くも彼等の思想に浸潤し始めて監獄の本態を明にするを得たるを以て着々實務の間に其効を奏し面目を一新したる所以のもの亦偶然にあらずるなり加之また教習の方法須く上級者より順次之を下層に波及せしめたるの宜きを得たるを以て一層其効を奏し易きの事情ありたるに因る

然れども當時の當局者専ら此新思想を吸收せむとに努めたるとは謂へ、能く其の精神の存する所を諒得したる者は寥として夫れ極めて罕なり、紀律の存する所は亦是れ感化の伏藏する所に外ならず、徒らに外形の龍を書て其の眼に點せざる者あるを惜むのみ、さはあれ、治獄遇囚其の他事務處辨上に着しき進歩の跡ありしは蓋ふべきに非ず、紀律の振肅は多少之を期待して得たり、逃走の事は極めて寡少なるを得たり、然れども尙一層進むて要すべきは即ち精神的教養感化に外ならず、個人の心性を矯めむと欲せば先づ體様を整しめ而して後心性の教訓修養を怠らざるが如く、監獄改善の順序としても亦外形より内部に移るべきは當然

は固より明かなりと雖も其の之を達する方法としては十分に刑罰の森嚴苦痛を示し良民を誘引するの手段を探るべきに非ず刑の理一を以て斷ず可からず之を運用するに當ては或は畏嚇を必要とすべく或は社會政策に盡みる所あるべく或は保護助長手段を探るを必要とすべく行刑の至難は則ち此微妙なる活動の裡に在て存す、吾人の以て感化教育と信じ之を施行したるの曉焉んぞ知らむ意外の邊に意外の失態を招致すべきを、監獄は學校に非ずとの言は少なくとも教育以外に刑罰矯正手段の方法として多少省みる所あれと謂ふに外ならず、予は近時我當局者間に多少此思想を諒得せられたるに至るを喜ぶと雖も而かも亦エルマイラを以て理想監獄とせむとする者あるに至ては轉輒嘆に堪へざるものあり、殊に昨年同人中老練の令聞ある本名瀨典眞の立案に依て品行方正なる囚人の上級者に對し茶話會を開きたるの點に至ては予親しく氏の意見を聞くを得ずと雖も多少エルマイラ的なるを憾まずんばならず、我當局者間亦之を賛して現に實施するもの二三ありと謂ふ

の數なり殊に新界指導の任に當るべき小河岳洋先生第一回歐洲の外遊を遂げて歸朝するや、獄務要書の著書あつて大に精神的修養の必要を唱道す、一面また留岡後州君の米國巡遊を遂げて歸朝するに會し盛んにエルマイラの教育主義を鼓吹す、兩者の主義思想は其の根底に於て固より異なるものありと雖も而かも皮思の見を以てするもの往々にして之を混同し感化教育を重視するに至り、其の甚たしきものは監獄を以て一種の教育場と爲し専ら新思想の標榜の下に此美名を賣らむとする者ありに至れり、是れ實に今を溯て四五年来の傾向なりき、殊に二十九三十、三十一年の間に在ては最も此思潮の高度に達したる時期にして予は當時此新思潮の一進歩を欣祝したる者なりと雖も亦私かに感化教育過重の弊を憂へずんばあらざりし、當時僚友と對晤するの際茲に言及し典獄會議の際横田檢事總長の一言以て此風潮に寔針を與へたるの警句監獄は教育學校に非ずとの語を聞て以て深く知遇の言を得たりと爲したるは今も尙記憶する所なり、行刑の作用は犯人を改善せしむるに在る

予の之に對する卑見は曾て本誌に披瀝せり願くは之を實施したるの成績を知らむことを覓む是れ實に今日に於ける頽落なり、雖て將來に於て起るべき思潮は如何監獄は國家行政機關の一部なるが故に社會の公安を保持し幸福を増進する上に於て必要なりとならば（監獄の目的を言せざる範圍に於て）之を利用するとは是なるべし、從來著しく外役を制限したるの思想は之が爲めに多少融和せられ或範圍の下に之を施行するに至るべく現に官廳の需要品を以て監獄の作業と爲したるが如きは其の一端にして進んではまだ臺灣北海道の如き殖民地に放免囚を移送し殖民政略の具に供するに至るべきなり、予は實にまた此の利用防衛主義を贊すと雖も健全なる思想の下に之を實行せられむことを望まざるを得ず、單に行刑學の方面より之を観察すれば固より之に同する能はざるの點多かるべきも一種の政策として之に同するを要すべきもあるべく且又行刑學の要求に矛盾せざる限りは固より社會利用の具たるに甘んずべきは勿論なりとす、茲に於てか昔日の監獄を追慕すれば實に當

時の監獄は社會利用防衛主義の爲めに設備せられたるものなり、土木築港事業の爲めには囚人を役使し殖民地に囚人を派遣したるが如きは是なりとす、嗚呼歴史は遂に同一の事實を繰返へすとの言實に予輩を欺かざるものあるを覺ゆ、題して監獄界の思潮と謂ふ、思潮なるや否は予自ら之を保せずと雖も少くとも予の觀察を叙して同人諸君の一餐に供するも亦新年の景物たるの微意に外ならず

○東京便

本會編輯局内にて

刑 天 生

僚友各位 何れも方御目出度癸卯の新歳を迎へさせられ候段敬賀此事に御坐候、一歳は一歳より年を加ると共に幸福は彌増に諸家に集まるべきと心私かに念じ上居候、小子に宛て僚友各位より年賀の御懇書續々賜はり一々奉答致し置きたる積りなるも或は時に御不禮致し置きたる分無之哉も難計、何卒平素の無性者と御思召し御寛宥被爲下度候、昨年末年初の休暇を如何に利用すべきかに就

ては豫てより計畫致したる點に有之小生も多少此休暇に際してはと思立ち候廉有之候得共今日と爲りては矢張一時の空想と化し何事もなく徒消致候段如何にも残念に存候、各事務官の休暇中の監獄巡視も一寸面白き趣向に有之、成程小生等も勉めて閑に任せ監獄巡視を遂げ候は、稗益渺ながらざる事と存居候

新年と謂へば東京附近を始め關東邊に於ては元旦には在監人一統に對し雜煮餅を給するを例とする様に承知致候、尤も餅は特別給與に有之其の他普通食菜は平日の如く給する次第に候得ば當日の殘飯は非常なる者にて經濟上の損失渺ならず且之が爲めには胃病を引起す者さへ渺なからざる趣、必ずしも雜煮餅の給與を非難する次第には無之候得共、若し餅を給與するとすれば平常の食菜を減少すること然るべく無暗に多量を給するが故に、渴したる囚人は終に胃の分量を計り難く、多量に食を食るは常に可有之、殊に休役續きの際なれば運動も平日とは違ひ衛生上宜しからざる結果を來すは當然に有之且又經濟上に於ても多くの殘飯を

生するは好ましからざる事に有之候少しく常識を以てすれば這般の事は適當に取扱はるべき次第なれど、元旦を祝ふの餘り注意を缺き候段吳々も口惜く候、尙また元旦に餅を給するの例は何年頃より始りたる義かは存じ不申候へ其關西邊にては此先例もなき様に承知致候、若し給するものとすれば一様に給せられむこそ願はしけれ、此餅は普通限りある食菜の費用より購求する趣に候得共寧ろ食菜の性質には有之間敷、米麥費の内より融通して然るべき性質のものと被存候

教科書事件も奮職より段々火の手を上げ拘禁者五十有餘名に相成り申候、被拘禁者は何れも相當身分を有する者に有之、警視廳御役人様方の御心勞左こそと御察申上候、教育社會の腐敗墮落斯の如きに至るは國家の面目にも關し誠に嘆はしき次第には候得共、之に依りて十分廓清の目的を達し得られんには切めてもの幸に有之候、一般社會の浮薄も茲に於てか殆んど極まれりと可申、國家の原動力たる教育の任に當るべき者、少年子弟を教導する責任ある者、一府縣の行政を統轄するの長官

にして頻々縲綯の苦辱を受くる者斯の如しとせば國家の元氣たる少年子弟の腐敗は今更咎むべき筋にも有之間敷と存候、一般の社會觀より申せば彼等の今日あるは所謂自業自得にして其職責を汚瀆したるの舉動は憎むでも尙餘りあるとは申しながら亦我監獄界の上より之を見れば相當教育ある者相當位地名望ある者をして多少監獄の實態を知らしむるの機と爲り之が爲めに將來監獄改善事業の上に渺なからぬ動機と爲るの先例珍らしからぬ事に御坐候得ば予は固より彼等の入監せむとを希望する者には無之候得共此の如き苦難より一修業を積み立て斯界に貢獻する者の先例を想ひ出し囑望深き所に御坐候

今春突如として小倉富山縣知事の休職發表相成申候小生は其の如何なる原因よりして休職と爲りたるや若くは自己の發意なるやは知り不申候得共氏は曩に警保局長の位地に在りて親しく監獄事務に携はりたる緣故も有之旁々一片の私情より在官者中監獄の智識ある者の去るは甚だ残り惜しく候幸に菅井栃木縣知事の新任あるを見たるは多少心

を慰めたる義に候、小倉局長曾て典獄會議の席に於て雜話として語りけらく予は曾て板垣大臣に面接し監獄局長たらむことを懇請したり、監獄事業は中々趣味あるものなり、一たび之を會得すれば其の味夢寐だも忘る能はざるものあつて存す云々と言實情なるものゝ如し、予は政黨員たる氏の口よりして此言を發せられたるを想ふ毎に未だ曾て白耳義の監獄改良家たりしダクベチオークスを聯想せずんばあらざる次第に候ダクベチオークスは實に同國千八百三十年の革命に際して國事犯者として集禁せられたる政黨員たる者に候、其の後革命鎮定後レオポルド一世は氏の苦楚を嘗めたる行事に酬ゆる所あらむが爲め就官せしめんことを欲し、何れの官を撰むべきやを以てしたるに氏は唯一の監獄局長の地位あるのみと奉答せられ候、王は聲望頗る揚がらざる監獄局長の地位を希請することの不可思儀の感に堪へざるものゝ如く終に其請を容れ申候、果せるかな、氏は曩時入監の經驗よりして終に着々獄制の改革を施し、今日に於ては監獄改良家の一人として驅はれ申候、小倉氏

しか華胥の境に遊び申候、中夜床を蹴て出て机上の洋燈を點じ復た思索を試む、俄然悟得する所あり愉快不過之、其後安全に眠を貪らむと欲するも終に眠る能はず、順次他の問題に移れば立に之を釋き一の凝滞なし、愉快益加はり終に曉に到りたること覺へ申候、今に追むて幾何の愉快は忘れざるものにて自己の職業に關係なき故、幾何學其物は相忘れ候得共、斯學に對する趣味は體かに相感じ申候、學校生活を退きてより以來斯道に携はること茲に殆んど十又五年、今尙斯道に對して吳下の舊阿蒙たるは免かれずと雖も趣味は漸くにして之を悟得し自ら顧みて一蔗境に入りたるを認め申候

予の悟得したる趣味とは何ぞやと問ふ勿れ、趣味なるものは不言の間に諸君の默契を求むるより外なし、言はんと欲して言ふ能はず示さむと欲して示す能はざるものゝ裡に趣味は伏藏せり、想ふに予の感悟したる趣味は實務家の間に悟道せられたる其よりも尙一層淡かるべきものなるべし、一たび實際の局に當つて這般の消息を解したらむには

も亦新任者の割合には比較的監獄智識の入り易き人物なりしとは當時先輩より承り及候、予は社會階級如何なる位地に在るを問はず、斯界に於ての趣味を有する者は何れも皆僚友に有之、中々捨て難き者に候、縱令其の以外の行事に於て非難すべき點はありとも、

總べて何等の職業にも趣味は可有之ものに御座候、始めは厭々從事致し居るものゝ一たび會心頓悟の境に到り候得ば其趣味は忘じ難く趣味を識するに従ひ愈々益々之に耽り可申夫の古人の句にも寢食を忘る抔とは即ち這般の境を寫し出したる者に候、何の厭氣で寢食を忘るゝことの出來可申哉、小生の曾て中學に遊べる頃幾何學は頗る六ヶしきものに有之常に六十點前後を昇降するの得點にして試験さへあれば、此幾何學は心配ものと相成居候、平常の勉強も主として幾何學に傾注するの心掛に有之、或日一問を釋がむとして千思萬考終に得ず、該夜また同一問題を釋かむとして夜十時前後に到り申候、終に得ず、床に就きたるものゝ眠りも結はれず眼前尙三角形の髣髴たるを認め何時

如何に忘じ難き趣味の深く且多く伏藏するものやあらむ

田尻北雷博士曾て謂へるあり、人の煙草を嗜好する者に對し如何なる時期如何なる方法に依て之を喫し如何なる感受ありやと問はゞ恐く之に向つて満足なる答辯を爲し得る者一人もなかるべしと、然り真に然り、吾人平常の慣行たる喫煙の事すら十分に之を説明する能はざる者に候、況んや趣味深き斯道に於てをや、況んや自己の意思さへ十分に綴る能はざる拙き筆に於てをや、唯夫れ僚友諸君の本誌讀の際注意を以て之を讀了するあらば多少會心の機を得べくと存じ候

小河岳洋先生の著刑法改正案の二眼目は刑事問題として寔に得難き眞著に有之候、小生は我邦に於て斯の如く透徹穩健なる思想を以て刑事問題を解釋したるもの一も見當り不申、當に以て廣く刑事問題と謂へば監獄の實務には何等の關係なきものゝ如く思はせらるゝ方も可有之候得共、其實監獄行刑思想の根柢は此の眞著に依つて涵養せらるゝもの頗る多きを感じ申候、予は監獄當局者に向つ

て十分能く之を精讀して健全なる行刑思想を涵養せむことを勧め申候、尙一面には進んで致習参考用として之を用ゆるに至らむことを望み申候、我邦の當局者にして若し之を歡迎若くは十分の意見を挾むことを得ば酷かに斯界に一進歩を來したるものと確信仕候、故に小生は本著を以て斯界の程度を知るの標準と致し居り候、若し夫れ讀者にして之に對する意見あらは遠慮なく之を寄せられんこと吳々々望ましき義に御座候

て締視すれば則ち煙草の吹殻を中に埋め再び土を敷みて復た前の談話を打續けぬ、芝生森林の在る所斯の如く用意の周到なる、是れ正さしく二十歳を經過せる少年の所作とも思はれず、獨逸國の今日ある寔に是あるに依る

前便當識の點に就て彼是申上置候得共、其後新聞を閲して左の句に至り痛く相感じ申候
予は某年の夏伯林近郊の或村に寄宿せしに、其家には老嫗及若後家のみなりき、其他にも亦同年の春より新たに歸休せる兵士一人ありたり、一日兵士及若後家と共に日夕の涼を趁はむ爲め運動旁近郊を散策せり、平原茫茫たる芝生の間幾個の森林の叢がるありて夕風涼しく衣袂ならぬ身邊を襲ひ來りぬ、兵士は煙草を喫しつゝ杖を振りつゝ、相談じ相笑ふ、ツト兵士は立止り杖を以て土を堀れり、何を爲すにやと思ひ止まつ

と、我邦二十歳前後の少年が誠に斯の如き所作を爲し得べきにや、疎放磊落を以て自ら誇るの少年復た少しく顧みる所ありて可なるは勿論のこと、繁雜なる獄務を處理するの材幹は這般の用意なからずと信じ候、常識の發達とは何にも六ヶしき事には無之、万事に就ての用意を周到にするに外ならざる義に有之、普通人の知り得ざる知識を求めんとするには在らずして、既に各人の腦裏に存在しつゝある智識を應用せられんとを欲するに在り、偏に用意の如何に存するのみ、御同様最も心掛くべきことにこそ

を經過すれば斷行する能はざるは遺憾には候得共是も是非なき事と相諦め申候
監獄官制發布は愈々確實の事に承知致候、昨今主務局に於ては其の附屬關係法規に就て調査致し居られ候趣に御坐候、看守定員令も當然改正せらるべき筋のものと存じ候

議會の解散は既に僚友各位の御承知在らせられ候通りに候、解散の爲めに斯界の上は不幸を見ることは看守の俸給を高むる能はざること並に秋田山梨監獄新營の行はれざること候、何れも今年

印刷局を至當と相考へ申候
先は右新年の賀詞を兼ね斯の如くに御坐候早々敬具

記して茲に到り、教科書事件の所に今一つ言ふべき事を相忘れ申候、左まで廉立て、申上くる迄も無之候得共一寸所感を書き列ね置候、教科書事件は畢竟書肆の暴利ある點に歸因し賄賂を以て教育社會を蠱惑したる者に有之、此弊を杜絶せむには國定教科書の議も有之申候、然るに我監獄に於て此教科書を印刷製本するの作業を興し以て彼等の需用に應ずれば監獄作業の上は於ても將た收賄の弊杜絶の上は於ても一舉兩得なるべしとの意見監獄當局者の間に有之趣に御坐候小生は之に反對するものに候、清淨無垢なる兒童の讀むべき書籍をして這般囚人の手に依て作製せしむることは教育上趣なからぬ惡感化を興ふることを信じ申候、國定教科書の印刷所は監獄は適當のものに無之寧ろ

印刷局を至當と相考へ申候
先は右新年の賀詞を兼ね斯の如くに御坐候早々敬具

○刑法改正案の二眼目に就て

拙著刑法改正案の二眼目に就ては幸に同人諸君の御一讀相煩はし候ものと相見へ態々懇書を以て同情を著者に寄せられ候方不慙感謝之れに不遇、別して死刑廢止の反對家として著者と所見を異にせらるゝ有力の向より兎も角一應精讀して深く著者の意を諒せりなど言ひ越さるゝ方も有之本懐の至る者多かるべしとの豫想に反し此くまで江湖の注意を惹くを得るに至り候事著者に取りては何ぼふか嬉れしき限り可有之哉御察し可被下候野崎典獄の御懇書中

御惠贈の御近著一讀過致し今夕より今一回通讀可仕心算に御座候從來幾多の御著述中該書は眞に兄が其眞面目を發揮せられ如何に本邦立法行刑の上は勇奮慷慨せられ候歟は其熱情書外に溢

れ小生の如き懦夫も大に志を立つる所有之候殘刑の援例に一貧婦人が二人の兒女を抱き死刑の宣告を受けたる件に至ては暗泣讀むに堪へず一讀過を急ぐ爲め彼の處一頁丈は取除き先きに移り申候多年監獄に居る間には彼れに類する者に接する場合も慄からず一種奇妙なる人生觀を相感じ申候小生の希望は彼の書を一事務官の意見とせずして該書の理由を以て監獄協會の意見として帝國議會に建議せん事に有之候假令其建議は不幸にして議會を通過せずとも該會が其主義綱領に基き國家社會に忠實に貢献したる歴史幾百千載後に貽り可申其建議は一回二回三回、回数數を重ぬる程協會が先見の明ありし光明は一層大なるものあるべしと存候云々

と有之斯くまで深厚なる同情を得候こと百万の味方を得候にもまして心強き限りに候尙ほ又其後重ねて著者に送り越されたる書面の内に

御惠贈の貴著は二回通讀致し一回は一回より痛快を覺へ申候首篇より第十五章までは黒雲天を捲き迅雷耳を挿ふに違まらず此本を讀まば首

尙ほ其節、先生の談に依て井上伯爵の熱心なる廢死刑論者の一人なること始めて承はり及び申候元勳の一人に此人あるを聽くを得候こと急に一縷の光明を天の一方に望み得たるが如き心強き感を感じ申候

此一書、若し幸に別天君御擔當の「東京便り」欄の一隅に餘白も候はゞ御掲載下され度く候

岳 洋 生

○編輯局より

本誌の改良に就ては兼て責任者の苦心焦慮致し居候義に有之候處事、志と違ひ種々の故障に遭遇致し候爲め兎角其實行を見るに及ばずして今日に至り候段讀者諸君に對し誠に申譯も無之次第と深く恐縮に不堪候今更ら事新しく申述べ候も辯疏がましく候得共此に雜誌編輯の責任者共相詢り年の新たなると共に萬障を排して奮て紙面改良の斷行に精勵可致決心に有之先づ手始めとして本誌初刊の分より多少其面目に刷新を加へ候積りに御坐候間幸に御批評相仰ぎ度く尙ほ今後の處も精々油斷な

鼠兩端論者は勿論反對論者も大に陳立を紊したること、存じ申候只其第十六章は萬一、改正案が其儘上下兩院を通過して從來の刑法附則とか或は監獄法とか云へるが如き執行法の議せらるゝに先だち存死刑救濟論として御論述下され候はゞ議論闡明に且つ前後一貫して兄が斯道に忠なる所以の實相大に發揮せらるべくと存候十五章まで破竹の勢を以て論下せられたるにも拘はらず未端則ち結論の第十六章を見ては利刃を提げ敵を追窮し未だ刃を交へざるに早く既に講和談判を開始したるが如き感あるは返へすべくも遺憾不少る事に候妄評多罪

と相認められ申候兎も角血あり涙ある氏の如き熱誠家に由て鄙著の歡迎を得候義は無上の光榮と深く欣祝致し候次第に候尙ほ又本誌前號の紙上に於て印南君の起稿と覺しき鄙著に對するの精評拜讀致し候段序でながら此に感謝の意を表し申候

著者一日、都筑貴族院議員を訪問致し談、偶々拙著の事に及び候處先生も一應通讀致し呉れられ由にて著者の意見に向て大に同情を表せられ申候

く注意相加へ可申は勿論に候得共結局會員諸員の御協力を得るに非ざれば其目的を達する能はざる義に候間幸に吾々責任者の衷情御諒察の上頻々御寄稿相煩はし候様特に御依頼申上候本誌改良の將來に對する計畫に就ては凡そ左記の條々無相違實行候事に決定致し候間御承知置さ可被下候

一本會の主義綱領に基き每號必ず會說一篇を掲載すること

一、例月の茶話會に於ける講話筆記は言ふに及ばず論說欄には每號少くも直接斯道に關係ある有力者の論文二編以上を掲載すること

一、重きを通信欄に置き務めて實際の出來事に關する各地方の通信を仰ぎ成るべく掲載材料の豊富ならしめんことを期す

一、每號必らず翻譯及び外報の二欄を設け外國大家の新説及び海外斯道に關する有益の出來事を紹介すべし其材料は主として英國佛國及び獨逸の三協會雜誌に依るの外尙ほ普國內務省より毎月我が司法省へ贈付し來る監獄法令彙報及び本誌編纂主任へ時々外友より到達する私信等に

漫 錄

三百年後協會記者訪問錄

第一回 無月公爵訪問

就ても亦た取捨する所あるべし
 一、司法省監獄局に於て毎週開かるゝ所の獄務會議の決議事項にして其差支へなき分は成るべく之を本誌に掲載するの允許を請ふべきこと
 一、毎號成るべく一種の趣味ある斯道關係の記事を掲載すること差向き次號の本誌より小河事務官の各國古今の拷問談と題する極めて趣味深き記事を連載するの豫約あり毎號圖書を挿入して其興を添ふる所あるべし

一、訪問録は努めて實務當局者の經歷談を掲載すべし事の必らずしも直接に斯道に關するを求めず唯だ讀者をして之れに依り斯道會心の先輩後輩と一堂に談笑するの想ひあらしむるを得ば則ち可なり

一、毎號紙數に制限あるが故に是れまで常に寄書家の好意熱心を空ふしたること編者の深く以て遺憾とする所なり將來は成るべく之を採せんことを期す但し多少、編者に於て取捨を加ふる所あるべきは豫め諸氏の諒知を請ふ所なり

三十六年一月

編輯局員

の憎悪を受けたる者は私かに相談て死刑に處するのである、國家の手を借りる様なマダルルことはしない併し是れは進歩したと稱する亞米利加で行つて居る計りて其他の國では矢張一廉の商人として或制限の下に公許されて居る夫れて此者を殺せば死刑は免かれぬのである或時此高利貸を殺害した者があつた其の言ひ草か中々面白い彼は世の衆生を毒するものである世の衆生を毒し艱苦を與へるものは彌陀の利劍を以て殺すのか佛の教へてあつて私は正當の事をしたのであるから賞めらるべき筈なるに却て私をお殺しなるとは如何にも不思議であると彼れか斬頭臺上の怨言であつたか是等は皆迷信から起る犯罪なのであります、當時の社會は實に社會自から人が人を教へずして其罪のみを正さうとしたものであるから丁度今から謂つて見れば我々の子供に大人の持つべき思想を持ってよ左なくば殺すぞと云ふと同一であつた昔の法律は人畜共に制裁する法律とも謂つて宜しきものである其の他昔は迷信といふものが澤山あつた様に見へる夫れは其の昔圓了といふ坊主が居つて妖怪とか

昔の刑法は迷信者までも罰したのでから囚人の數が夥しきものであつたのには相違ない、先づざつと其の一例を擧ぐれば殺人犯によりて處刑せられたるものゝ中に斯ふ云ふ類のものもあつたげな、生兒か臍の緒を袈裟に掛けて母の胎内より出てたるものは其子か成長の後大盜賊となると云ふ事を信し或は四十一の辰年に持たる子は成長せぬと云ふ事を信して其産兒を壓殺することは常である、關西邊の俗諺では之を廣島へ遣ると謂つて居る其の由來を極めたら随分面白いけれど今は之を省くとし、ようまた其の當時は高利貸と唱へて不當の利息を收集し金錢の貸し出しを爲す無免許の銀行同様の營業を爲すものあれば、此者は細民を苦むる不頁の徒であるから人民の憎悪を受くることは勿論であつて現に米國邊ではリンチと謂つて郷黨

迷信とか云ふ事に就き其人が殆んど一代の驕榮を此の詮鑿のみに注いだ様に見へるが是も今から考へると可惜編纂を無益に消盡した様に見へるが其の人の著した書物を見ると今日の婦女子に斬し聞かせても眞實として受取られぬ面白き事柄が澤山ある、つい、此の間古書の内から妖怪談叢と名づくる本を探し出して之を讀みて見て自分も浮と乘る氣に爲り内の女中に惡戯をいたして見たが頓と利き目がなかつた夫は斯ふ云ふ譯ぢや、茲の屋敷は昔し市ヶ谷と云ふ監獄の在つた跡だそうて丁度庭のあの枝葉の茂り合へる老松の下に石燈籠のある處が死刑を行つた斬頭臺の拵へ付られてあつた跡に當るのであるが其の事を此の間奥が子供や女中を集め何千人と云ふ人が殺された場所であると云ふ事を断し居つたから一ツ驚ろかしてやれと思ひ畫の間に能面を松の枝に吊し下げ女中が石燈籠に點火する時其綱を緩め女中の所に落ち掛る様に仕掛けて置ひた、其日、丁度日暮れ、女中が點燈に出掛る様子であるから急ぎて松の根本に至り其の綱を緩めるとキヤツとも云ふぬチャント點火し

て其の能面を外し内に入り来り子供に小聲に云ふのに此のお面は殿様か大切になさるのを若様方おいたをなさいましてあの儘お置き遊ばしたのでしようお父様に見付られると大變ですよと謂ふて差出した、すると子供は誰も出さないと云ふて一騒動始めた、其の可笑しさを堪へて傍觀をして居るのは苦しかつた兎に角其の采配役として女中を召び出し試に恐かつたろうと問ふて見た其の答は何うも恐い事は御座いませんとさつぱり答へて纖弱き柳にも節はありと謂はぬ計りの風情、石燈籠のある處は昔多數の刑人を殺した所であるのにと謂つて一寸氣を引いたらば、ハイ夫れは先日奥様から昔の死刑場へ何千人と云ふ數の知れない人を殺した場所であると申す事を御伺ひ致しましたが人を殺した處にはお化が山たり生首が轉ろび廻つて夫れを見た人は氣絶したり氣狂になつたのであるか、それは昔の浮世話今時死んだもの、首を見て氣狂になつたり氣絶する様な人があつたならば、夫れこそ生きた人間を見ましたら定めし七轉八倒して死するであらませうと云つた、今の世の中の

女は女中までか其通り哲理的になつて来たから世の進歩と云ふものは恐ろしいものぢやのう………進歩と云へは前々週の土曜日に佛國………秋期大演劇があつたので其黨詞電話を邸内の劇場へ引き知己親戚を招き觀覽せしめたが芝居の仕組は兼々演劇新報に出て居つたから先づ此方の子供と親戚の子供中佛語の出来るものを召ひ三日間傳習さした、そして彌々當日になると電話の臺詞に依り其の所作を演じたのであるから芝居は大出来サ當日招待した佛國公使の夫人と一等書記官夫妻は絶へず拍手して本國の芝居を見るのと少しも替らぬと謂ふて歎賞したのであるか其の他の知己親戚は一向趣味を感ぜん様子であつた能々考へれば成程彼の芝居は往昔佛國のまだ帝國と謂つて居る時代謀反人を捕縛して何千と云ふ學者政治家を殺した事を演じたのであるか此脚本は日本人に當て箝らんのであつた佛國では今尙死刑を執行して居るから懲惡の極意として人を殺すのは當然の事として居るか日本には死刑と云ふものがないから反逆人を殺すと云ふ事は寧ろ不思議に考へる、芝居は昔し

あつた事を後世に反響するのであるか現代に事實のない事はいくら昔の事を繰返しても其反響を止めない、折角の企てが凡てに興味を興へなかつたのは余の失策ぢやつた不覺を採つた原因だヤ、不覺と云へば今一ツ一大失策がある、是も序に噺して置かふ今度の芝居に招待する案内狀は二週間前に發し九月第二土曜午後七時と明かに來車の時間の刻限まで書て置いた處が是は芝居會社の時間であつて佛國の時間であるのぢや之に少しも氣付かず芝居當日に電話に故障でも起ると遺憾であるから其の當日は電話會社の技師來る事に成つて居つたのであるか當日に成つて技師來ないから電話を以て呼ぶと巴里に於て第二土曜の夕七時に始るのであるから日本に於ては巴里の同時刻が第二月曜午前第七時に當りますから明朝時刻を違へず參りますと云ふ返事ぢや成程深く考へるまでもない巴里と日本の時刻は同一時でない事は兼て能く承知して居る者の實は電話會社の返事を聞き今更の様に狼狽したのだ直ちに電話を以て諸所に案内狀に時間違を致した事を通知したか跡で佛國公使

館員杯にはひた過りに言を明して詫ひた次第であつた、佛國の書記官は中々淡白な男でイヤ夫れは私共毎日有勝の事時々本國政府より嚴しき注意を受ける事御座ります私共か公書を發しますに就て日本東京年月日時と書く事を能く忘れてやります私の國に於きまして外國或は殖民地に於ける事實の發生時期を本國の日に引直して法律上の効果を保たしむる規定で御座りますから中々時刻の事を八ヶ間敷申しますと云ふ事であつた、マ、肝心の芝居よりは之れが一大狂言であつたアツハ………

○第二回 會員如月工學士訪問

ヤ此の間無月公爵を御訪問したな、公爵の話は何時聞いても耳新らしく聞へ中々面白いですよ、流石は佛國在勤中巴里に於て交際社會の大立物と呼ばれたる人丈あつて物事が該博てそして愛嬌があつて中々の交際上手である、ナニ三百年前と今日と關聯する噺をせと、君の注文も面倒で六ヶし、あるある大にあるて、三百年前の事を咄すと

い、あるある大にあるて、三百年前の事を咄すと

先づ此の帝都の始りから話さなくちやならぬか僕は政治家でもなければ社會學者でもないからマ、政事上や社會變遷の事は他の智者に譲るとしよう僕の持前の事に就て話して見よう、今日では全國に東部西部の兩監獄が残存して囚人も兩監合して八百何人と云ふ數であるか我々の感想では同しく人類六千万の中に八百人も悪人かあるのは實に心膽を寒からしむるのであるか然かし三百年前の事を思へば何んでもないのちや、マ、聽き賜へ、三百年前には全國に百何ヶ所と云ふ監獄があつて七萬何千と云ふ多數の囚人を拘禁して居つたから丁度一ヶ所に七百何十人づゝ收容する割合になるから今の東西兩部の監獄を合併した程のものか百幾つあつたのちや、ドウチャ、君驚く可きではないか、其建物はドウ云ふ風のものであつたか、マ、昔の事だから多く木造てたまには煉瓦築造もあつたらしい其の昔の營造物にして吾々の參考になるものは今の東部監獄ぢや、日本で煉瓦築造の一番古いのは只今の城南第三十一番街の中央に當る現に東亞劇場のある處と一部は公園の敷地になつて

居るか舊圖を調べて見ると彼の邊は昔し銀座と唱へ左右煉瓦家屋の櫛比して居つたのを二百年前市街道路改正の爲め破潰したので、今は其の家屋は影も形もないか夫れと同時に出來たのか今の東部監獄ぢや彼の監獄は紀元二千五百四十五年日本の革命に大勳功ある、君夫れ御承知ぢやろ、紀尾井坂に銅像のある大久保利通彼の人か今の内政大辨昔は今の内政大辨の事を内務卿と云ひ居つた様だ其の内務卿の命を奉じて彼の監獄を建築した人が當時の典獄石澤謹吾と云ふ人ぢや、夫れは監獄協會の右翼階上東齋閣の正面第三番目に掲げられてある油繪の白髮の老人かあるて彼の肖像が此人であるのだ、君も御承知の通り協會の左右兩翼階は東齋閣西齋閣となつて居つて、監獄改良社會改良の爲め効績を奏した人々の名譽を永久に記念する處であるか、石澤と云ふ人は當時監獄改良の爲め効勳あるのみならず三百年後の今日に於ても吾々は吾々の事業の爲め大に尊敬を表せぬはならぬ事かある、夫れは外でもない先月第二水曜日の大地震に都下の煉瓦家屋は悉くセメントに龜裂を生

し或夫れか爲め傾斜した者もあるのぢや、所か東部監獄は何等の異状もないと云ふ事であるから、直ちに馬車を驅て東部監獄に至り内外隈なく實査して見ると、成程寸毫の龜裂も見出さない、ソコデ總監督に斷り研究の爲め倉庫の一角些少部を破壊して其のセメントを持ち歸り分拆に取掛つて見ると、現代のセメントと違ひ、些しも混和物を見出さない、是れか不思議であるから、此の建築を爲す當時此のセメントは日本で製造したものであるか或は外國より輸入したものであるか若し外國輸入品であれば何れの國の製造品であるか是等を詮索して其の國名か分かれは三百年前は其國の如何なる地方から其の原料を掘出し居つたものであるかを確むる爲め先づ其の豫備の着手場所を考へて見た處か、何んでも監獄建築に係るものは監獄協會の圖書庫の書類を見れば一番早く分ると思ひ出したから、協會の第五號倉庫建築部とある部分に就き協會の書記二人と僅三人て二日間目錄を詮索し残らず見終つ、た中に東京集治監建築一件書類と云ふのかあつたから之れを見れば判然する事

てあると思ひ、大喜ひに喜んで讀んで見ると、之は其の起工當時より成功に至る迄の始末と精算報告を兼ね典獄より内務卿に上申した書類であつて、其の資料の購入先き製造人の姓名等は隣張り分らぬ、今日では主任技師か細かなる明細書を作り其の明細書の中には材料の出所製造會社名等を委しく記載する様になつて居るか昔は竣功の始末杯は事務長官か一通りの報告をなす様になつて居つたらう、ソコ云ふ風に單純なものであるから今僕が詮索する肝腎の端緒を得ないのは甚だ残念であるか、然かし之れは何處迄も研究して之と同一のものを使用する様にしたといと考へて居る、兎に角三百年前に斯ふ云ふ堅實のセメントを用ひたのは不思議である、

ナニ煉瓦ですか煉瓦は現代のかズツ長所かあります、濕氣を吸収せない煉瓦は今より百八十年前シドニイの海岸砲臺營造の際火藥庫を海底に築造する時に和蘭人が濕氣除けの煉瓦を發明してから今一般に此の燒煉法を用ゆる事になつて居るが、近年日本に於て發明したのは濕熱を吸収せな

いのです之れは日本獨特の發明で歐米人は未だ此の燒煉法を知らざせん實は此の發明は君も御承知ぢやろ一五年以前僕が日本の新占領地たるソトス、グワテマランドの要塞砲臺築造の事を擔任し彼の地に滯留中發明したので其の事を工政省へ報告すると政府は其の燒煉權を買ひ上たいと云ふ事であるから何も此の權利を買ひ上ぐるに及ばん政府で之を占有する必要があらば直ちに之を獻納すると答へてやつた、そゝすると政府は其の意を領したと云ふことであつたが聞く處に依れば此の頃米國政府から此の燒煉方法を武億萬圓の報酬で教へて呉れと云ふ申込みが來たと云ふ事であるが、然るに政府では五億萬圓でなければ許さぬと云つて居る、そうです、何んの事やら一向僕には分らぬ云はレ一文も出さずに政府が占有權を得たのであるから貳億萬と云ふならサツサと夫れて許してやるか良い、僕の考へては何事でも便利な事は世界の共通にしたいのである、然かし、マ一能々考へて見ると日本は三百年間學術の事なり其他器械藥品等に至る迄歐米人に高價の發明料を拂つて居る

からはから其の發明料を取戻すのも面白い、只今話致したセメントです之れも外國は日本と同一性質のものを用ひて居るから大切な營造物か往々龜裂を生ずる事かあつて爲めに家屋を崩壊し年々數萬人の死傷を出すのであるか、之を一ツ發明すると又々五億萬圓です三百年前には三億萬の歳出か中々八ヶ間敷事であつた様に見へるか其の時代に王學士か何にか一ツ發明したら國家一年の歳出を仕拂つて尙二億萬の剩餘を生ずるのちや、若し我輩か三百年前に生れて居つたならば實は國家の忠臣否神様であつたらうてハア……………

○長壽法。夜寢床に入りたる後極めて心身を安靜にして徐ろに充分に吸氣をなし之を保つこと凡う一秒時にして又徐ろに之を吐出し反覆繼續して全く疲勞し若くは睡眠するに至る。朝眠醒めたるとき凡そ五分間位之を行ひ若し差支ない時は更に長く行ふよしとす。又踵を接し足尖を開きて直立し其の接したる踵を擧げつゝ頭を正直に踵を控へて氣息を強く吸入し之を保つと約一二秒時にして踵を下すと共に之を吐出す。此法は就寝前又は出學後に四五分間位宛之を行ふよしとす

統 計

○明治三十五年十一月末日現在全國在監人表

囚人	三十五年	同十月末日	三十四年	前月ニ比較シ		前年ニ比較シ	
	十一月末日			増	減	増	減
刑事被告人	五〇、六七三	五一、二七九	四九、八三七		六〇六	八三六	
懲治人	七、七一	八、六一四	八、六七〇		九〇三		
別房留置人	二一九	二三八	一四六		一〇九	七三	
乳兒	九四四	九四六	九二四		二二	二〇	
合計	一一〇	一一八	一〇四		一四	一六	
合計	五九、六五七	六一、一九九	五九、六八一		一、五三八	六	

○明治三十五年十一月末日現在全國在監人員表

警視	京都	大阪	神奈川	兵庫	囚人	刑事被告人	懲治人	別房留置人	携帶乳兒	計		明治三十四年十一月末日現在	比較
										増	減		
					三、三六三					四、七九二		四、五九八	一九四
					一、三六八					一、五〇三		一、四五九	四四
					三、一七九	八二四	三二	一三二	一四	四、一八一		四、四〇六	二二五
					一、二六七	一一〇	二九	四一	二	一、四六〇		一、四二八	三二
					二、〇七六	一九九	二七	三三	七	二、三四一		二、二四九	九二

長崎	新島	群馬	千葉	茨城	栃木	奈良	三奈	愛知	靜岡	山梨	滋賀	岐阜	長野	宮城	福島	岩手	青森	山形	秋田	福井	石川	富山
一、二二六	八二七	一、〇八九	一、二七三	九七五	一、一七一	八〇三	五三六	九五八	一、八七四	九七八	四五四	五八三	八五一	一、三〇二	八八八	一、〇八七	三八四	三三五	六三三	二九二	四〇六	三三五
三七二	七九	一二四	一九八	二〇六	一〇二	三四	四六	三六八	一八九	六六	五六	五二	五六	二三五	二九三	一八六	七五	九七	七〇	一〇五	四九	七〇
一	六	二	五	四	三	一	一	三	二	一	一	一	一	二	二	三	二	二	二	一	一	一
四一	一三	二〇	七	一三	一四	四	六	一四	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一、六四二	九八八	一、二二七	一、四一〇	一、一九三	一、三四六	九一六	五七六	一、〇三二	二、二八八	一、一八八	五二三	六四九	九二八	一、五五二	一、一九六	一、二八七	四六二	四四五	七五四	七五〇	三三五	四〇八
一、四六五	九八九	一、二六	一、二九九	一、〇六六	一、四〇二	八六三	五七七	一、〇三七	二、二二八	一、〇四四	四六四	六三九	九七九	一、六〇九	一、一八六	一、二八三	五一九	三七一	七三二	三九一	五五二	三五三
一七七	七一	一〇一	一一一	一二七	五三	一	一	一五	七〇	一四四	五九	一〇	五一	五七	一〇	四	五七	七四	二二	一	八三	五五

島根	岡山	廣島	山口	山梨	和歌山	德島	香川	愛媛	高知	福岡	大分	佐賀	熊本	鹿兒島	沖繩	北海道	東京	宮城	三池	北海	集治	總計	
三七七	七〇六	一、〇三一	一、四七一	九九五	四五七	六二二	五四三	九三一	八二八	一、四一八	四七六	四八四	七八三	四九九	六五七	三五一	九五一	七一五	一、五一一	九七三	七〇七	八一七	五〇、六七三
五〇	六四	一一四	二二二	七一	六八	二六	一九	八八	一〇四	三一	八七	七〇	一〇八	四四	一三〇	二二	四二六	一	一	一	一	一	七、七一一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二一九
六六	九	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	九〇	三	八	六	一	一	九四四
二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二	一	二	一	一	一	一一〇
四三	七七	一、一七二	一、一七一	一、〇八〇	五二八	六六〇	五八一	一、〇三〇	九四一	一、七七一	五六二	五六四	九〇五	五五一	三九九	三七九	一、七五九	九五一	七一五	一、五一一	九七三	七〇七	八一七
四四一	七四三	一、二五八	一、五六二	一一五四	六一九	七九六	六六四	一、〇六五	一、〇九五	一、九〇六	六二四	四九七	九八八	五二四	七九八	三一六	一、六一二	一、一五六	一、四六六	一、〇六八	七九七	九〇一	二、七六六
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
六	三四	八六	一四九	七四	九一	一三六	八三	三五	一五四	一三四	五七	六七	八三	二七	六三	一四七	二〇五	一四八	四七	九五	九〇	八四	二六九

此問題に對し『充分ならず』との答案は固より疑なき所なりしなり、而して此議題を討議したる部は次の如き決議をなしたり。

一、刑事立法は被害者に補償を與ふる事に關し從來よりも更に大に力を致す所なかる可からず。

二、被害者の申立か相當の理由を有するものなる時は、この民事訴求の原告は訴訟費用の負擔に任する事なかる可し。若し私訴か檢事の公訴に附帶して提起せられたる時は、縱令私訴か敗訴に歸する場合に於てもなほ、私訴原告は其私訴提起に依て生じたる訴訟費用の責任を負擔する事なかる可し。

三、訴訟上の救助は刑事裁判所に於て被害者に對しても之を附與す可し。

四、檢事は、重罪又は輕罪の訴追に於て、被害者の損害賠償に關する要求を裁判所に提出するの義務あり、而してこれかため特に費用を被害者より徴收する事なかる可し。但檢事か其要求に對し、之を許容す可きものなりや又は拒絶す可きものなりやに就て自己の自由なる意見を附するの權を妨

はらず、現行法律か被害者に與ふる所の保護の何れに於ても不完全なる事の一般に承認せらるゝ所なるを證するものなり。

主査報告者フランダエ^ン氏及此討議に與りたる諸氏殊に「ドクトルリヂヤポ^ーエト」夫人、「ツッケル」氏、「フリンズ」氏、「アルメンゴル、イ、ユルネット」氏、「アイゼンマン」氏、「スロースベルヒ」氏及主として「ルヴェイエ」氏は此問題に就て曾て余か『罪科學』中に述べたる所に相似たる思想を發表し、萬國會議に推薦するに余の考案殊に罰金を以て特別會計を組織し犯罪者より賠償を得る能はざりし被害者に之を分配するの考案を以てしたり。

第二

余か前上稜述したるは、余か二十年來主張しつゝある此問題に關して、更に一報告書を作りてこゝに提出するの意を明にせんと欲するか故なり。余の一著書の緒言に「ドラド、モンテロ」氏か曾て述べたる如く、犯罪被害者の賠償に關する此問題は間斷なく余を苦慮せしむる所の者にして、當初に於ては單に余一人の稱導する所なりしも、後に至

けす。

五、被害者は其要求する損害賠償に就て犯罪者の總財産の上に先取特權を有す可し、而して此先取特權は訴訟費用に關し國庫の有する先取特權と競合して行使せらる可し。

六、萬國會議に提出せられたる考案にして、在監中囚徒が作業によりて得たる收得の一部を被害者に下附する方法及罰金は之を特別に保管して刑法罰する所の犯罪に依る被害者に之を下附する方法は慎重なる研究を要するものなる事を宣言す。されど此等の考案は本問題を直接に解決するに就て充分なる材料を與ふるものにあらざるを認むるを以て、更に深遠なる研究を次期の萬國會議に延擧する事を決議す。

巴里の萬國會議には余は出席するを得ざりき、されど以上の決議は著しく疑に余かなしたる提議に合致し、殊に一九一九年フローレンスに於ける伊太利法學大會に於て余か提出したる報告書の結論と一致する所ありたり。此事實は歐洲各國の法規か相互間に差異あるに拘

りて余の學派に屬する多數學者の贊同する所となりたり。實に余は絶えず此問題を固守し、終に刑法萬國協會の其重要なる而して深意ある贊同を得るに至りしなり。

故を以て余は重複を厭はず更に一報告書を作りて、此問題か再び議題となるに至りたる萬國監獄會議に提出せんとするに至りたり。されど、先づ、時機に關する反對論を考察するの必要あり。

夫れ、此問題は抑も専ら法律に關するものなりといふを得可き所なるか、何の故を以て監獄會議に關係を有するものなる事を主張し得るものなるか。吾人は今、會議の『刑事立法部』に於て事を討議しつゝあり、然らば單に刑罰の結果を主眼として刑事立法を論するに止まる可きなるか。更に約言すれば、犯罪に依る被害者に補償を與ふるの方法と犯罪人の取扱に關して其徳性の改良と社會の安固とを目的とする科學との間に抑も如何なる關係を認むるを得るか。

一見、此兩者の間には何等の關係なきか如し。され

と仔細に之を觀察する時は實に人の想像するよりも更に密接なる關係の其間に存する事を認むるに至る可し。

損害賠償の義務を課する事は短期の自由刑を課するよりも犯罪の豫防に就て更に大なる効果を生ず、若し惡事をなすも一旦發見せられんかその恚起せしめたる損害を賠償するの義務を課せらるゝを悟るに至らば、一般惡漢、殊に窃盜及詐欺を常業とする者に對し、一時身體の自由を束縛せらる可しとの恐怖よりも、更に其行爲を躊躇せしむるや實に大なるものある可し。

蓋、一職業の衰ふるは其危険の大なるによるにあらずして其收得の少なきより來る。現代に於て、窃盜及詐欺の收得は頗る大に、遙に正直なる他の職業に勝る所あり。

危険といふも僅に數月、長くして數年の禁錮に過ぎず、而して其收得に至りては實に確實なるものあるなり。何となれば別に返還又は賠償に就て強制せらるゝ所なければなり。刑期満了し獄を出て、後襲に隱匿し又は預け置きたる所を引出すは詐

伊太利に於ては三ヶ月以下の刑に處せらるゝ者十万人、而して六ヶ月以下の禁錮に處せられたる者一八九六年に於ては十七万四千九百〇二人に上りたり。

此等多數の惡漢の爲に住居を興へ食物を給するの費用は實に大なる者なり、而してその惡漢の大部分はその獄内に費やす所僅に數日に過ぎざるなり。

余は曾て他の書に於て述べたる事あり、曰く、國民は犯罪に依りて彼等が受くる損害の外、更に其幾萬の犯罪者を支持する爲め、幾多の費用に對する租税の増加を負擔す、然り而して之か爲に國民は終に何等の利益を受くる事なしと。

短期の刑は犯人をして恐怖せしむる所なきを以て、若し匡正を以て刑の目的となす時は短期の刑は最早刑と稱するに足るものにあらざるなり。されば最も樂天的なる匡正主義の論者は、宜しく刑期を長くして、以て、犯人の徳性を養ひ、之に職業を教へ、勞働の習慣を興へしむ可しとの説に同意せざるを得ざるに至る可きなり。

偽破産文書偽造の大よりして詐偽取財窃盜に至る迄比々として皆然らざるはなし。而して終に返還するなく、又賠償するなく、屢監獄に入りて屢富者ととなり、終に驚く可き多額の財産を有するに至る者あり、裁判官は彼等が多額の辯護料を投して事件を辯護士に託するを知ると雖終に爲す所を知らざるなり。

思ふに、若しその得たる利得を確實に隱匿するの途なく、一旦處刑せられんか其興へたる損害を賠償せざる可からざとせば、此職業に従事する者斯く迄多數にはあらざる可し。

而して更に一の重要な觀察點あり。夫れ國庫の負擔をして徒らに過大ならしめ、監獄組織の改良をして困難ならしむる所以の大なるものは囚徒の餘りに多數なるに在り。而して此多數なる囚徒の大部分は八日十日の拘留より二ヶ月三ヶ月の禁錮なる短期刑を受くる者より成立す。佛國に於て一ヶ年以下の刑を受くる者の平均數十二万人、而して内五万人は獄内に留まる事僅かに一日乃至五日に過ぎざるものなり。

此點に關して、余は監獄の改良殊に犯人各自の性格に基きて相異りたる刑を課する方法は到底在監者の數を減するに至るにあらざれば不能なりとの論を主張するの必要を見る者にあらす。

此點に關する余の所信は、蓋、人の了解し得たる所なる可し、余は社會の必要と被害者の利益とより見解を下して監獄の實用を減せんとする者なり、則、長期の刑は、危險なる犯罪人、累犯者、惡評ある徒輩、怠惰者等に限りて之を適用し、只短期の刑に代ふるに損害賠償なる更に嚴酷なる方法を以てせんと欲する者なり。若し損害賠償の制を完全に實施するを得るに至らんか、輕微なる諸種の犯罪其數を減して、獨り被害者の満足を得るのみならず、又多くの制壓手段を不用に歸せしむるを得るに至る可し。此議論をこゝに重ねて詳論するは之を避く可し、そは寧ろ余をして問題外に涉らしむるものにして、又人をして議題より遠からしむるものなればなり。

されど、余は、今を距る十五年前稱導せられたる當初に於て此思想は一の法律上の邪説と認められ

たるものなりしに拘はらず、今日に於ては漸次確實なる地步を占むるに至りたるの事實を證するの喜を禁する能はず。今日に於て此説は最早異端にあらざるなり。

例へはアリンズ氏は、其の著『刑事學と法律』中の一章(三九一頁乃至三九六頁)に於て、此説の困難とする所を説明しつゝ、氏も又此説を採るの人たる事を明にしたり。加之氏は既にクリスチャニヤの會議に於て其報告書中に述べて曰く『此議論の目的とする所は只出來得可き場合に制壓に經濟的原素を加味せんとするにあるのみ。……若し犯罪人か、自己又は自己の使用人の勞働に依り、若し犯罪人又は其家族に特別の利害關係を有する私人又は公力の慈惠に依り、被害者に満足を與へたる結果として自由刑の全部又は一部を免るゝものとせば、これ則其結果に達したるものなり。……斯の如き改良は慎重と明敏とを以て漸次に行はる可き所にして、裁判官が良心と熱慮と及注意とを以て之に協力するあるによりて初めて全きを得る所なり』と。

註、獨りアリンズ氏のみならず、倫敦なるホウワード、アムンショイシヨンの書記なるクルック氏も一八九九年六月タイムズ紙上に公にしたる書翰によりて又同様の意見を發表したり。

(未完)

○本年初回の死刑執行に就て

流石に死刑勵行國たる我邦は年初一句を経ざる内に死刑囚二人を執行せり、二人は共犯にして其犯罪の情況及執行當時の模様は本月九日刑行の時事新報に詳記せられたれば即ち之を左に掲ぐ

芝區松坂町三十六番地大工職芳越忠吉(三十一)及び栃木縣宇都宮市石町三十六番地大工職五月女松太郎の二人は何れも前科三犯の惡漢にて殊に去る三十二年十二月九日午前三時には共謀して芝區三田二丁目十一番地北口ヤチ方に放火し其騒ぎに紛れて隣家露木輔兵衛方外三箇所より古銀衣類等を竊取せしかば翌三十三年十一月十

二日東京地方裁判所に於て何れも死刑の宣告を受けしを之に服せずして控訴したるに遂に棄却せられて裁判確定したりしかば兩人共七日午前九時十分市ヶ谷監獄署内にて東京控訴院棚橋檢事豊野典獄立會の上死刑を執行されたり兩人は其執行の間に至りて去る卅二年十月出獄したる後共謀して埼玉地方を徘徊し強盜殺人、放火、竊盜等の如き有らゆる惡事を働きたる旨を懺悔したる後芳越は此場に至りて別に遺言すべきことはなけれど凡そ世の中に惡事程甚だしく自己の心身を勞するものなし若し此惡事に費す心身の勞を他の事柄に移しなば何事も困難なるものなかるべしと存するなり何卒當署内にある人々に對して吳々も此趣を御教戒ありたしと述べて

果應報ほど怖しきものはなし自分が幼少の頃江藤新平といふ人が寫眞を犯罪人の搜索に利用したるに其身も亦後此寫眞の爲めに捕縛されたりとかいふことを聞きしかば事こそ異なれ自分が今日其手に造りし絞首臺にて一命を終へるの因縁は誠に相似たりなど、語り了りて是れ亦絞首臺の露と消えたりとす

心靜に刑の執行を受け次に五月女は自分は去る三十二年竊盜犯にて服役中他の囚徒と此絞首臺を建造したるものにて其節は斯る臺にて死刑の執行を受くるものは餘程の惡人ならん杯と語り合ひ居りしに何ぞ計らん自分も其惡人の一人となりて我手に建造したりし絞首臺に登るとは囚

而してまた記者の聞く所に依れば芳越某なる者は死刑執行の際典獄に遺言として諭げて曰く該犯罪人は正さしく予獨り其罪責を負ふ者なり、五月女に對しては眞に憫然に堪へず、實際彼は其犯の汚名を被むるとは謂へ、彼と共犯の通謀を爲し途中まで赴きたるに彼は泥酔の餘り誤て溝渠に陥り衣服も泥に塗れたれば他の共犯之を扶け懇に介抱なしける中に予は獨り犯罪の實行に着手したるなり、五月女に對しては誠に氣の毒の感に堪へず云々と、此遺言こそ全く信を措くに足らずとは謂へ、縱令また芳越は豫審及公判に於て常に他の犯罪を庇護するの傾きあるとは謂へ、死出の旅路に上ばるべき懺悔物語として亦聞くべき價值あるやも計

られず、況んや溝渠に陥り云々の事實は他の共犯者に於ても亦承認する所なるに於てや、死刑は由々敷大事なり之が執行の上にて慎重の態度を採るべきは勿論なるが徒らに心證を採て以て死刑を執行せむとするは誤れり、想ふに判官或は兇惡なる罪漢に對し直接證據を得がたきの故を以て一に心證に依て死刑を擬することもあらむ、而かも斷じて直接證據のなき限りは死刑を執行すべからざることを予は我が當局者に進めむ、之が爲めに或は殺人罪者の大多數を逸することありとするも無幸の一人を非命の死に陥らしむることを避けよ、唯直接證據のなきを憂へて無幸を死に擬するを避くべし、死刑執行の少きを憂ふる勿れ、國權は僅々たる兇漢の生を奪ふに非されば之を維持する能はざる程の薄弱にはあらざるなり

五月女某の死刑場設置の件は實に是れ犯人の言の如しとすれば死刑場の設置夫れ自身は既に惡感化を與ふるの基となるものにして以て其因縁の淺からざるを知るに足るべし

○特赦申請行狀錄添付書類に就て

特赦申請に添付すべき行狀錄は假出獄申請添付書行狀錄摘要に於けるが如き様式にては不十分なりと謂ふ、各監獄提出書類にして往々右摘要を添付せらるゝ向あれば之が照會往復に手数を要すること甚なからざれば今後尙一層當局の注意を煩はし必ず正式なる行狀錄謄本を添付せられんことを望むと其筋の人は物語れり

○クルーゼン氏膠州灣に赴任す

本會小河副會頭宛の來信に依れば氏は愈々獨國占領の膠州灣に赴任し裁判及監獄事務に執掌せりと謂ふ殊に監獄事務に就ては我國に於て經驗したる智識を活用する上に於て至大の便益を感ずる趣云々とありたり、氏は尙近き未來に於て再遊を欲するの情切なりと

○埼玉縣川越支署幼年監と成る

川越は都下繁鬧の地を距る數里外に在り、且其地の人民極めて質朴都民の如く狡獪譎詐の術に富ま責任を負ふものと覺悟せざる可からず、幸に早崎典獄の熱心此事に當るあり、其成功を疑はずと雖も直接の監督者に非ざる限りは意外の失誤なきを期すべからず、草創の勞に搗て加へてまた其監督に就ても密ならむことを望む

○警監學校廢止の風聞に就て

議會解散の爲めに來年度豫算は本年度豫算を襲用することゝ爲りたるも同學校豫算は臨時費なるが爲に本年度限り廢止せらるべしとの風説は昨今學校生徒間に持囁かれたるも、其筋に就て聞く所に依れば右様のことなく依然來年度に於ても引續き開校せらるべしとのことなり

○鹿兒島大分二監獄の食糧

米價騰貴の結果食糧費に不足を告ぐべき虞あるより過般本省經理課長より外國米給與等の件に就き注意したる趣なるが、夫れかあらぬか、鹿兒島大分の二監獄に於ては諸を給するとに定めたりと謂ふ

○官吏身分帳其他の諸帳簿様式發布せらる

客年十二月司法省訓令第四號を以て監獄官吏身分

ず、四圍茫々たる武藏の平原、田畑耕耘を以て常業と爲す、都下に近接して比較的弊習に染みざるは即ち此の地たり、不肖幼年者を矯正感化する上に於ては最も恰當の地たるも即ち是、茲を以て今春來都下及横濱に養生すべき幼年囚及懲治人を同支署に收容する事に決し今日現に其の數約五十名なりと謂ふ、主として耕耘を作業と爲し別に教師を置いて専ら教育的に感化手段を講じつゝあれり、警視廳及神奈川拘禁幼年者中餘り刑期の短小なる者は收容せざることゝ爲し警視廳は二月以上神奈川は六月以上の幼年囚及懲治人を收容することに定められたり、蓋し刑期の短なる者は一は押送上に關し一は教育上に關し之を省略したるものなるべし、其施行の狀況如何は事草創に係るを以て設備の未だ充備せざるものあるべく且又記者の聞く所甚なきを以て向後尙見聞次第之を續報することを怠らざるなり、兎に角川越幼年監は實に我國幼年監の嚆矢にして監獄事業の上に一進歩を告げたるの初階たり、同支署は此榮を擔ふと同時に一層器具全体の奮勵を待て其成績を呈はすべし

帳其他の諸帳簿様式等發布せられたり
右は本年より施行を要すべき趣旨を以て昨年取急
き發表せられたる次第なりと謂ふ

病床日誌現症の欄中身長胸圍呼吸縮長の差の欄に
尺寸とあるは尺寸分の誤にして殊に呼吸縮長
の差の欄には尺は不必要にして寸分なり更に角
病前後の比較對照を得せしめんが爲めに記入すべ
きものなれば此趣旨に依り記入せられんことを請
ふ

健康診断簿氏名欄に番號の記入様式なきも此等は
便宜記入せられたし

右二項は様式の不備に基くものと思すれば各主
任者に於て相當注意を加へられんことを望むと物
語れり

藥品受拂月表製劑及雜品受拂月表患者日表等は品
目及病名別に應じ縦線を畫するも無論差支なしと

○新營及修繕に就て

各地監獄に於ける新營及修繕の上中は誠に本號論
説欄内事務官の謂はれるが如く各地思ひ／＼にし
て隨て作り隨て壞るの奇觀さへ呈することあり、

て茶話例會は開かれぬ、當日は恰も警監學校生徒
の修學旅行に際したれば其方面の出席者の少な
かりしは遺憾なりき、山上眞本兩事務官の巡回談
ありて午後五時頃散會せり(該速記は本號論説欄内
に掲ぐ)出席者氏名左の如し

○十二月十二日茶話會出席人名

- 大野 鐵四郎 澤田 利喜三 柳 井 善行
- 山澤 丈三郎 中澤 善之助 西原 百太郎
- 畑川 市太郎 高橋 浦吉 西元 龍拳
- 木村 榮造 松岡 彌一 淺川 角太郎
- 岡村 武義 片山 定次郎 山路 力之助
- 市成長 太郎 坂本 清太郎 田付 錫太郎
- 鈴木 建雄 渡邊 誠一郎 福岡 桂司
- 飯島 源次郎 林 平治 山本 神助

之が取締に就ては主務省に於ても一方ならぬ苦辛
を要せらるゝ所にして遅々には何とか論議あるべ
きも新營若くは修繕の爲めに増額を要請し殘額剩
餘あるとき之を他に利用する方法を採るは各縣
の例なるも今後は斷然右に對して容易に認可せざ
るの方針を採るべしと謂ふ

○外國文在監人遵守事項に就て

英佛獨露清の外國文在監人遵守事項は此の程漸く
出來したれば不日各監に送付せらるべしと謂ふ、
尙從來各監房囚人に配付せられたる分を見るに何
れも主務省配付の其れと同一なれど各監所定の規
則例へば動作時刻監房工場掃除の方法順番及監房
内器具の整列法等在監人に示すべきものは悉く之
に網羅するを要すべしとなり、此等の事項は各監
特別に規定せらるべきものにして主務省に於て一
様に規程する能はざるが故に之を省きたる迄なれ
ば必ずしも主務省の通牒様式のみに従ひ之を配付
するにも及ばし

○客年末茶話例會

客年十二月二十日第三土曜日を用し年末納會とし

- 齋藤 七藏 藤本 初太郎 福澤 勇太郎
- 伊藤 定男 鈴木 政次郎 中村 義正
- 横山 三平 松本 秀雄 高野 十七藏
- 石波 市太郎 杉山 榮吉 神谷 仙松
- 下野 了政 佐々木 廣之 印南 於菟吉
- 石島 興 原 香福 藤澤 正啓
- 早川 直亨 内田 駒太郎 森野 胤珍
- 吉岡 猛 河野 純孝 神野 忠助
- 津之 地 彦一 鈴江 震治郎 留岡 幸助
- 關 幸田 彦次郎 杉浦 覺龍 有馬 四郎助
- 香川 又次郎 小泉 三橋 眞木 壽
- 渡邊 武太 高野 三郎 山上 義雄
- 山口 清一 武田 謙宏 小河 滋次郎
- 丸 信之 金澤 公炳 石澤 謙吾
- 山田 虎一郎 邊見 祐之助 千頭 正澄
- 木村 通久 小松 吉久

○十二月中特赦人名

上 申官廳	特赦放免	勅諭月日	賞與	服役年月	特赦理由	罪名	刑名	刑期	氏名
函館地檢事正	一一ノ四	一一ノ一	三三年餘	追擲刑改換ノ狀顯著	放火未遂	輕懲役六年	長谷川ハナ		
熊本縣典獄同	同	同	三三年餘	同	放火	重懲役九年	坂井ナツサ		
鹿児島縣典獄	一一ノ四	同	三五年餘	同	放殺	輕懲役六年	酒井ナナ		

十二月 十二日	滋 賀 縣	十二月 十日	公證文書變造行使	輕懲役七年	岡田 傳兵衛
十二月 十八日	同	十二月 十五日	強 盜	重懲役六年	太田 〃
十二月 二十七日	同	十二月 二十四日	公證文書變造行使	輕懲役六年	井上 爲次郎
十二月 二十一日	福 島 縣	十二月 十九日	毆 打	重懲役三年	吉田 熊四郎
十二月 二十二日	青 森 縣	十二月 九日	官 人 訛 說 盜 用	輕懲役六年	有 馬 保 德
十二月 二十九日	山 形 縣	十二月 二十六日	放 火	同	小林 小次郎
十二月 二十三日	石 川 縣	十二月 二十日	官 文 書 毀 壞	重懲役三年	山崎 謙五郎
十二月 二十八日	鳥 取 縣	十二月 二十四日	公文書偽造行使	輕懲役七年	朝倉 喜代郎
十二月 二十八日	山 口 縣	十二月 二十五日	毆 打	死 刑	加島 幸太郎
十二月 二十九日	同	十二月 二十六日	約束手形詐欺裏面行使	重懲役二年六月	河村 卯三郎
十二月 二十六日	佐 賀 縣	十二月 二十三日	紙幣偽造未成	同	山口 才市

○事故錄

自三十五年十二月十日 至三十六年一月十五日



法 令

十二月二十日 本會茶話例會を開く 是を以て本年の納會とす
一月一日 在京の本會員協會に集り石澤君先唱の下に 陛下万歳
を三唱し共に新年の祝杯を舉ぐ
一月十二日 内務大臣は感化法第十四條に依り明治三十八年四月
一日より埼玉縣に感化法を施行することに定めたり

司法省訓令第四號

總督府東京府
を以て集治監



監獄官吏身分在監人員監書日表在監人員報告日表共犯名簿清償簿
懲罰簿書債權見解病床日誌調治簿健康診察簿種痘簿藥品受拂月
表製劑及雜品受拂月表患者日表教諭原簿學人名簿就學者出監人
名簿別冊の通相定む
但別冊は別に頒布す
明治三十五年十二月二十七日 司法大臣 男爵 清 鹽 香

叙任辭令

○十二月二十七日

給六級俸

○高知縣

看守長兼監獄書記 野村 平次郎

○富山縣

醫務所長監獄醫 川村 精策

司法省監獄局長正四位勳四等 久保田 貫一

依願職務ヲ免ス

叙勳三等授瑞寶章
叙勳八等授瑞寶章
全 山口縣監獄書記兼看守長 栗屋 稔
全 愛知縣監獄書記兼看守長正八位 島津 幸通
全 大分縣監獄書記兼看守長正八位 桂 常 三
岡山縣監獄書記兼看守長正八位 山本 鐵吉

高岡監獄支署長ヲ命ス
○香川縣
富山縣警部兼監獄書記 泉 研介

○新潟縣

長岡監獄支署在勤

直宗本願寺派教師 西山 龜英

監獄醫ヲ命ス(月俸四拾五圓給與)

鈴木 將

依願教師ヲ免ス

直宗本願寺派 松田 正信

○大坂府

新潟縣監獄署教師ヲ命ス(長岡支署在勤)
月俸金拾七圓給與

任大坂府監獄醫(月俸貳拾五圓支給)

○兵庫縣

森澤 榮次郎

○福岡縣

小倉監獄支署長

依願免職

給五級俸

監獄書記兼看守長 榑原 景克

○長崎縣

監獄醫(總務) 孝橋 秀徳

久留米監獄支署長

年手當六拾圓

監獄醫(總務) 横田 仙之助

監獄書記兼看守長 本野 米一郎

月俸貳拾七圓給與

獨托教師(總務) 木多 義興

方轉住者は通信により中に疑はしきは所轉警
察署へ照會して其素行を確めたるものなり、
年賀欠禮、右により小生夫妻は年初には在宿
して被保護者の來賀を受くるに忙しく爲めに
孰れへも參賀の禮を欠けり、今日此報告を呈
して年賀の禮に代ゆ伏て宥恕を希ふ

◎婦人出獄人保護所建設は官有地の貸與を得、建
築費三千〇九十圓は早稲田慈善園遊會の寄附
によりて收入したれば進んでは此建築を豫と
本事業に保護したる出獄人にて在京自營せる
各職工の手に委ねて建設する用意をなせり

新著紹介

○刑法改正案の二眼目

小河滋次郎氏著 明法堂發行

本著第二編は著者の最も熱血を凝ぎたる所、而か
も亦筆毫、感情に制せられざるは平生著者の思想
の堅實蘊蓄の深きを見るを得べし、世の死刑論を
草する者動もすれば感情に阿るの俗論たるを免か

る能はずとすれば是れ誠に死刑は惡刑たるに外な
らず、殊に況んや殺人罪の多數は其證據を檢擧す
るの困難なる漫に心證を採て以て裁斷を試む時に
或は無辜の民を害するなきを保せず、審理の綿密
と老熟とを以てする外邦に在てすら誤判の例證極
めて多し、況んや我邦の如き再犯の調査さへも不
十分なるを免かれざる裁判所に於てをや、一層誤
殺の多かるべきは監獄事業に列する者の想像し得
らるべき所なり、曾て之を片山博士に聴く現に精
神病者を死刑に處したるの實例予の知る所のみに
ても儘かに二三ありと、予は此語を聞いて慄然と
して身に粟の生するを覺へたりと、嗚呼實に國家
は精神病者を死に據して以て恬然刑罰の威重を示
し揚々自得したるなり何ぞ夫れ怒むべきの極なら
ずや、各國の法制上精神病者を遇するの途自ら周
密を期して其間過誤なきを必せり、我刑事訴訟の
幼稚なる精神病者に死刑を擧する遺般の事敢て深
く怪むに足らざるが如しと雖も而かも亦之を法制
の完備に待たず裁判官の心證を採る上に於て隨時
鑑定せしめ得べき職責あるに拘はらず之を措て願

れず、公平に明晰に「クリミノロヂー」と「ペノ
ロヂー」とを根柢としたる刑事政策の上より立論
したる者我邦に於て絶へて之あるを見ず、著者は
即ち我國刑事學者の隨一、問題は即ち刑事學上の
一大疑問たる死刑存廢論、著者と問題との好配合
は馬ん多能く識者の迎合せざる所と爲らむや、著
者の死刑廢止は年來の宿望たり、今日此時機に於
て之を發揚したるは實に刑法改正案の爲めに促成
せられたるなり

著者先づ筆を專制の大王と稱すへき露帝の事績に
起し殆んど事實上死刑の廢止を斷行し終に退放刑
をも廢棄したるの勇と仁慈とを稱し立憲政の下に
在る我國民の尙之を廢止するの勇なきを暗に諷示
し以て我國刑政の沿革より將たまた法理の上より
死刑廢止の斷行せざる可からざる所以を説き進ん
て一々死刑維持論者の説を反駁せり、其理由一々
傾聽するに足る、殊に行文の間實例を引證して以
て之を説明す證據千鈞の力を添ゆるものあり、死
刑存廢の如何は實に殺人罪の消長如何に關す、死
刑を廢止したる邦國に於て既に殺人罪の増加を見

みざるが如きは如何に冷血とは謂へ法官の無能も
亦極まれりと謂ふべきなり、是を以て考ふるも死
刑は單に明文のみに存し實行を止めよとの折衷論
も亦容るべき餘地なきに似たり、著者の謂ふが如
く斷然之を明文より削除せよとは蓋し至言たり
刑の効果は寬嚴にあらずして正確に存し而も殺人
罪の正確に檢擧し能はざるは各國共に轍を同じふ
する所とす、死刑者に無罪者の多き誠に著者の證
明する所、而かも亦外國に在ては常識を有するの
法官多少證據の不完全なるものあれば誤殺を避け
むが爲めに死刑を嫌忌して自由刑に輕減するを常
とす、之れが爲めに亦刑の威重を害し犯人の僥倖
を圖るの野心を有せしむるの弊あり、明文上廢止
を斷行せざる可からざる所以また茲に存す、著
者は一々此等の事實と理論とを掲げ注意深く論斷
を下せり、是れ實に予の大に同情を表せざるを得
ざる所とす

最後に於て(第十六章)著者は死刑全廢の行はれざ
る曉として數個の提案を示して以て論結に代へた
り、内に曰く死刑を存すとせば裁判官をして自身

之に當らしめよ、若し判官否まば監獄官吏も亦之を拒み結局一人の受負專業たらしむべしと、此語は實に目下の急務として賛同せざるを得ず露國曾て萬國平和會議を提唱したりき、朝野の政客皆口を極めて之を嘆稱したるは今尙吾人の耳朶に新なり、或は露の政策を評して口蜜腹劍と稱する者ありと雖も而かも尙新帝王の國是として之を讚美するを憚からざりき、而して國際平和會議なるものは事實果して之を實行するを得るや否やは少しく國際上に注意する者の何人も疑はざる所、不能を知りつゝも切めて將來軍備の緊縮將たまた財政の整理に資する所あらむとし兼ねて戦争の減少を計らむが爲に皆之を讚稱したるに外ならず然るに我國朝野の政客たる者の死刑に對する態度は如何、戦争と死刑とは日を同ふして論ずる能はざるか、然り戦争は寔に兵力を以て國際間の平和を擾すべき抗敵所爲なり、死刑は實に國權を以て一國家の臣民に對するの殺害所爲なり、兩主權者の間に對してすらも殺害行爲を禁制せんとす、況んや死刑の如き大斧を揮て蟻螂に向ふが如く專恣的

なる行爲に於てをや、戦争は恰も個人の正當防衛に於けるが如し、之を一個の權利として主張する敢て何等の非を認めず、死刑は恰も家長懲戒權の下に殺戮を企てんとするに在り、彼に同する者何くんぞ是に同せざるの理あらむや、問題は實に軍備の緊縮財政の整理に於けるが如く小に非ず、博く人道の如何に存す、君子國たる我邦豈死刑を全廢せずして可ならむや (別天生妄評)

地方通信

静岡縣監獄行事日誌

明治三十五年典獄達

- 三月十二日 (三) 在監人賞譽規程細則ヲ定ム
- (四) 身分帳視察表記入心得ヲ定ム
- (五) 囚人懲治人犯由調査心得ヲ定ム
- (六) 在監人行狀報告簿取扱例ヲ定ム
- 三月十四日 (七) 在監人請願簿様式ヲ定ム
- 三月十四日 (八) 拘留日課様式ヲ定ム
- (九) 留置場日誌様式ヲ定ム
- 三月二十九日 (一) 刑事被告人分房拘禁規程ヲ定ム

- (一) 三) 囚人分房禁規程ヲ定ム
- (四) 刑事被告人監房携有品書留簿ヲ定ム
- (五) 在監人運動監督表ヲ定ム
- (六) 身分帳書信表様式ヲ改ム
- (二) 在監人體格表様式ヲ改ム
- (三) 看守長接待區域ヲ改ム
- (四) 囚人監房別異規程ヲ定ム
- (五) 在監人監房配置順序ヲ定ム
- (二七) 文書種類區分標準ヲ定ム
- (二九) 監獄日課取扱手續ヲ定ム
- (三〇) 作業成績表及作業日課下調手續ヲ定ム
- (三一) 作業習熟期ヲ定ム
- (三二) 囚人南籍取扱手續ヲ定ム
- (三三) 監房捜査日誌取扱例ヲ定ム
- (三四) 新人囚人調諭順序ヲ定ム
- (三六) 在監人食糧ヲ一回一勺減スルノ件

明治三十五年典獄指示

- 三月二十二日 (三七) 行狀審査期間満了ノ者審査施行ノ件
- (三七〇) 監房配置名簿名札ニ前科記入ヲ加フルノ件

三月二十四日 (四〇六) 分房拘禁日誌ヲ設ケル件

三月二十九日 (三八八) 囚人分房拘禁規程 實施ニ付當分實施ノ件

難キ内訓ノ件

四月十三日 (五四九) 日曜日教職罷役後ヲ就役前ニ改ムル

- 五月二日 (五九七) 被告人身分帳食物差入願書ノ編綴ヲ止メ別冊トナスノ件
- 六月十一日 (七九) 確定囚人當日就役シメサルヲ改メ準備ヲ了レハ直チニ就役セシムル件
- 六月十六日 (八一) 女囚自衣休役時ニ洗濯セシムル件
- 六月十八日 (八一六) 刑事被告人行狀録様式ヲ定ムル件
- 六月二十日 (八四八) 夏季差入食物制限ノ件
- 六月六日 (七七四) 囚人身上票ニシテ照會ヲ要セサルモノ半載様式ニ改ムル件
- 七月四日 (九〇五) 衛生上特ニ注意ノ件
- 八月十四日 (一〇五六) 紙製石盤使用許可ノ制限ニ關スル件
- 八月十四日 (一〇五七) 準初人給與工錢アル者ノ身分帳表紙ニ符號ヲ記入スル件
- 八月十九日 (一〇八〇) 就役囚ノ履物ノ檢問ニ限リ草履トシ他ハ下駄ニ改ムル件
- 八月二十七日 (一一一) 囚人身分帳作業表簿房事由ノ記載例ヲ定ムル件
- 九月一日 (一二二六) 就役囚行圓ノ定刻及號令廢止ノ件
- (一二三七) (イ) 解罰ノ際教誨ヲ要スル件
- (日) 懲治人幼年囚ノ引取人ニ對シ教誨師ヨリ注意ヲ與フル件
- (ハ) 未丁年囚モ個人ニ依リ引取人ニ引渡シ且

九月二十六日 (二六四)看守辭職ノ診斷書ハ監獄醫ニ照ルノ
 十月一日 (二九三)宿直日誌記載例ヲ定ムル件
 十月十六日 (三五六)イ)囚人身分帳圖覽簿記入ヲ廢止ス
 ルノ件
 (ロ)學事試驗表ヲ創設シ身上票ノ教育宗教ノ
 記入ハ教職師ニ於テ取扱フ件

十月二十一日 (三八五)囚人ノ手拭ヲ監房用ト工場用トヲ別
 異スル件
 十月二十五日(一四〇)八)監房檢査日誌取扱例ヲ定ムルニ付注意
 ノ件

十月二十九日 (一四二)特別増築チ夕食ニ給スル件
 十月三十一日 (一四三)吐痰禁止ニ付テ注意ノ件
 十月九日 (一三七)別房留置ハ視察表ヲ以テ決裁ヲ請フ
 ノ件

明治三十五年戒護官吏沿革

- 一 一般看守ノ講習ヲ施行シタル事
- 二 看守ノ教育前一ヶ月間ニ實務ニ使役セサル事
- 三 第二課ニ看守長一人ヲ増員シタル事
- 四 看守部長ヲ淘汰シ精選シタル事
- 五 支署ノ看守ニハ人物ヲ擇フ方針ニ改メタル事
- 六 看守ノ懲罰ヲ明カニシタル事

- 七 早出看守約三十人内外ヲシテ半減シタル事
- 八 看守ノ休暇ハ第一課長ニ於テ典ヲ例ヲ改メ第二課長ニ移
 シタル事
- 九 晝夜分勤ヲ晝夜運動ニ夜警ノ交替一時間ニ改正シ
 タル事

明治三十五年遇囚沿革

- 一 囚人ノ懲罰ヲ明カニシタル事
- 二 行狀審査會ニハ主任看守夜警看守女監取締ヲ參加セシムル
 例ヲ定メタル事
- 三 準初人工賃給與ノ決定ハ行狀審査同式ヲ以テ行フ事
- 四 健康因ノ食物購求ヲ全廢シタル事
- (イ)典獄自カラ總囚ニ對シ勸諭貯蓄ノ意ヲ訓諭シタル事
- (ロ)看守ニ對シ廢止ノ事由農運ノ心得ヲ訓授シタル事
- (ハ)副食物ニ購求ノ嗜好品ヲ加フルノ方針ヲ探リタル事
- (ニ)實行ノ成績好良ニシテ一人ノ犯則ナキ事
- 五 囚人ノ情苦ヲ聽クニ努メタル事
- 六 日蓮教團ニハ典獄課長看守長凡テ毎ニ參列シタル事
- 七 教誨場ノ命令ヲ廢シタル事
- 八 喫飯中高等官ニ對スル敬禮ヲ廢シタル事
- 九 兩性別異ノ精神一貫ニ關スル注意ヲ勵行セシメタル事
- 〇 準初人工賃給與ノ上中ニ定日ヲ立タル事



英國に於ける犯罪者の増加

最近英國に於ては犯罪者の増加を來したるもの
 如し、最近の監獄事務官及重罪監獄の報告書
 に依て見るに英格蘭及威爾斯は大に増加し蘇格蘭
 之に次ぎ愛爾蘭は却て寧ろ減少の徴候を呈せり今
 千九百年及千九百一年に於ける人口十万人に對す
 る犯罪者の割合を見るに左表の如し

千九百一年	千九百年
蘇格蘭	一、四〇二
一、四八九	七四四
愛爾蘭	七二〇
五七一	六二一
英格蘭及威爾斯	五七一

事務官は此増加の原因に就て所見を吐露すること
 を憚かると雖も別に之に就ては深き原因の存する
 もの、無きが如く思諒せり
 また此増加の原因を以て千八百九十八年の監獄條
 例に依り管理の方法變更したるに基すと謂ふ者あ
 り即ち各地方監獄より事務官へ宛て報告したる

者是なりとす 典獄の謂ふ所に依れば運動時間の
 間對話を許したるが爲めに不良の結果を來したる
 なりと是れ或は事實なるべしと雖も然れども新規
 定に依り此特權を得んことを希望するの囚人は極
 めて少數にして之が爲めに全部の責任を負はしむ
 る能はず
 パーミンガム監獄は曰く運動に於ける對話は
 多くの囚人之を好まず、寧ろ多數の囚人は常の
 如く運動のみを撰ぶ、唯僅かに對話を希望する
 所の者は僅少なる惡漢のみ
 一面雜居勞働は適當なる監督の下に之を施行すれ
 ば其成績可良なるものあり、唯一二の典獄多少之
 に就て異見を抱く者ありと雖も多數は囚人の善良
 なる行狀を保ちて作業に精勵なるの状態を認識せ
 り、結局雜居勞務の成績如何は監督の如何に存す
 るものと知るべし

ウオーセスター監獄は曰く現に周到なる監督
 の下工場に於て十臺の堯廷織機を備付け三十名
 を就役せしむべき設備を施せり之が作業の狀
 況に就て精査するに成績昨年比し殆んど倍せ

り是れ全く雜居勞務の效果なりと信ず蓋し授業手の熱心も亦與つて力あるや疑を容れず此織器はまた監房に備付くるとあり例へば行狀不真なるときは之を監房に收容し若くは雜居勞務に於て怠慢なるときは監房に收容するとあればなり

○監獄管理法の變化

監獄管理法の變化即ち不真幼年囚を習慣犯者と離隔する方法は滿腔の熱心を以て當局者の裁斷を請はざるを得ず、事務官は之に關して曰く

予は監獄管理の組織に就て不真幼年者を習慣犯者と離隔するの最も適當なる制度たるを確信するものなり、蓋し此制を除きては他に恐らくは好良の成果を得べきものなからむ、斯の如くして初めて能く不真幼年囚の醜化を免かれ得べき社會保護上必要の制度たり、從來之に關しては一方ならぬ苦心を費したり云々と

習慣犯者に對して監獄局の調査する所に依れば囚人員總數二、八七九人の内一、三四二人は前に懲役刑に處せられ若くは三四回六月内外の刑に處せられたる者なり、而してまた其内一二三人は所

謂不正の所行に依て生活を營まむとする財産罪を犯したる者とす、事務官は内務大臣に建議して曰く典獄の報告に依り最早出獄せしむるも社會に危害を與へざるものと認め假出獄を申請するに至る迄の期間此種の犯人を分離せしめむことを請ふと、想ふに内務大臣も此建築を容るゝに吝ならざるべし、亦實に然か希望せざるを得ず

○感化所遇の方法

今や正さに監獄は單に刑罰及懲戒の場所に非ずして改良感化を努むべき所なるは毫も疑を容れざる所と爲れり、之が効果を收むるの困難は各典獄教誨師の熱心に盡力せらるゝにも拘はらず男囚百中五十二人女囚百中七十一人の再犯以上の徒あるを以て見るも如何に前科者の多く而かも囚人改良の困難なるかを想察するに餘あるべし

若し夫れ監獄管理法にして比較的囚人改善の實を挙げむとならば左の諸點に注意するを要す

(一)典獄教誨師女監取締(保姆)看守の人选を慎重ことは最も必要の條件なり

(二)現在よりも尙一層外部の勸力外間人士の教誨に依り感化歸善を圖る手段を講ずること

(三)實際典獄の任用に關して吾人は從來退職士官を以て之に充て來りしことを悲まざるべからず、軍隊の訓練方法は固より特美なる點を承認すと雖も而かも個人的待遇に依り犯人を善良に導くの手段としては適當ならず

教誨師の選任に關しては尙一層の注意を加へ十分信頼し得べき人物ならざる可からず、單に教誨事務を行ひ以て足れりと爲すが如きは到底囚人を改善せしむる能はず、自己の心を以て他の腹中に含き心と心と相接觸し愛情を以て之を同化し人類共同の美質技能智識を以て始めて能く彼等を改善せしむるを得べきなり、故に此神聖の職に當らむとする者は獨り英國教會及羅馬教會に屬する僧侶のみならず

尙一層範圍を擴め非英國教會の信者をも採用するに至らむことを望む、苟も以て適當の士あらば其所屬教會の如何を問ふの必要なし

尙一層範圍を擴め非英國教會の信者をも採用するに至らむことを望む、苟も以て適當の士あらば其所屬教會の如何を問ふの必要なし

(四)外間人士の教誨に就て曾て内務大臣の發せられたる地方監獄に對する省令第五十九條に依り縱令ひ教會を有せざる宣教師と雖も監獄事務官の承認を経て隨意に囚人を訪問し教誨を加ふることを得との規定發布を見るに至りたるは實に喜悅の情に堪へず、希くは尙之と同一の權限をウエスレヤン及其他の教會にもれん與へらことを切望す

○千九百二十一年監獄官吏恩給法

典獄は善良なる看守を待つに非ずんば其職責を十分に盡くす能はず、監獄管理の必要條件は即ち適當なる人士を採用し而して此の至難にして且責任

ある職務の執行に就て訓練を怠らざるに在り
千九百二年の監獄官吏恩給法は予の最も満足とする所なり即ち地方監獄の監督者に向て普通文官の恩給に比し前俸給の三分二を超へざる範圍に於て加給するの權能を與へ若くは從來三分二の恩給は四十年勤続の者に對して支給したるに之を改めて地方長官の權限に委ねたるを以て必ずしも四十年を待つを要せず、其の以下の者に對しても便宜恩給を給するを得るが如き、何れも皆官吏の勤勞に對するの報酬として頗る嘉みせざるを得ず

是れ實にホワード協會の多年主唱する所にして斯の如くして始めて能く道義心の發達したる善良の看守を採用し得べきなり、由來監獄事務は繁雜にして氣餒へ神疲るゝの劇務たり加之之が職務を正當に執行せしめむと欲すれば特別の教育を與へざる可からず、故に監獄官吏を優遇すべしは政府當然の職責なりと信ず（以上四項昨年發行ホワード協會報告）

○冬期間檢身所に煖室爐を増置するの議

在十勝 大橋彌三郎

願ふに近年獄制の發達に伴ひ諸般の事既に改良の路に就き遠からずして完成に至らんを、特に遇因上の如きに至りては實に到らざる所なく盡さざる所なしと云ふも敢て過言に非らず、故に又何を云ん然れ共余輩をして忌憚なく之を言はしめば斯の如きは夫唯外面一片を視たる言に過ぎざる而已、若夫深く其内容に入り能く之が觀察を爲すに於ては而も其事の切要なる所に於て未だ改良に及ぶ必要を認すも雖も其設備不足なるに因り因人に對へて動もすれば刑罰以外の苦痛を感せしめ或は身體の健康を害するの嫌あるに風に余輩の實験する所也豈に遺憾ならずや然れば即ち速に之が改良を計り以て其害を除去せざる可んや
夫北海道の冬季に於る寒氣なる時は孰れの地方と雖之を内地に比すれば頗る酷なる者あり況や其中に就き最も寒氣の酷烈たる十勝地方に於てはや若其苦寒の如きに至りては實に彼の所謂窮陰凝凜冽として積雪屋を没し堅氷地にあり寒風温なく指を凍し膚裂くこと豈に其状態を説明したるの語に非ずや思て茲に至る斯の如き

風土に拘禁せらるゝ所の囚人の苦痛は夫果して如何すや蓋し預想の外と言はすべからず、然り今試に當地に於て最も寒氣の酷烈と稱する季節即ち十二月の頃より翌年三月中旬迄の間に於る囚人が動作の一斑を言んべし、毎朝華兵零下拾五度乃至貳拾度而降るの時號籠一盞を穿て起床するや閉監直に監房を出で洗面を爲し食堂に入り喫飯を爲し之を終るや檢身所に登り長衣を脱して全身裸體となり以て搜檢を受け然る後短衣を着して漸く連續着所に至る然り而して是等の動作時間夫素より長ならずと雖も此の少時に於て特に裸體にて搜檢を受ける時に於て彼等が其酷烈なる寒氣の爲に苦ぢられ、然として手足痛痒を感せず遂に耐へ能はざるの結果、悲鳴の聲を發する者、或は憂鬱して痛哭する者、或は所遇の茲に到らざるを悲訴する者、否として之あるを視れば如何に寒氣の酷烈にして身體に障害を興ふるものあるを想像するに足らん最も是等の涅槃を防ぐの目的を以て嘗て檢身所に三個の煖室爐を掲げ出及び還房の際爐に之を焚燃すと雖其高廣なる檢身所に於て焉か能く温熱を加へ以て其嚴寒を防ぐことあらんや唯夫設備し在ると言ふに過ぎることは而已

教育の有無を身分帖に記載するに就ての處感

正藤 元 吾郎

身分帖は恰も囚人に對する案牘の如きとせば先づの迷る處にして最も斯かる性質を有する事は曉々せずとも讀者の知る處ならん然り而して是れが身分調は一通り調査したる上にては尙ほ生産地に向ての委員再調をなし得て該帖に添付せるも果して教育の有無則ち學術如何の程度に迄て居るや否やは本因の口述而已にては少細判然難致されば則ち然らば確定の際諸種の書籍を尋は看覽せしめ以て其試たる結果を委しく記載し置き以て爾來彼等が在監中看讀書籍の監房下付の期日毎日出願するに前同佐藤久江氏が述し如く無教育者と身分帖に記載あるに其實四書の看讀申請をなし

以て其實を叩けば虚飾的に是れを監房に下付なし得ざる者は時々往々見る處にして殆んど遣は彼等の性質と云ふも可ならん是れを出願通り下付せば彼等の弊弄物を下付すると尚ほ一方より云はば領置庫より種々の手数を繰り下付したるに斯くる事ありとは不取締たるの潮あるを免れざる可し然れば右の如く教育の有無を正に確め置きたる身分帖に射照して下付する事になさば不適物を下付せざる事になり行けり然れば身分帖の性質より云ふも教育の有無判然して正確の記載たる云ふを得るなり右なりせば佐藤久江氏に愛る如く直接戒護看守の活眼を開て下付者讀書籍不適不適たるに注目せるも自然一文字の横なき者か四書の下付を得て虚飾に是れを學ぶと云ふの憂なくして可ならん識者以て如何と云



委員會決議

一、地方部に於て醜集したる會費十分一を各地方

部の雜費に充て其支拂に就ては毎年六月及十二月の二回に本部に報告せしむる事
 二、十年以上皆勤の者及二十年以上勤續の者に對し會頭の名を以て彰功狀を發し且其の氏名を本會彰功名簿に記載し置く事
 三、左の區別に従ひ彰功狀に添へて左の紀念物を贈與すること
 十年以上皆勤の者 銀製メダル
 二十年以上皆勤の者 同
 四、各地方部に於ける主任者に對し本會會費集金雜誌配送等の盡力懃なからざるを以て其勞に聊か酬ゆる所あらむが爲め三十五年十二月分會費集金高の二割を標準として贈與する事

○慰勞金贈與之部

報告地方部長	該當規則條項	在職年數	贈與金額	職名	姓	名
大阪地方部長	第三條第九號第五	十年餘	金 參圓	元 大阪府	看守	武内 雄平氏
熊本地方部長	全	十八年餘	金 四圓	元 熊本縣	看守	田中 義十郎氏
大分地方部長	全	十五年餘	金 參圓	元 大分縣	看守	藤本 大平氏
鹿兒島地方部長	全	二十三年餘	金 五圓	元 鹿兒島縣	看守	染矢 市五郎氏
全	全	十三年餘	金 參圓	元 鹿兒島縣	看守	高田 耕夫氏
全	全	十八年餘	金 四圓	元 鹿兒島縣	押丁	江島 最利氏
愛知地方部長	全	十七年餘	金 參圓	元 愛知縣	看守	大野 章一氏
全	全	二十年餘	金 四圓	元 全	上	國分 重春氏
全	全	二十年餘	金 四圓	元 全	上	松浦 慎藏氏
岐阜地方部長	第三條第九號第二	三年餘	金 拾圓	元 岐阜縣	看守	堀江 敏次郎氏
茨城地方部長	第三條第九號第五	二十四年餘	金 五圓	元 茨城縣	看守	名越 寅吉氏
栃木地方部長	全	十八年餘	金 四圓	元 栃木縣	看守	松坂 光廣氏
東京地方部長	全	二十年餘	金 參圓	元 警視廳	看守	安田 勝次氏
京都地方部長	全	十八年餘	金 四圓	元 京都府	看守	森田 芳福氏
岐阜地方部長	全	十六年餘	金 參圓	元 岐阜縣	看守	山中 喜平太氏
全	全	十六年餘	金 參圓	元 全	上	豊瀬 知久氏
兵庫地方部長	全	十年餘	金 參圓	元 兵庫縣	看守	上 豊澤 勇三郎氏
北海道地方部長	全	十九年餘	金 四圓	元 北海道集治監	看守	中島 政則氏
全	全	十二年餘	金 參圓	元 北海道集治監	看守	藤田 豊藏氏
全	全	十二年餘	金 參圓	元 全	上	青山 新次郎氏
全	全	十二年餘	金 參圓	元 全	上	長谷部 五郎氏
全	全	十二年餘	金 參圓	元 全	上	鈴木 繁松氏
全	全	十四年餘	金 參圓	元 全	上	田野 鐵太郎氏
全	全	十四年餘	金 參圓	元 全	上	牧口 豊彦氏
全	全	十五年餘	金 參圓	元 全	上	永山 榮學氏

靜岡地方部長	全	上	二十一年餘	金四圓	元	靜岡縣	看守田尻	禮氏
島根地方部長	全	上	十年餘	金參圓	元	島根縣	津縣	百太郎氏
岐阜地方部長	全	上	十一年餘	金參圓	元	岐阜縣	看守遠藤	英氏
大分地方部長	全	上	十二年餘	金參圓	元	大分縣	看守木幡	儀助氏
鹿兒島地方部長	全	上	十八年餘	金四圓	元	鹿兒島縣	看守山口	直助氏
佐賀地方部長	全	上	十四年餘	金參圓	元	佐賀縣	看守石橋	末吉氏
全	上	十八年餘	金四圓	全			上今泉利八	洲氏

○吊慰金贈與之部

報告地方部長	該當規則條項	在職數年	贈與金額	職	名	姓	名
長崎地方部長	第三條第九號第三	十六年餘	金拾圓	故	長崎縣	看守川上	實氏遺族
茨城地方部長	全	十七年餘	金拾圓	故	茨城縣	看守松井	眞之助氏遺族
長野地方部長	全	十六年餘	金拾圓	故	長野縣	看守高山	三郎氏遺族



恭賀新年

明治三十六年一月

清浦 奎吾 印南於菟吉
 小河 滋次郎 逸見祐之助
 山上 義雄 宮下 鈞太郎
 眞木 喬 磯村 政富
 藤澤 正啓

明治三十六年一月二十日

發行人兼編輯人 印刷 人

發行所 東京市麴町區永樂町一丁目三番地 監獄協會
 印刷所 東京市麴町區內幸町一丁目五番地 惠愛堂

伊蘇普物語の一節

或日兎は龜に向て曰ひけちく汝は足短くして遠足には堪へなむ、憐むべきものよと龜之に對へて曰く我は足短しと雖も百里の道を歩まむ、汝こそ前後の足長短權衡を失し歩行に困難を告げなむ、憐むべきものよと、互ひに罷り合ひけるに終に坡堤十里の競争を試みぬ、兎は龜を侮りて是弱の者よ、我は姑く草を杭さして假寐の夢を食らむとて午睡し眠漸く覺めて我に復へり疾走するも早や龜は何時しか目的地に到着し華胥の境に遊びぬ今は悔めども及ぶなと

監獄改良の軌道を辿りつゝある同人諸子、此兎に鑑みて苟且偷安の計を爲す勿れ、改良の前途には疾驅せよゆめ愈り賜ふな